

となつた。此の種の税も其の初めは手数料と租税とを混同してゐたが、其れが段々と分化する傾となつた。斯の如く流通税系統の租税は經濟の進歩と共に進んで來たが、其の中に不勞利得に税する趣旨の加はつたものが少なからず出來て來た。相續税、土地増價税、財産増價税の如き其れである。是等の租税を今尙ほ印紙税、登録税の中に入れてゐる立法例もあるが、次第に流通税より分ちて不勞利得税の一體系を形づくるといふ立法が出來て來た。是れ亦租税の分化の一例である。流通税は直接税、間接税の何れの體系に屬するかといふに、從來の立法例に於ては多く間接税に屬するものとし、學者も亦多く流通税を以て間接税の一としてゐる。余の見る所によれば、流通税は直接税にも間接税にも屬せず獨立の地位を有するものであるが、強いて何れかに入れるとせば直接税の中に入るべきである。近來の財政學者も多く此の説である。

第二款 學理的税制組織

第一項 税制組織の要件

一 税制の組織は租税原則に従ふて之をなすべく、従つて先づ租税原則の要求

に適ふが如き租税を選択せねばならぬ。これが税制組織の第一要件である。處が如何に租税を選択しても、總べての租税原則に適ふものゝみを揃へる事は出來ない。そこで、多くの租税を組合せ、其の一税の缺點は之を他税の長所にて補ひ、全體の上にて租税原則の要求に適ふ様に企圖せねばならぬ。之を税制組織の第二要件とする。

二 然らば租税原則は税制組織に關し如何なる要求をしてゐるかといふに、

第一に國民經濟的・原則の要求する所は左の如くである。

- (1) 總べての租税が正當なる税源より支拂はるゝ様に税制を組織する事、換言せば、原則としては所得より、例外としては財産より支拂はしむる様にすること。
- (2) 直接に税源に税せぬ限り、税源の所在を暗示して誤らざる租税客體を選んで之を税制の要素となす事。
- (3) 税制は總べての租税をして、皆擔税指定者の負擔に歸する様に仕組む事。

第二に社會的・原則の要求する所は次の如くである。

- (1) 税制は總べての人と總べての物とを逐つて税する様に仕組む事、従つて人

税と物税とを組合さねばならぬ事。

(2) 税制は各人が其の擔税力に應じて租税を負擔する様に仕組む事。それが爲めには次の方法を探る事が必要である。

- (イ) 財産殊に収益に重く課するの趣旨に依り、形式的二重税を課する事。
- (ロ) 不勞利得重課の趣旨により、不勞利得税の一體系を税制中に組込む事。
- (ハ) 最低生活費免税の趣旨に依り、生活必需品税を税制中より除き去る事。
- (ニ) 奢侈に重く課するの趣旨に依り、奢侈税の體系を税制の中に加ふること。

第三に財政政策的原則の要求は次の如くである。

- (1) 税制は充分的原則に従ひ、収入を多く齎す税を選び其の要素となす事。
 - (2) 彈力的原則に従ひ、経費膨張に伴ひ得る租税を選び其の要素となす事。
- 一の租税にして以上の要求を充たすものは殆んど之を見出す事が出来ぬ。そこで税制は多くの租税を結び付け、其れが全體の上で、各人の力に應じて擔税せしめ、而も税源を涸さないで、年々國家の経費支辨に不足なき収入を得て行ける様に之を組織せねばならぬ。

第二項 税制の組織分子たるべき租税

一 税制を組織せんとせば、家を建築するが如く、其の基礎を据ゑ、其の輪廓を構へ、其の釣合を取り、結構を整へねばならぬ。而して其の基礎を据ゑるには主として國民經濟的原則に依らねばならぬ。租税を永へに續くべき制度となさんとせば、租税が取上げられても亦次に租税を支拂つて行くべき力の存する様に仕組まねばならぬ。即ち税制を組織すべき諸税が正當の税源より支拂はるゝ様にせねばならぬ。正當の税源は、原則として所得であり、例外として財産である。

所得を正面より捕捉して課税すれば所得税が成立し、此の所得税を税制の基幹とせねばならぬ。然るに所得を側面よりも捕捉する必要が起り、所得の存在を推定すべき客體を捉へねばならぬことがある。今所得の捕捉に就て考ふるに、各人は種々の行爲や出來事や事情に依り、其の所得を有してゐることを世間に表示してゐる。然らば何時、如何に所得の存在を世間に表示してゐるのであらうか。

時期に就ては三つある。其の第一期は所得が成立しつゝある時期、即ち營利が行はれつゝある時期である。其の第二期は所得が成立した時期、即ち營利の結果

を収める時期である。第三期は所得が成立したる後の時期である、即ち所得が使用せられ處分せらるゝ時期である。所得の成立時期を捉へるは所得の正面捕捉であるが、所得の成立しつゝある時期並びに所得の成立したる後の時期を捉へるは所得の側面捕捉である。

次に如何に所得の存在を世間に表示するかと云ふに。第一に所得の成立時期に於ては、法人は決算の報告に就てし、個人は公債社債の利子、會社利益の配當俸給、給料等の支拂を受くるといふ事實に就てするのである。勿論各人に所得申告の義務を負はしめねばならぬ。次に所得成立前の時期並びに所得成立後の時期に於ては、法人も個人も、財産の所有、營利、取引、消費といふ四の事實に依つて所得の存在を世間に表示してゐる。斯の如く所得が個人經濟の收入支出並びに其の兩者に跨つて世間に表示せられてゐるとせば、租税は此の所得の諸表示を捉へて税せねばならぬ。そこで租税として三つの系統が成り立つのである。其一は個人經濟の收入といふ事實を税し、之を所得税といふ。其二は個人經濟の支出といふ事實を税し、之を消費税といふ。其三は個人經濟の收入支出に關係する取引といふ

事實に税し、之を流通税といふ。此の所得税、消費税、流通税を相結びて統一すると、そこに整然たる租税體系が成り立つのである。

更に財産を以て税源とする場合には實質的財産税が成り立ち、所得税中の財産税に重みを加ふることとなる。而して財産を以て税源とする場合と雖も、所得を税源とする税を排斥するので無い。是が故に所得税、消費税、流通税の三大體系は、平時と戦時とを問はず、税制の三大分子を形づくることとなるのである。

二 社會的原則に照らして消費税、所得税、流通税を見る。消費税は主として民衆的消費に課するものであるから、其の負擔は比較的貧者の肩にかゝる。之に反して所得税は所得や財産等に課するものであるから、其の負擔は主として富者の負擔となる。斯くして貧者と富者とに互つて税することゝならば、普遍の原則にも適ふのである。處で消費税と所得税との二つのみにては、所得の觀念の中に這入らぬ随時收入を税することも出来ないし、又消費税で税してゐない消費を税することも出来ない。そこで消費税と所得税とを補ふ税として流通税を認めねばならぬ。斯の如く消費税と所得税と流通税とが鼎立するときは、普遍の原則の要

求は遺憾なく達せられるが、租税平等の原則の要求は未だ充分に達せられない。そこで租税平等の原則の精神を尙ほ一層深刻に税制の上に發揮せねばならぬ。即ち財産殊に収益を重課する趣旨を貫く爲めに、收得税に形式的二重税の税制を立て、不勞利得重課の精神により、收得税並びに流通税の中に不勞利得税を加へ、最低生活費を免税する爲めに消費税の中より生活必需品を除き、奢侈重課の精神を貫く爲めに使用税並びに直接奢侈税を起すの必要が生ずるのである。是に至り貧者は消費税に就て不平を鳴らす事が出来ず、富者も亦收得税に就て攻撃をなす事が出来ない。斯くして租税平等の原則より見るも、税制は收得税、消費税、流通税の三大黒柱の上に築かれねばならぬ所以を知る事が出来る。

三 税制の三大體系を財政政策的原則に照らして見るに、これ亦其の要求を充たしてゐるといふ事が出来る。何となれば、此の三大體系の租税を結び合はす時は、多くの収入を擧ぐる事が出来るのみならず、必要に應じ収入の増加を圖る事が出来るからである。消費税は民衆的性質を有するから、自ら多くの収入を齎す事となるが、又其の人口の増加するに従ひて自然に収入を増加するに至るものである。

る。流通税は消費税の如き巨額の収入を生ぜないかも知らぬが、經濟の進歩に従ひ、取引の盛んなるに伴ひて次第に其の収入を増加するに至るものである。收得税も税率其他の課税方法如何により相當に巨額の収入を齎すものであるが、經濟の進歩に伴ひ各人の所得や財産が多きを加ふるに従ひ、段々と収入を増して行くものである。尤も中には其の収入が殆んど定まつて弾力性を持たぬものもある。處で一朝戦争が勃發するとか、又は經濟上の恐慌が起るとかいふやうなことがあれば、一般の消費が衰へ、取引も減じて來るから、消費税並びに流通税の収入は激減することになる。此の時に當つて是等の税に對して俄かに税率を高くしても到底增收を期することが出来ぬ。處が收得税も斯の如き場合に減收を來すことを免れまいが、中には税額に大なる差を生ぜぬものもある。若し變に處する爲めに少しく税率を高くすれば、增收を得るも決して難くないのである。要するに、收得税、消費税、流通税は相結んで始めて、充分的原則、彈力的原則の要求を充たすことが出来るのである。故に財政的原則より見るも、税制の三大體系は鼎立せしむべきで、偏廢することが出来ぬ。

第二部 租税各論

我國の租税制度は國税制度と地方税制度とに大別する事が出来る。國税は收得税と流通税と消費税との三部門よりなり、地方税は主として收得税に屬してゐる。國税と地方税との區別は寧ろ便宜的に發達し必ずしも學理的な要求をみたしてゐない。これ中央地方に通ずる税制の根本的改革の必要なる所以である。

國税制度は複雑化してゐる。即ち昭和十二年には根本的改革に先立つ暫定立法として臨時租税増徴法を設け、昭和十三年には支那事變特別税法、所得税法、法人資本税、砂糖消費税及取引所税の増徴、利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税の賦課を定めてゐる。従つて基本税法、歳入經常部に屬する各税と歳入臨時部に屬する臨時利得税と臨時租税増徴法と支那事變特別税法とを併せ考へねばならぬ。

第一章 收得税

第一節 收得税概論

一 收得税の體系を組織するに當つては、税源の理論に鑑み、所得税を基幹とせねばならぬ。處で財産殊に收益を重く課する趣旨を貫かんとせば、形式的二重税の理論に依り、所得税の外に補充税として尙ほ一本の租税を立てねばならぬ。

所得税の補充税の第一案は收益税、第二案は簡別所得税、第三案は一般財産税、第四案は簡別財産税である。此等の補充税の中、一般財産税の外は多くの租税より成り立つから、其れ自身も亦一の體系を形づくる事になる。學理的に論ずれば、收益税制度は地租、家屋税、營業收益税、資本利子税等を以て、簡別所得税制度は土地所得税、家屋所得税、營業所得税、資本利子税等を以て、簡別財産税制度は土地價格税、家屋價格税、營業資本税、貸付資本税等を以て組織すべきである。

(1) 收益税制度は其の収入が確定し、比較的變動がないと云ふ長所を持つてゐるが、缺點も亦少なくない。即ち、第一に收益税制度にありては課税標準が概ね客觀的であつて實際の收益でないから、其の課税は租税主體の擔税力に相應せぬものとなる。第二に、收益税制度を組織する諸税の間に於ては、相互に課税標準を同じうしないから實際の負擔が不公平となる。第三には、收益税は所得税の補充

税であるといひながら、徴税手續の上に於て相補ふ事が出来ない。強いて之を相補はしめんとせば非常に不公平の結果を生ずるのである。

(2) 簡別所得税制度は、各財源に就て實際の所得を捕捉するものであるから、収益税制度の如き缺點は無いが、各税の課税物件たる所得が實際の所得と相違する時は矢張り不公平のものとなる。斯の如く不公平のものを、更に徴税上に於て一般所得税と相補はしむれば、其の不公平は一段と甚だしくなるのである。

(3) 一般財産税は、總べての財産を綜合したる上にて課税するから、収益税制度の如く各財産に就て課税標準を異にする様の事がなく、そこに不公平は起らぬ。又財産があれば所得を生む事を推定し得るから、財産税の課税と所得税の課税とは互に相補ふ事を得るのみならず、簡別所得税の如く徴税上の不公平を増す事がない。加之、所得を生まない財産で擔税力を有するものにも課税し、租税の普遍の原則の要求をも充たす事が出来る。只だ一般財産税に對する批難は其の財産を網羅する事と、其の財産を正當に評價する事とが困難であるといふ事である。

(4) 一般財産税に比例税率を課し、免稅點を置かなければ結果に於て簡別財産

税と異ならない。故に一般財産税の長短は簡別財産税に於ても存してゐる。只だ簡別財産税は、財産を簡別的に見て之を個人主體に綜合せないから、物税となつて来る。そこに一般財産税と異なつた簡別財産税の本質が現はれる。

二 收得税は所得税を基幹として補充税を以て補ふべく、更に不勞利得重課の趣旨に依り、不勞利得税の一體系を之に結び付けねばならぬ。不勞利得税は流通税體系の中にも存するが、收得税體系にも含める事が出来る。即ち普通の財産税に對して、動的財産税を立て、普通の所得税に對して、超過所得税を立つべく、動的財産税と超過所得税とが相結んで、不勞利得税の體系を組織するのである。

(1) 動的財産税は、財産權移轉の時を捉へて財産に税するものである。相續税、贈與税、富籤利得税、土地増價税、財産増價税が主なるものである。財産權移轉の時を捉へ税しても、其の財産若くは財産の増價を税源とし、租税客體とするからには、明かに財産税である。然らば普通の財産税と並び立てば二重税となるかといふに、普通の財産税は靜的財産税であるに反して、此の種の税は動的財産税を形づくるのである。又普通の財産税は所得税を補ふ補充税であつて、形式的財産税たるに過ぎないが、此の種の財産税は不勞利得を税し、實質的財産税ともなり得るが故

に動的財産税は普通の財産税と相俟ち相補ふものであると云ふ事が出来る。

(2) 超過所得税とは正常所得に超過する額に税するものである。我國の法人超過所得税、臨時利得税、利益配當税、公債及社債利子税の如し。普通の所得税と彼此相補ひ、普通の原則と平等の原則とに適ふ事となるのである。

要するに不勞利得税は收得税體系の缺くべからざる要素である。

三 收得税は所得税と其の補充税と不勞利得税との三柱に依つて之を支へねばならぬが、更に進んで其の中に於て人税と物税とを結び付けねばならぬ。是れ普通の原則より來る當然の要求である。

一般所得税は明かに人税である。故に補充税並びに不勞利得税の中に物税の分子を加へて置かねばならぬ。若し補充税として収益税、箇別所得税、箇別財産税の制度を採らば、物税の分子が其處に存在するのであるから、其の要求が充される事になる。處が補充税として一般財産税をとり、其れに人税の性質を帶ばしむれば、物税の分子が無い事になる。そこで内地に於て財産や營業所を有する外人並びに外國居住の内國人に對し、箇別所得税や箇別財産税を課せねばならぬ。

以上は主として國税に就て云つたのであるが、地方税に至つては人税と物税と

を結ぶ必要が愈々大となるのである。蓋し地方團體に於ては其の團體内に住まないで、其の團體内に財産や營業所を有する者が甚だ多いからである。そこで地方税としての收得税に於ては、其の體系中に物税を缺いてはならぬ。

四 我が國税としての收得税は、所得税と地租と營業收益税(營業税、取引)と資本金子税と相續税とよりなり、直接國税の名がある。昭和十二年に外貨債特別税と法人資本税との二つの國税收得税を加へた。我が地方税は殆んど收得税より構成せられ、道府縣税は直接國税附加税と獨立税とに分れ、市町村税は直接國税附加税と道府縣税附加税と特別税とよりなつてゐる。即ち第二種所得税と資本利子税と相續税とを除き、凡ての直接國税に對し道府縣と市町村とが直接國税附加税を課してゐる(但し市町村が戸數割を課せず)。道府縣獨立税には家屋税と特別地稅と營業税と雜種税(船税、車税、水車税、市場税、電柱税、金庫税、牛馬税、犬税、狩獵税、屠宰税、不動産取得税、漁業税、備前税、流木税、商品切手發行税、温泉税、遊漁税、軌道税、ダンス税、立木伐採税、畜畜器稅、代人稅、玉突臺稅、種繭稅、船舶取得稅、棧稅、瓦斯管稅、廣告稅、蠶賣業稅、賣業稅、配電稅、漁業權取得稅、ゴルフ稅、ピアノ稅、潜水線稅、珊瑚採稅、地中電)とがあつて、市町村が此等に道府縣税附加税を課してゐる。市町村特別税は戸數割と其他の特別税(段別割、戸別割、家)とよりなつてゐる。

第二節 所得税

第一款 所得税の發達

一 一般所得税として歴史上に初めて現はれたのは英國の所得税にして一七九九年にピット(William Pitt)がナポレオン戦争の時に徴收したものである。一八一二年に平和條約成ると共に廢止せられたが、其の翌年に再び戦が開かるに及び再び起し、一八一六年にナポレオンが全く破れるに及び之を廢したのである。ピットの所得税は要するに戦時税であつた。一八四二年にピール(Robert Peel)が再び一般所得税を起し關稅改革に伴ふ收入の缺陷を補つた。ピールは一定の期限を附し議會の承認を経たのであつたが、其の期限後も財政の狀態が其の撤廢を許さなかつた。斯くして恒久的の租稅として認めらるゝ事となつた。

英國の所得税は各國の租稅制度に大なる刺戟を與へ、歐洲諸國は十九世紀の後半に所得税制度を採用した。伊國は一八六四年、ザクセンは一八七八年、プロイセンは一八九一年、奧國は一八九六年に各所得税を起した。其後獨逸の各國は相次いで所得税を採用した。佛國の所得税は一九一四年に始めて起された。米國は南北戦争の時に一時的に所得税を定め其後屢々起したのであるが、憲法違反とし

て廢止せられたのである。遂にウイルソン(Wilson)は憲法改正の手續を経て所得税を採用したのである。今日に於ては文明國にして所得税を有せないものなしと云ふ有様であるが、所得税は近代に入つての産物である。

我國は明治二十年に所得税を設け爾後數回の改正を経て今日に及んでゐる。明治三十二年と大正九年とは根本的の改正が行はれた。

二 以上は所得税と稱せらるゝものであるが、所得税の先驅と見るべきものは已に早く存してゐた。人頭税が其の適例である。只だ人頭税は各人の所得の高、擔稅力を顧慮しない不公平のものであるから、轉じて階級税となり官廳の査定に基づき納稅者を種々の階級に分ち一階級内の各人に一定額の租稅を課した。然し社會生活が複雑となるに従ひ階級税は愈々不平等不公平の負擔となり、是に於て階級税は次第に廢せられ、各租稅主體の事實上の所得を査定し之に課稅せんとするに至つた。一般所得税はかうして生じたのである。最近に至り簡別所得税が一般所得税を補ふ税として收益税に代つて發達して來た。簡別所得税は今日の所謂所得税ではないが、所得税發達の中途に於ては混淆してゐたこともあり、今

口に於ても同じ所得税法の中に兩者を規定してゐるものもある。仍て是には先づ一般所得税を論じ、次に箇別所得税に及ぶこととする。

第二款 一般所得税

一 一般所得税は、あらゆる方面より來る所得を個人經濟に結び付け其の人の所得を形づくるものとし、一體として課税するものである。従つて個人經濟の主體より出發し、所得を形づくる源につき分析的に箇別的に見ず、其の個人經濟のあらゆる方面よりする全所得を綜合する點より見て、一般所得税は普遍性を有すと云ふ。又其の所得と之を得る個人經濟主體とを離して見るを得ない點よりして、一般所得税は主觀性を帶ぶと云ふ。故に主體税又は人税と名づける。而して所得の概念に關しては數多の學說の存する中にも、實際上に影響を及ぼしたるものとして『各人が一定期間内に於て各種の勤勞、事業、資産より受くる各收入より之を得る爲に要する各經費を差引きたる殘額の總和を以て所得とし』規則性を重要視する學說と『一定期間内に於ける財産増加の總額より、其の期間内に於ける財産減少の總額を差引きたる金額を所得とし』その規則性を輕視する學說との二つが對立する。我國の所得税法は自然人については前者の方法を取り、法人については第二の方法を採用してゐるのである。

所得税の普遍性は三つの方面に存してゐる。第一に所得税は原則として總べての租税主體を洩れなく捉へねばならぬ。第二に所得税はあらゆる所得を寄せ集めて之に除外例を設けることがない。第三に是等の綜合所得をば其の所得を得る經濟主體に結び付け全體として之を課するものである。

所得税の主觀性は、所得を客觀的に見ずして、所得を得る經濟主體より見て個人の種々の關係を斟酌するものである。個人の關係を斟酌する事は、個人の所得の擔稅力の大小に應じ適當の課税をなす所以である。

所得税は普遍性及び主觀性を有するが故に、應分擔稅の原則の要求を充分に而も完全に充たし得るのである。斯くて所得税は最も完全なる租税と謂へる。

二 我國の所得税を普遍性と主觀性との兩方面より觀察して見る。

(1) 所得税の普遍性は所得税の主體と所得税の客體とに關してゐる。

第一に、各人に所得税をかけると云ふ點より見れば、法人の所得にも個人の所得にも均しく課税せねばならぬ。我國の所得税法は過去に於て個人所得と法人所得との間に差別課税を行つた上に、合名會社、合資會社の所得と株式會社、株式合資會社の所得との間にも、差別課税を行ふ事となつてゐた。現行法は所得税を三種に分ち、第一種を法人所得税とし、第三種を個人所得税とし、第一種法人所得税は更

に普通所得税、超過所得税、清算所得税に分けてゐる。即ち從來の法人相互の間に於ける差別課税を止めたと同時に、法人所得を二重に税し、かの高き累進税率を適用せられてゐる個人所得税と權衡を保つてゐる。

第二に、あらゆる源より來るべき所得を綜合する所謂綜合課税であつて、所謂源泉課税に對立せる方法である。一般所得税の本質上より綜合課税主義を採用すべきであるが、我が所得税法は二つの例外を設けてゐる。其の一は第二種所得甲の内地に於て支拂を受くる公債、社債若くは銀行預金の利子又は貸付信託の利益である。一般所得税の普遍性と云ふ見地よりせば、此の方面にも綜合課税主義を適用すべきである。例外の其の二は第二種所得乙の内地に住居せざる者の内地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若くは利息の配當、剰餘金の分配又は利益若くは剰餘金の處分たる賞與若くは賞與の性質を有する給與として、課税技術上止むを得ない。尙ほ法人より受くる配當金、賞與金に就ては久しく源泉課税を行つてゐたが、大正九年昭和十二年の改正により第三種所得に於て「法人より受くる利益若くは利息の配當又は剰餘金の分配の收入金額より其の十

分の二を控除したる金額に對し綜合課税を行つてゐる。

(2) 所得税の主觀性を發揮する爲めには、所得の量及び質に對して考慮をめぐらさねばならぬ。所得の量に就ては累進税率が問題となる。所得の質に就ては個人的事情を斟酌し、所得源及び所得の用途につき考慮せねばならぬ。勤勞所得輕課は所得源の問題で、家族關係の斟酌、保険料の控除、査定及び免稅點は所得の用途の問題である。而も此等の主觀性は専ら第三種所得税に規定せられてゐる。

我が所得税法は第三種所得税に於て累進税を採用し、第一種所得税、第二種所得税に於て累進、比例の兩者を並用してゐる。第三種所得税に就ては支那事變特別税を除き、百分の一より始まり百分の五十に終る超過額累進が行はれてゐる。

勤勞所得に就ては、所得總額一萬二千圓以下なるときは、其の所得中勤勞所得に付左の金額を控除すとし、控除の割合を三つに分ち、(一) 所得總額六千圓以下なるときは勤勞所得の十分の二。(二) 所得總額中勤勞所得以外の所得六千圓以上なるときは勤勞所得の十分の一。(三) 所得總額六千圓を超え勤勞所得以外の所得六千圓未滿なるときは勤勞所得中勤勞所得以外の所得と合算して六千圓に達

する迄の金額の十分の二。其他の金額の十分の一」と定めてゐる。

家族關係の斟酌に就ては、所得總額三千圓以下なるときは其の所得を有する者の申請に依り其の所得より同居の戸主及び家族中年齡十八歳未滿若くは六十歳以上の者又は不具廢疾者一人に付百圓を控除すの規定がある。

保険料の控除査定に就ては、自己若くは家族又は其の相續人を保險金受取人とする生命保險契約の爲めに拂込みたる保險料は年額二百圓を限り控除すとある。免稅點は千圓未滿と規定し、而して勤勞所得輕課、家族關係の斟酌、保險料の控除査定により千圓未滿になつた時も免稅してゐる。尙、戸數割を賦課せざる市町村に於て免稅點以下の所得者に對し特別所得税を課する場合がある。

第三款 簡別所得税

簡別所得税は一般所得税を分拆して箇々の所得に別々に課する税である。故に普遍性も主觀性も有せず、従つて物税にして人税でない。其の物税たる點より見れば收益税に近いが、簡別所得税は其の所得が眞に幾許あるかを見て之を課税するのであるから、物税としては收益税よりも一步を進めたものである。而して

租税の發達より云へば、先づ收益税が發達し之を改めんとして簡別所得税に到達したるものであるから、簡別所得税は收益税の變形にして最近の立法によるものである。國によりては簡別所得税に進まず未だ收益税を採るものがある。

簡別所得税をとる國は英、米、佛、伊の諸國であつて、特に英國を其の模範とする。英國の所得税は所得をA B C D Eに分ち源に遡りて課する源泉課税方法を採る。是れ即ち簡別所得税であるが、追々に主觀的要素を斟酌し、現今は一般所得税の性質をも併せ具へてゐる。即ち簡別所得税の上に所謂附加所得税が課せられてゐるが、其の附加所得税は純然たる一般所得税である。斯くして英國の所得税は一般所得税と簡別所得税とが結び付いたものとなつてゐるのである。

第三節 戸數割

戸數割は我國に發達した特殊の地方税であつて、所得税の變形とも觀られるものである。現行法に依れば、戸數割は獨立生計者に對し其の資力を標準として賦課する税となつてゐる。茲に謂ふ資力は所得額及び資産状態に依つて之を算定するのである。而して所得額で算定するのは明白に所得税の面影を現はして居

り、資産状況に依つて算定するのは、所謂見立割に歸着するものであるが、其れも所得や財産を推定して決することとなるのであるから、戸數割は人税であり、所得税の變形であり、所得税を補ふ税となるのである。

一 戸數割の發達を按ずるに、其の起源は明治十一年太政官布告地方税規則に在る。此の規則は明治十三年五月太政官布告によりて改められた。此の地方税規則に依ると、戸數割は單に營業税及び雜種税と相併んで地方税の一目として徴收すべきものであることが規定せられてゐるに止まつてゐる。そこで其の租税主體、租税客體、課税標準は府縣市町村で銘々勝手に定むることゝならざるを得なかつた。是れ戸數割が我國に於て最も古い税でありながら亂雜を極むるのみで、何等税法上の進歩を見なかつた所以である。明治十三年地方税規則備考は既に戸數割に公權的解釋を下し、戸數割は一戸を構ふる者に課し、同居と否とを問はず一戸を構ふる者は貧富に應じて差等を立つるも苦しからずと云つてゐる。即ち初め戸とは住居と云ふ意味として戸數割は一種の人頭税であつたが、其後實行が不能となり一種の階級税の性質を帯びるに至つた。戸數割は元來府縣税であつ

たが、之を各市町村に配賦し市町村は更に各人に課するのである。

大正十年に至り府縣税戸數割規則が發布せられ、更に大正十一年に府縣税戸數割規則施行細則が發布せられ、是に初めて戸數割の統一的法規が出来たのである。

大正十五年の地方税に關する法律により、戸數割は府縣税としては廢せられ市町村税として創設せられた。然し内容は、大正十年と大體に於て同様である。

二 戸數割の課税權の主體は市町村である。蓋し戸數割は各人の擔税能力を仔細に比較する必要があるから、府縣の如き區域の廣大なる地方團體の租税としては不適當なるが故である。但し大都市の如く住民の移動のはげしき地方に於ては戸數割を施行し難いので、所得税の附加税を以て之に代へ同時に家屋税附加税を多く課する事が出来る。

戸數割の租税主體は「一戸を構ふる者」と「一戸を構へざるも獨立の生計を營む者」と定められてゐるが、要するに戸數割は獨立の生計を營む者に課する税である。かくして戸毎に課せんとしたる戸數割は獨立生計者に課する税となつた。

戸數割の課税標準は租税主體の資力であつて、其の所得額と資産の狀況とによ

り算定するのである。故に戸數割は直接に所得を通じ間接に資産狀況を通じて獨立生計者の實力を捕捉する。此の資産狀況に依つて實力を捕捉するのには多く見立割なる方法に依る。斯くして戸數割は人税の性質を帯び所得税を補ふものとなつてくるのである。是れ物税たる家屋税とは根本的に異なる所である。

第四節 收益税

第一款 收益税の本質

收益税は收益に課する税である。收益とは一定の期間に一定の財源より生ずる箇別所得をさし、收益税は各財源に對する各收益を箇々別々に税するものである。收益税は箇別所得税に似た所もあるが、箇別所得税が純益を税するに反し、收益税は多く外形標準によつて税す。其の税源が各財源に對する純益たる點に於ては兩者は一致してゐるが、課税標準其他に於て全く異なつてゐる。一般所得税があらゆる所得を綜合統一して税するに對し、收益税は箇別所得税と同じく箇別的に税するが故に、收益を得てゐる人の收益の全體を見ることを得ない。従つて

個人的事情を斟酌出來ない。只だ財源あり其れから收益がある事を見て、之に税するものであつて、其の何人の手にあるかは之を問はない。即ち收益税は物を追ふて人を見ざるが如く見ゆ。是れ收益税に客觀性あり、客觀税と呼ばれ物税と呼ばれる所以である。要するに、收益税は箇別的であり客觀的である。

收益税の缺點は個人的事情を斟酌しない事である。苟くも同一の收入を得べしと見る時には同額の税を課するから、必ずしも實際の擔税力に順應するものではない。又收益の種類によりては或ひは之を捕捉し易く或ひは捕捉し難く、同じ尺度を以て測るを得ない。斯かる收益に課する税は自ら不公平となる。經濟の發達せざる國にては、各人の經濟狀態が異ならず、收益税も短所を現はさないから、收益税が租税の中心となつてゐた。經濟の發達と共に、收益税は短所を現はし初め、文明國に於ては、收益税が重要さを失ひ、所得税之に代り、收益税は單に補充税の意味を有するに至つた。又最近には國税としての收益税は廢止せられる事になつた。收益税の長所として物を追ふて課税する結果として、其の收入が確實である。我國に於て收益税の地方委譲を躊躇するは、此の長所あるが爲めである。

収益税の追ふ所の物は動産と不動産との二とする。不動産に属するものとしては地租、家屋税を擧ぐべく、更に動産に關する収益税には資本利子税がある。収益を齎す物として動産、不動産の外に營業を擧げる事が出来る。斯くして營業収益税が出て来る。要するに、収益税としては地租、家屋税、資本利子税、營業収益税を擧げる事が出来る。國によつては此の外に商業税、鐵道税、鑛業税、百貨店營業税の如きものもある。我國にては鑛業税と取引所營業税とを特別収益税としてゐる。

第二款 地租

一 地租は何れの國に於ても昔より發達せる税にして所謂農業國時代にては租税の中心をなす。然し農業國から商工業國に進むに従ひ、地租は財政上重みを減じて來た。地租は土地の収益に課する税であるから、土地の収益を都合よく捕捉出來れば地租は決して廢すべきでない。然し土地の収益は年々多少の變動を免れないから、其の収益を年々調べなければ真相を穿つを得ないのであるが、此の調査が困難である。蓋し農業經營者は之を明かにするが如き帳簿を備へず、又或る程度の自給經濟を行ふからである。故に諸國は年々其の収益を調べずして平

均的収入に税してゐる。平均的収入を計算するには、一定年間の収入を計算して臺帳に記入し是を以て課税標準とするのである。土地臺帳を作るのは面倒にして費用が掛かるが、年々調査するのに比すれば容易であるから、諸國は期せずして土地臺帳制を採つてゐる。土地臺帳制度に収益臺帳と地價臺帳との二種ある。理論上は前者が優つてゐるが、収益が一度記載せられても収益に變動を生ずると、納税者は此の制度に非常の不滿を感ずる。それで一般には地價臺帳制度が行はれてゐる。勿論地價臺帳を作るにも収益を離れる事を得ないのである。何れにしても臺帳制度は一定の期間のみ是に依るべきであつて追々修正を加へて行く必要がある。然し諸國の實際を見るに、修正が不可能なる状態にある事が此の制度の大なる缺點となつてゐる。

二 我國の地租は明治六年地租條例により舊幕時代の地租を改正し其後小改正ありしも原則に於ては動く所がなかつた。昭和六年に至り地租條例を廢して地租法を制定し、是に根本的の改革が行はれたのである。我國の地租は土地の賃賃價格を課税標準としてゐる。地租の課税標準としては、土地の面積が最も幼稚

にして、地價に進み、更に賃貸價格に進んだものである。昭和六年迄に用ひられた課税標準は、明治九年十年頃に始めて調査せられし地價である。地價と云ふは土地の賣買價格でなく、次の公式により収益より還元せしものであつた。

$$\text{地價} = \frac{\text{〔收穫(過去五年の收穫) - 〔肥料料(全收穫の15\%) + 地租(地價の3\%) + 村費(地租の1/2)〕 \times 數價}}{\text{當時の金利(6\%)}}$$

地價は其の算定せられし當時には土地の賣買價格に比較的に近いものであつた。然し經濟の進歩と米價の騰貴と金利の低下とにより、土地の賣買價格は著しく騰り、特に宅地に至つては都市の發達の爲めに非常に高くなり、茲に地價修正論が強く唱へられた。明治四十三年に市街宅地、郡村宅地の賃貸價格を査定し、原則として其の十倍を以て修正地價としたが、其後の經濟界の大變動の結果として尙ほ不公平は依然として續いたのである。漸く大正十五年に至り、貸主が公課修繕費其他土地の維持に必要な經費を負擔する條件で土地を賃貸する場合に貸主の收得すべき金額の意味に土地賃貸價格を定め、大正十五年昭和二年にわたり全國に就き土地賃貸價格を調査したのである。昭和六年に至り地租法の制定と共に、地

租の課税標準として地價を棄て、賃貸價格を採用したのである。而して賃貸價格を十年毎に調査し直し、時世の進歩に適合せしめん事を期してゐるのである。尙ほ大正十五年の税制整理の結果として、地租に免税點を設け、昭和六年の地租法も其の精神を襲つてゐる。即ち土地賃貸價格二百圓未滿の田畑を所有する自作農には地租を免する事となり、物税たる地租に人税的色彩を加へてゐる。而して此等の自作農には道府縣が特別地税を課してゐる。我國に於ては地租附加税が本税の約二倍を示し、地方税として重きをなしてゐる。

第三款 家屋税

一 前述の如く農業時代には地租が重要であつたが、商工業が盛んとなるに伴ひ營業税が發達し、同時に都市の繁榮につれて家屋税が生じた。

家屋税の發達を見るに、種々の時期を經過してゐる。其の第一期は家屋税が地租の中に含まれてゐた時代であつて、この時代に於ては家屋は土地の從物と看做され又は永久に土地に放下した資本と看做された。第二期は家屋税が地租から獨立して分離せる時代である。都市が擴張して借家が増すに従ひ家屋の財産價

格が土地の財産價格に譲らざるに至り、家屋に對する税と地租とが異なるものなることが分り、其の宅地の如何に拘らず家屋を家屋として税するに至つた。然し其の初めに於ては極めて幼稚なる税にして例へば家屋の大小とか竈數とか窓の數とか進んでは室の數によつて税してゐた。それで竈税、間數税、窓戸税が行はれたのである。第三期に入り家屋税は収益に税することになつた。家屋の収益は宅地の収益と家屋建築資本の収益とよりなつてゐるから、現代の進歩せる家屋税は宅地と建物との兩者に對する税なりと云ふ事が出来る。収益を見出す方法は種々あつて、或ひは家屋に等級を附するとか、或ひは家屋の賃貸價格を見て税し、或ひは家屋の價格を見出して税するのである。何れも収益に税するのが趣旨であるから、収益税としての家屋税が成立するのである。

二 今日の収益税としての家屋税の本質は家屋の収益に税するに存してゐる。故に家屋税を負担する人は家屋より収益を得る人である。従つて、借家であれば家主が擔税者たるべく、借家人をして納税者とするも擔税者は家主でなければならぬ。故に税の本來の性質より云へば、納税者も家主たるべく擔税者も家主たる

が故に、家屋税を以て直接税とするのである。この家屋税に似て非なるものは住居税である。住居税は、其の家に住める人をして租税を負担せしむるものにして、借家に就て云へば借家人が負擔すべく従つて使用税又は直接消費税である。即ち家の消費使用を捉へて税するものにして家屋の収益を捉へて税するものではない。故に住居税と家屋税とは根本的に性質を異にするものであるが、實際に於ては兩者は混同せられてゐる。而して家屋の需要の大なる時には家主が借家人に家屋税を轉嫁し、家屋税は住居税の性質を帶ぶるに至る。

次に家屋税の客體は家屋である。家屋税は家主の収益に課するものであるから、其の本質は借家に税する場合に發揮せられる。然し自己所有の家屋に住居する場合も消極的収益を獲てゐるから、矢張り家屋税の客體となるのである。家屋は使用の目的に依つて住居用と營利用とに分つことが出来るが、家屋税は其の何れに税すべきかの問題が起る。本來家屋税は住居用家屋に税すべきものである。營利用家屋に就ては其の収益が他から來てゐるものと區別し難く且つ營利用家屋は一の固定資本として營業収益の一分子を形づくるものである。營業税が營

業収益を税してゐる以上は、營利用家屋に家屋税を課すれば二重税となる。斯く理論上は營利用家屋に家屋税を課せざるを可とするも、實際上は營利用と住居用とを區別するを得ないから、家屋税は營利用の家屋をも税することゝなる。

三 家屋税が収益に税するとせば、種々の形式により収益を見出さねばならぬ。其の第一の形式は家屋の局部を捉へて収益を推定するものにして、竈税、窓戸税が其れである。其の第二は宅地の面積又は家屋の建築せられてゐる面積によるものであつて、建坪税が其れである。其の第三は家屋の大小、構造、室數其他に依つて家屋に等級を附するものにして、即ち家屋階級税である。其の第四は家賃を捉へて収益と看做すものにして、家賃税である。其の第五は家賃等より家屋の賣買價格使用價格を推定するものであつて、家屋價格税である。此等の中にて、竈税、窓戸税、建坪税は家屋税發達の第二期に屬し、家屋階級税、家賃税、家屋價格税は第三期に屬する。最近に於ては家賃税、價格税が多く行はれてゐる。

竈税は一種の人頭税と見るべきものである。間數税となれば家屋税の色彩を帯びて來るのであるが、室數を以て収益を推定するのは必ずしも妥當でない。窓戸税は佛國に於て革命の後に起り、爾來百年行はれたが、一九一七年に委譲せられて地方税となつた。窓戸税の爲めに窓を小にし又は少なくなし、衛生上弊害を流したるは顯著なる事實である。

建坪税は建物が大なれば大なる程、収益が大なりと推定して課税するものであるが、必ずしも正當ではない。殊に都會に於ては殆んど考へ得られない。

階級税は家屋の種々の事情を斟酌して等級を附するものであるから、前述の竈税、窓戸税、建坪税よりも一步を進めたるものにして、家屋税の第三期に屬してゐる。家賃税は借家に於ては収益を見出すに最も都合が宜いが、自己所有の住家に於ては附近の借家の家賃を標準として鑑定する外ない。或ひは現實の家賃の代りに平均的の賃貸價格を採用する方法もある。収益税の本義より云へば、此の形式が最も適當してゐる。更に一步を進めて、家賃より費用を差し引きたる純益を捉へることゝなると、箇別所得税となつて來る。

家屋價格税は地租が地價を標準とせると、同じ方法により税するものである。要するに、家賃税、價格税が家屋税の最も進歩せる形式として各國に採用せられ

てゐるのであるが、尙ほ階級税の用ひらるゝ場合もある。

四 我國の家屋税は其の起源を徳川時代に發してゐる。明治以來に、家屋税は國税としては殆んど發達せず、専ら地方税として行はれてゐるのである。而も地方税として全般的に行はるゝに至つたのは昭和二年以來のことである。

家屋税は明治十五年に郡區部會規則に依り市部に於て戸數割に代へて賦課し得ることゝなつたのが、其の初めである。其後、明治二十三年に府縣制を施行するや、市部と郡部とを問はず戸數割にかへ家屋税を賦課することを許した。明治三十二年に府縣稅家屋税に關する勅令の結果として、府縣は其の全部又は一部の地に於ける家屋に對し家屋税を賦課し得ることゝなり、只だ家屋税を賦課すれば戸數割を賦課出來ないとしたのである。然し戸數割と家屋税とは全然性質を異にするものなるが故に、兩者を併課する事を禁じたのは至當でない。大正十五年に地方税に關する法律が發布せられ、昭和二年より府縣稅戸數割を廢すると共に家屋税を府縣稅として一般的に採用する事となつたのである。

家屋税の客體は從來明瞭でなかつたが、地方税に關する法律施行勅令に依り廣

義に解し、住家、倉庫、工場、其他各種の建物を含むことゝしてゐる。従つて貸家の外に自己の住居をも加へ、又住居の外に營利用の建物をも包含してゐる。

從來の課稅標準に依つて我が家屋税を見るに、建坪稅、家屋階級稅、家賃稅、家屋價格稅等種々に分れて不統一であつたが、大正十五年に至り賃貸價格を課稅標準に定めたから、現行の家屋税は家賃稅となつたのである。然し其の賃貸價格なるものが各府縣により、大いに異なつてゐるのは、現行家屋税の大なる缺點である。又戸數割の有無により市町村附加稅の制限に大小のあるのも缺點である。是れ家屋税を國税とせんとする意見の出てゐる理由である。

家屋税の課稅權主體は府縣である。從來は市町村又は府縣が課稅權主體にして、後者の場合にては府縣が直接に課するのがあり、又は市町村に配賦するのがあり極めて不統一であつた。昭和二年より府縣のみが課稅權主體となり、而も原則として府縣が直接に課することゝなつたのである。然し根本論として地租、營業收益稅、資本利子稅の如き動産、不動産に關する物税を國税とせるに拘らず、家屋税のみを地方税とするのは、我國の租稅體系の上より見て統一を破るのである。

既に明治三十二年に家屋税を國税にせんと企て、而も其の目的を達しなかつたのであるが、最近に至り再び新しき問題となつてゐる。

第四款 營業稅

一 營業稅は營業の收益に課する稅である。營業とは資本を基礎として個人が繼續的に營む業務を云ふ。處が營業には種類多くして其の範圍が定まらない。然し各國は地租に於て農業を稅するが故に、地租に對立する營業稅は農業を除きたるものを租稅客體とする。即ち大體に於て商工業並びに其の補助業が營業稅により課せらるゝこととなる。勿論、金融業、交通業、保險業等も其の中に包含せらる。資本を基礎として營める業務なるが故に所謂自由職業は其の範圍外にある。只だ所得稅によつて充分に此等の自由職業者を稅せざる場合には、營業稅により之を稅する例もある。又一般の營業に對する營業稅の外に、特殊の營業につき特殊の營業稅がある。此等は社會政策上及び行政上の理由に依つて稅せられるのである。例へば、鑛業稅、取引所營業稅、百貨店稅、行商稅の如くである。

一般營業稅は大體に於て商工業に對する稅である。従つて商工業と云ふ文字

を稅法中に示してゐるものもあるが、又列舉主義により營業稅を課すべき營業を枚舉してゐるのがある。

營業稅は營業の收益に稅するものであるから、先づ營業の收益を見出さねばならぬ。處で營業の實際の收益を捕捉しようとしても、營業者が之を證すべき帳簿を具へざることもあり、又之を具ふるも示さないこともあるから、收益の算定に困難である。そこで只だ外形標準を以て收益を推定するに至つた。或ひは資本高を標準とし、或ひは營業自體の大小を標準とするのである。而して營業の大小を標準とするのは、或ひは賣上金高、或ひは從業者の數、或ひは機械器具の價格、建物の賃貸價格を標準とすることになるのである。然し此等の標準は營業の種類によりて異なり、又同種の營業にても地方により其の收益を異にし、又同じ地方で營業するも其の規模により收益を異にするのである。外形標準主義は初め佛國に起り後に他の國が倣ふたから、佛國式と稱す。我國の營業稅は大正十五年迄は之に依つてゐた。外形標準は純益を推定するに過ぎず、純益其ものと異なること論ずる迄も無い。従つて外形標準に依るときは純益に相應する課稅を爲すことが出

來ぬ。そこで之に對して純益主義の立法が出て來た。其の模範となるは普國の一八九一年の立法であるから、之を普國式とも稱す。我國の營業税も大正十五年に純益主義を採用し、營業收益税と名を改めた。

二 我國の營業税は初め地方税として發生し、後に國税に發達したものである。明治十一年地方税規則が定めらるゝや、營業税は戸數割と同じく地方税として課せられたのであつた。初め商業のみに課税したが、明治十五年の改正に依り廣く商業工業に課することゝなつた。國税としての營業税は明治二十九年に初めて定められた。其の結果として大營業者に關する課税は國税營業税の範圍に屬することゝなり、地方税營業税は小營業者に限られ、而も其の賦課額は國税營業税との關係上から制限せられたのである。大正十五年に至り國税營業税を廢して國税營業收益税を設け同時に府縣税營業税の内容を明かにして今日に及んでゐる。

營業税の客體は營業即ち商工業である。國税營業收益税は法人營業收益税と個人營業收益税との二つに分つてゐる。前者は總べての營利法人の營業に課し、後者は1、物品販賣業。2、金錢貸付業。3、物品貸付業。4、製造業。5、運送業。6、

倉庫業。7、請負業。8、印刷業。9、出版業。10、寫眞業。11、席貸業。12、旅人宿業。13、料理店業。14、周旋業。15、代理業。16、仲立業。17、問屋業。の十七種の營業に限つて課してゐる。即ち包括主義と列舉主義との兩者を併用してゐる。府縣税營業税は、國税營業收益税の課税外の營業として1、運河業。2、棧橋業。3、船舶碇繋場業。4、貨物陸揚場業。5、兩替業。6、湯屋業。7、理髮業。8、寄席業。9、遊技場業。10、遊覽所業。11、藝妓置屋業の十一種の營業に課税し、更に國税營業收益税の免税點以下の小營業に課してゐる。

國税營業收益税の課税標準は、過去の國税營業税が資本金額、賣上金額、建物賃賃價格、従業者數等の外形標準主義を採用せしに反し、純益主義を採用してゐる。府縣税營業税は或ひは外形標準主義により或ひは純益主義により不統一である。

國税營業收益税の税率は、法人は比例税率を採り、個人は昭和六年以來二階段の超過額累進税率を採つてゐる。後者の税率は、外形標準主義より純益主義に移つた際に小營業者の負擔を増したる爲め之を緩和する目的を以て定められたものである。府縣税營業税の税率は區々であるが、國税營業收益税との調和を破らな

い様に出来てゐる。

國稅營業收益税の中で、個人の方は純益四百圓未滿の時には課せない事となつてゐる。収益税に免税點を設けた事と、其の免税點が所得税の免税點と異なつてゐる事は、注目し得る。尤も地方營業税は純益四百圓未滿の營業に課してゐるから、國稅地方税を通じて觀れば殆ど免税點がないことに歸する。

課稅權の主體は、營業收益税に於ては國家であり、營業税に於ては府縣である。營業收益税と營業税とを通覽するに、其の重心は地方附加税に存するが故に、地租と共に地方團體へ委譲すべしと云ふ議論が行はれてゐる。

三 國稅營業收益税の例外として、特別の法律に依り特殊營業税を課するものがある。其一は鑛業税であり、其二は取引所營業税である。尙ほ其他に賣藥營業税の行はれた事があつたが、大正十五年に廢止せられた。

鑛業税は明治三十八年鑛業法と明治四十三年砂鑛區税法とによつて定まり、鑛業權者の鑛業に對し課するものである。鑛業法に依る鑛業税は之を鑛産税と鑛區税との二つに分ち、鑛區税を更に分ちて採掘鑛區税と試掘鑛區税との二つとする。

故に鑛業税は鑛産税、採掘鑛區税、試掘鑛區税、砂鑛區税との四とする。

取引所營業税は取引所の營業に對して課する税であつて、大正三年取引所税法の定むる所である。所謂取引所税の中には其の外に取引所取引税を含んでゐるが、其れは流通税に屬し、取引所營業税とは全然其の性質を異にしてゐる。

第五款 資本金子税

一 地租、家屋税は不動産に課する税であるが、之に對して動産に課する税として資本税が成立する。勿論、營業税が行はるゝ國に於ては資本の一部分は營業税にて課税せられてゐるから、其の部分に對しては更に資本税を課する必要がない。従つて資本税と云ふのは資本家が他に貸付けたる場合に課するものであつて、貸付資本税である。而して其の稅源は資本よりの収益であるが、之に課税するには資本を標準とするものと利子を標準とするものとの二つの場合がある。資本金子を標準とする時には之を資本金子税と云ひ、一般に廣く行はれてゐる。之を家屋税に對して考ふれば、資本税は價格税にして、資本金子税は家賃税に當る。

貸付資本とは資本家が資本を投下して、其れに依つて利子を得る場合を包含す

るが、商工業に投下する場合は之を除く。従つて資本利子税は貸付、預金、貯金、抵當貸付、公債、社債、株券、定期金に關する利子又は配當に課するものである。

課税標準として一般に行はるゝは利子であるが、或ひは總利子であり、或ひは純利子である。所謂利子の中には危険に對する保険料が加はり、或ひは貸付に對する勤勞の報酬を含むから、純理上より云へば總利子に課するのは不當である。然し純利子に課するとせば簡別所得税となる、加之純利子に課することは困難であるから、多くの國は總利子に課することにしてゐる。總利子に課するに當りても年々實際の利子に課するものと平均利子に課するものとの二つがある。

資本利子税の缺點として次の三事實があげられてゐる。

(1) 資本利子税の客體たるべき資本は之を明かにし難い。登記の必要あるもの、並びに公債社債の如きは容易に捉へ得るが、外國の公債、社債等の無記名債券は稍々困難で、個人間の貸借に至つては之を捉へることが最も困難である。

(2) 資本利子税は動もすれば轉嫁する傾向がある。即ち貸主から債務者に轉嫁するのである。又貯蓄心を薄くする事もあげられてゐる。

(3) 總論にて説明せしが如く、資本利子税は國際流通の盛んなる今日に於ては不可なりとする論者もあるが、之を課せない時には資本利子は總べて税を逃れることとなり、營業收益並びに其他の収益に對し權衡を失ふのである。故に収益税を税制にとり入れる以上は、資本利子税を課せねばならない。

二 資本利子税の税源は資本の収益であり、課税標準は資本又は其の利子である。資本利子を捉ふるには直接徵收方法と間接徵收方法との二方法がある。

間接徵收方法は債務者より徵收する方法である。即ち債務者が利子を支拂ふ際に税を差引き、殘額を債權者に支拂ふものであつて、所謂天引法である。公債、社債に就ては、利子支拂所に於て利子より税を差引き、利札と引換へに殘額を債權者に渡すのであるから、利札税と呼ぶ。間接徵收方法は簡便に徵收し得る長所があると共に、種々の困難を伴ふ。即ち此の方法に依れば、第一に債權者があらゆる方面に有する貸金を綜合して、其の大なるものに重く課し、其の小なるものに軽くし又は免税するが如き、主觀的要素を加味するを得ない。従つて頗る客觀的となる。換言すれば物税の特色を最も能く發揮するのである。第二に此の方法にては外

債の利子に課税することが出来ないから、普通の原則に反す。

直接徴収方法は債権者から直接に資本利子税をとり立てるものである。債権者を捉へることは容易でないから、此の方法では當然申告を強制する手段に依らねばならぬ。申告は勿論債権者をして之を爲さしむると共に、一方には債務者をして之をなさしめねばならぬ。其の申告せられたるものを相當の機關がよく調査修正して課税せねばならぬ。尙ほ登記を強制することに依り調査が一層容易となるのである。

資本利子税は収益税の中で最も後に發達したもので、國に依つては資本利子税を缺いてゐるものがある。

三 我國に於ては大正十五年に初めて資本利子税が設けられたが、昭和十二年に定められた外貨債特別税も一種の資本利子税である。資本利子税は甲種資本利子税と乙種資本利子税とに分れる。

甲種資本利子税とは公債、社債、産業債券、銀行預金の利子及び貸付信託の利益に課税するものにして、實質上に於ては第二種甲所得税と同じである。甲種資本利

子税は第二種甲所得税と同じく間接徴収方法を採用してゐる。

乙種資本利子税は、第三種所得納税義務者の所得中の「營業に非ざる貸金預金の利子」に課するものである。第三種所得金額の決定をなすに當り、其の決定金額の中に「營業に非ざる貸金預金の利子」の所得が含まれてゐるが、其れが同時に乙種資本利子税としても課せられる。乙種資本利子税は直接徴収方法に依つてゐる。

第二種所得税と資本利子税とは他の収益税と異り地方附加税を課せられてゐない。これ兩者に共通したる特色のある結果である。資本利子税と第二種所得税とを對立して設くべきか、又は後者を廢し前者に統一整理して一つの租税とする必要なきやは、根本問題として殘されてゐる。

最後に、資本利子課税に關聯して國債利子免税に論及せねばならぬ。國債利子に課税すべきや否やは議論の存する所である。論者或ひは曰く「國債に就ては債務を負ひ利子を拂ふのも國家であり、又税を課するのも國家である。故に國家が五朱の利子を支拂ふを契約しながら、國家が之に資本利子税又は所得税を課して四朱七厘にするは、國家の違約行爲である」と。然し此の議論は公法關係と私法關

係とを混同するものである。蓋し課税権と貸借関係とは全く異なるものにして、國債の利子に課税するも何等不都合でない。かゝる議論を以てすれば、官吏俸給に對する所得税の如きも不當となる。論者又曰く「國債の利子を免税するは國債の價格の下落を防ぐ爲めなり」と、然らば何故に國債の價格の高さを希望するやと云ふに、公債を發行する場合に發行價格を高くし手取金を多く收める爲めには、市場の公債價格を高くして置く必要があるからである。然し社債利子や地方債利子に課税しながら國債利子を免税するは公平で無い。租税原則の純理よりしては之を辯護することが出来ぬ。我國に於ては、昭和十二年より國債の利子に第二種所得税を課してゐるのである。

第五節 財産税

財産税は財産を所有してゐると云ふ事實に基づき課税するものと、財産移轉の事實に就て課税するものがある。前者は財産の靜態に課するものであるから靜的財産税と稱し、後者は財産の動ける場合を税するものであるから動的財産税

と稱す。普通に財産税と云ふは靜的財産税を指す。

第一款 靜的財産税

一 財産税は古き税であつて希臘羅馬に起り中世を通じ十二三世紀頃から近世の初めに盛んに行はれ十七世紀に至るまで行はれたのである。其の初めは戰時税として起されたが、其後に恒久税となり主税となつた。蓋し經濟の發達が幼稚にして租税技術が未だ發達しない時には個人の擔税力は之を外部に現はれたる財産にて測ることが最も容易であつて、之が財産税の主税として存した理由であり、最初に發達した所以である。之を財産税發達の第一期とし、主税時代と稱す。經濟が發達し租税技術も進歩し、収益税制度が發達するに及んで、財産税は収益税の中に消失した。収益税制度の發達は十八世紀頃から始まつたのであるが、正統學派が學界を風靡するや財産資本に課税すべからずとの主張が租税立法に影響し、財産税消滅の勢を速めたのである。斯くして財産税は恒久税としてはなくなつたが、戰時又は非常時に臨時税として起された。此の時代が財産税發達の第二期にして臨時税時代といふ。

最近に至り税制が進歩して、所得税を主税とし、財産税を以て之を補ふの立法を見ることゝなつた。其れが第三期にして補充税時代と稱すべきである。

要するに、財産税の歴史より云へば、其の初めは臨時税として、次ぎに恒久税となり、又臨時税となり、更に補充税としての恒久税となつたのである。

現今文明國に於ける財産税は補充税と解すべきである。然し文明國の財産税の中には尙ほ第一期第二期に屬するものもある。第一期に屬するものには米國の州の直接税制がある。財産税を主税とし、人頭税を補充税とするものが多い。是は最も原始的の制度である。又恒久的な税制には餘り關係はないが、臨時税として財産税を起すものがある。戰時税、非常税としての財産税は多くは財産から其の税を支拂ふことゝしてゐる。即ち税源を財産にとつてゐるから、税率は甚だ高く、實質的財産税である。獨逸の Reichsnotopfer の如き其の例である。然し一般に行はれる財産税は補充税たる地位を占め、主税は所得税である。此の種の財産税の一は一般財産税にして他は簡別財産税である。

二 普通に財産税と稱するは一般財産税である。

(1) 財産税は補充税であつて財産重課の趣旨を達する爲めに出來てゐる。所得税には累進税を課するので、勤勞所得に軽く財産所得に重く課することが出來ない。加之、財産中の収益を生ぜざるものは所得税で之を捉へることが出來ない。又収益を生ずる財産でも其の収益を所得税のみにては捕捉出來ないことがある。此等の缺點を補ふ爲めに所得税の外に財産税を起すのである。

(2) 一般財産税は名義的財産税である。名義的財産税とは財産を課税物件として税するも、其の税源とする所は所得にある。此の點に於て臨時税としての財産税と根本的に其の性質を異にす。

(3) 一般財産税は、簡別財産税と異なり、總べての財産を包括して綜合課税を行ふのである。従つて所得税と同じく普遍性と主觀性とを有することになる。

財産税の普遍性と云ふは、人に於て普く行きわたり、又財産に於て總べてに行きわたる事を意味する。財産を有する人は總べて税せられる譯であるが、法人に税すべきかに關しては議論がある。例へば株式會社に於て、株券が個人にとり財産たると同時に、株券の價格は會社の經濟力を反映す。故に個人に於て財産税を課

する以上は株式會社にて課してはならぬと云ふ議論も出て來る。然し第一に外國法人が内地に於て動産不動産並びに不動産の上に存する權利を有する場合に法人の故を以て之を免税するのは當を得ない。蓋し斯の如き外國法人の社員又は株主は多く外國人であつて、而も外國に住居してゐるから、其の個人財産と見るべき株式又は持分に課することが出來ないからである。第二に内國法人にしても、法人の財産の價格と株式又は持分の價格の總計とは、必ずしも一致しない。斯の如き場合に於ては、少なくとも法人の財産價格が株式又は持分の價格總計に超過するものに對して之を税すべく、超過財産に課するは、少しも二重税とならぬ。若し之に税せねば、擔税力を有する者を逸することとなり、實に正義に反するのみでなく、此の超過財産を大にして以て脱税を圖る者を生じて、不公平となるからである。故に法人に財産税を課しないことは當を得ない。次に財産税の課税物件は各人の財産であつて各人に屬する財産を一纏めにして税するから、收益財産は勿論其の中に含まれる。茲に問題となるのは無收益財産であつて之を包含するを常とするが、日常生活必需品は之を免じてゐる。蓋し無收益財産の中には價格

大なるものがあり、積極的には收益を生ぜないが、消極的には收益を生じ、従つて此の方面に於ける財産税は奢侈税の色彩を含むからである。故に財産税は收益財産に課するを趣旨とするも、更に無收益財産を課するものである。

財産税の主觀性は種々の方面に現はれるのである。財産税を課するに當り負債を差引き純財産課税主義を採る。次に財産税は財産所得を重く課するを趣旨とするが故に、小さき財産は之を免税す。税率は財産税が名義的財産税である以上は高くしてはならぬ。高くすれば實質的財産税となるからである。然し比例税たるを要せず、寧ろ適當なる累進税の方が優つてゐる。

我國に於ては財産税を採用してゐないが、大正十一年の臨時財政經濟調査會に於ては之を提案し、昭和十二年には法人資本税を採用するに至つた。只個人財産税は之を思ひ止まつたのである。財産税に對し、元本侵蝕説、不公平負擔説、反目的説、實行難説、税制組織上の反對説があるが、理論的に云つて財産税は不當でない。

三 簡別財産税とは財産を簡別的に課するものである。其の結果として

(1) 簡別財産税は綜合課税をなさないことが一般財産税と異なる所であつて

主觀性を發揮するを得ない。然し各財産の收益率の大小に従ひ各財産の間に差別税率を適用することが出来る。

(2) 簡別財産税は、名義的財産税であることに於て一般財産税と同じであるから、税率は比較的低くしなければならぬ。

(3) 簡別財産税は補充税たるべきものであるが、一般財産税を別々に課するものであるから、無収益財産にも課すべきである。

簡別財産税は収益税を解體して之を建て直すのが最も簡單である。蓋し収益税の課税標準の中には財産価格をとるものがあるから、之を總べての財産に就て統一すればそこに簡別財産税が現はれて來るのである。即ち、地租にては地價を、家屋税にては家屋の價格を、營業税にては營業資本を、資本利子税にては貸付資本額を課税標準として其他の課税標準を除けば、簡別財産税が成立するのである。要するに簡別財産税に於ては土地、家屋、營業資本、貸付資本、無収益財産を課税の客體とし、其等の箇々の財産の價格を課税標準とするのである。

第二款 動的財産税

動的財産税とは財産が動ける状態に課するものにして、更に二つに分れる。其一は財産の移轉を捉へ、其二是財産が價格を増すことを捉へるものである。前者を相續税とし、後者を財産増價税とす。

第一項 相續税

一 相續税とは、相續の開始によつて財産權の移轉する時を捉へて其の財産に課する税である。此の税は、もと手数料より發達したるものである。即ち相續財産の名義を書き換へる時に、登記所が其の書換行爲に對して手数料を徴したるに始まる。其れが漸次租税の性質を帯び、遂に流通税の形をとり、印紙税、登録税の性質を帯ぶるに至つた。是れ多くの文明國が流通税の體系の中に之を加へた所以である。其後、其の税率を他の印紙税、登録税の場合よりも増し、其の結果として名義上は流通税なるも實質上は財産税となり、更に進んで名實共に財産税となるに至つた。尤も財産税としての相續税には二種類ある。其一は遺産税であつて、被相續人が残せる被相續財産を一團とし、是に税を課するものである。其二是相續財産取得税であつて、相續人が受ける財産に就て課税するものである。相續税の

中心をなすは、この相續財産取得税である。而して相續財産取得税には、不勞利得に課するといふ考が段々這入つて來て、最近には實質的財産税となつた。

二 相續税は、相續の開始に依つて財産權の移轉する時を捉へ其の財産に課する税である。従つて其の税源は相續財産であり、其の租税客體も相續財産であり其の租税主體は相續人である。そこで相續税の本質として三の特色が出て來る。其一は相續税が一般財産税であるといふ事であり、其二は相續税が實質的財産税であるといふ事であり、其三は相續税が財産取得税であるといふ事である。

相續税を流通税なりとする論もあるが、其れは此の税の發達の第二期を捉へてゐるものである。以て今日の相續税を律することが出來ぬ。

三 相續税の根據に關しては社會的方面より見る議論と租税の根據より見る議論との二つがある。

社會的方面よりの議論の一は國家相續權説である。「相續權は天賦のものでなく、國家の創設したものである。其れは幼稚なる社會に於て共有が行はれてゐたのを見ても明かである。従つて財産は其の所有者が死すれば國家に復歸する筈

であるが、國家が相續權を創設したる結果として相續者より相續税を徵收するのである」と云ふ。之と似たる説に國家共同相續説がある。即ち國家は一部の相續權を有す。従つて相續開始せられ財産が移轉する時は國家も其の一部を相續すべきであつて、相續税が其れである」と云ふのである。此の二説は社會的方面より見る議論にして主として社會主義者によつて唱へられてゐる。之と根本思想を異にし結論を同じうするものは、社會政策の見地である。此の説は極端なる富の分配の不平等を矯めることを以て相續税の使命としてゐる。

次に租税の根據より見る議論は能力説に依つて説明するものである。能力説に依つて其の根據を説明するは、不勞利得の理論に依らねばならない。今日の相續税の根據は茲に存してゐる。

四 我國の相續税は明治三十八年に初めて設けられたものであつて、遺産税の半面を具へると同時に相續財産取得税の半面をも具へてゐる。

相續税の客體は相續財産である。被相續人が内地に住所を有する場合には、(1)内地に在る動産及び不動産。(2)内地に在る不動産の上存する權利。(3)其の以

外の財産権を總括し。被相続人が内地に住所を有せざる場合には、前の(1)と(2)との財産を總括するのである。斯の如く相続税は被相続人の有する財産を綜合して課税するを趣旨としてゐる。そこに遺産税の性質が現はれ一般財産税の性質が現はれてゐる。然し未だ徹底的とは言へぬ、被相続人の財産で植民地並びに外國に存するものを網羅しないからである。

相続税の課税標準は相続財産の価格である、即ち各財産の価格の總和より債務及び公課を控除したる残額を課税價格とす。茲に相続税の主觀性が現はれる。

相続税の義務者は相続人である。我が國法に依れば相続には家督相続と遺産相続とがあるから、相続税にも二つの場合が分れる。

(1) 家督相続税は家督相続の開始する場合に家督相続人の納むる税である。相続人より觀れば俄かに財産権の主體となつたのであるから、そこに擔税力が出たのである。故に家督相続税は不勞利得税の性質を有してゐる。

(2) 遺産相続税は遺産相続開始の場合に遺産相続人の納むる税である。遺産相続税は家督相続税よりも尙ほ一層多く不勞利得税の色彩を濃くしてゐる。

相続税が不勞利得税であることは税率と免税點とに於て能く現はれてゐる。

(1) 税率は超過額累進率であるが、遺産相続に對する税率は家督相続に對する税率よりも重くなつてゐる。又相続人と被相続人との續柄が遠くなるに従ふて税率を累進せしめてゐる。是れ不勞利得の程度の大なるものに重く税する所以である。そこに相続財産取得税の性質が現はれてゐる。

(2) 免税點は家督相続税に五千圓とし遺産相続税に千圓としてゐる。是れ又不勞利得の程度に大小を認めただからである。

相続税には年賦延納制が設けられ名義的財産税で済まし得る事もあるが、相続人が大なる所得を得てゐない限り、實質的財産税の本質を現はす事となる。

第二項 財産増價税

財産増價税とは財産價格の増加に課する税である。相続税が財産の移轉に課する税なるに對し、財産増價税は財産の異動に課する税である。財産増價税は二つに分れる。其一は一般財産の増價に課するものであつて一般財産増價税と稱し、其二は箇別財産の増價に課するものにして箇別財産増價税と稱す。箇別財産

増價税は動産不動産を問はず總べての財産に就き箇別的に其の價格の増加したるものに課するものであるが、現今實際の問題となつてゐるのは只だ土地に關する税である。即ち土地の財産價格の増加に課するものであつて、土地増價税と稱す。歴史的に云へば、土地増價税が先づ發達し、最近に至り一般財産増價税に移つて來たのである。

第一 土地増價税

一 土地増價税は、相續税と同じく、手数料より出て流通税に轉じ遂に不勞利得税の性質を帯ぶるに至つた。即ち土地の賣買があると土地所有權の移轉を官簿に登記し、其れに對し初めは手数料をとつたが、後には登録税をとることゝなつた。處が最近に至り都市の異常なる發達に伴ひ土地に關し投機を營み多大の利益を收むる者が出來た。之に對して普通の登録税、印紙税を課しただけでは、其の擔税力に應じた課税とならぬ。そこで不勞利得税として土地増價税を課するに至つた。此の税は初めニュージーランドに行はれ、後に歐洲に擴がり、最も榮えたのは獨逸である。獨逸では一九〇三年にザクセンの都市が初めて土地増價税を課し、

他の都市が之に倣つたが、一九〇四年フランクフルトに起した土地増價税が模範的のものである。此の土地増價税は獨逸の地方税として發達し、一九一一年に獨逸帝國の税となつた。後に一般財産増價税が出來たので土地増價税は廢せられた。獨逸が青島に土地増價税を課したのが東洋に於ける最初の立法である。

我國は關東州に於て大正八年五月に土地増價税規則に依つて此の税を起した。此の税は關東廳地方費會計に屬する租税であるから、地方税である。其の施行區域は「旅順市」「大連市」「沙河口會の中臺山屯」「沙河口及び河東屯」「老虎灘會の中譚家屯」に限られてゐる。而して(一)土地所有權の有價移轉ありたる時は前所有者より(二)十五年間土地所有權の有價移轉なき時は、現所有者より、土地の自然増價額に對し賦課するものである。税率は此の兩者の場合を區別し、土地の自然増價額が原價格に占むる割合の大小に應じ、いづれも四種の階段税を設けてゐる。

二 土地増價税の根據を社會政策に求むるものがあるが、財政上は不勞利得に課する事となつてゐる。即ち土地増價税は一種の不勞利得税である。

土地の増價と云ふ以上は土地の價格の騰貴を知るべく、一定の時と課税當時と

の價格を比較し其の差増額を見て税するから、之を差増税とも名づける。差増價格を測る方法は二つある。其一は一定期間を限つて調査する方法であり、其二は賣買の時の差額を調査する方法である。第一の方法は調査費を要し、且つ正確なるを得ないから、實際上は第二の方法による。即ち土地の賣買の現象を捉へ、其の買ひたる時と賣りたる時との價格の差を標準として課するのである。蓋し賣價と買價との差は大體に於て土地所有者の不勞利得と見られるからである。勿論、土地の自然増價に非ざる事が明かなるものは、之を斟酌し控除するを必要とす。

土地所有者が其の土地を永く所有すれば、是に投ずる費用も増加し、其の關係も複雑となる。そこで最長期を定め、其れ以上は課税しない。即ち土地増價税の趣旨は土地の移轉が頻繁で而も其の價格が騰つた場合に課するものである。

次に土地増價に依る不勞利得は充分の擔税力を有するから、其の増すに従つて累進税率を適用すべきである。累進税率の適用には二方法がある。純利得の絶對額に課するものと、純利得が購買額に對して占むる比に適用するものとである。後者が不勞利得を税する精神に適してゐる。土地を賣り渡したる者が、土地を所

有せし期間が短かければ短い程、不勞利得性を發揮するから、其の短期なるに従つて又累進税率を當てはめることとなる。最後に土地の價格の極めて少なきものには免税を行ふ。

第二 一般財産増價税

一 土地増價税が發達したる後に一般財産増價税が現はれたのである。一般財産増價税の發達は極めて最近にして世界大戰前後よりのことである。一般財産増價税の最初は、獨逸の一九一三年の所有税である。其後、戰時中に一九一六年に第一次財産税が出來、戰後一九一九年に戰時財産増價税となつた。斯くして一般財産増價税は先づ獨逸に起り、次に伊太利に移つたのである。

一般財産増價税は財産價格の増加に課する税である。只だ土地増價税が土地のみに限れるに反して、一般財産増價税は納税者の有する總べての財産に就て其の價格の増加に課することとなつてゐる。一般財産増價税は總べての財産増價を捉へて税し、其の財産増價の一部を租税として支拂はしむることを趣旨とする。換言せば此の税は差増したる財産を税源とするものである。故に一種の實質的

財産税である。尤も普通の實質的財産税は財産から支拂はしむるのであるが、此の税は財産の増加せる部分より支拂ふものである。故に一般財産増價税は財産の元本資本を根底より破壊すると云ふべきでない。

二 一般財産増價税の根據は、土地増價税の根據と同じく、不勞利得課税に存してゐる。財産の増價は租税主體の努力に依ると云はんより寧ろ外界の事情に依つて出來上つたものと見るべきである。故に一般財産増價税は不勞利得税の體系に加はるものである。又社會政策上より見て其の根據を説くことが出来る。土地増價税を批難する者は、土地の増價に税して動産の増價に税せざることは不公平であると云ふが、一般財産増價税は此の不公平を矯めるものである。

一般財産増價税は不勞利得に課する税であるから、先づ財産増價の事實を捉へねばならぬ。即ち一定時に於ける財産の價格と後の或る一定の時に於ける財産の價格との差増價格を見て之に税することゝなる。差増價格を測定する方法は、土地増價税に關して一般に行はるゝものと異なり、一定時を隔て、調査を行ひ其の差を見出す方法を採らねばならぬ。かの土地増價税に於けるが如く賣買の時

期を捉へることは出来ない。

一般財産増價税は不勞利得税であるから、課税額、免税點、税率に就き次の如き結果を生ず。

- (1) 一般財産の増價が所有者の努力に依つたもの並びに所有者が經費を投じて得たる増價は不勞利得でないから、差増價格の中より控除せねばならぬ。又他の不勞利得税に依つて税せらるゝものも、之を控除すべきである。
- (2) 一般財産増價税も、土地増價税と同じく財産價格の極めて小さなものは税すべきでない。故に一般財産増價税にも免税點が設けられてゐる。
- (3) 一般財産の増價は其れ自身大なる擔税力を有し、増價額の大となるに伴ひ擔税力は一層大となる。故に比例税率よりも累進税率を適用すべきである。

第二章 流通税

第一節 流通税概論

- 一 流通税なる名稱を初めて財政學上の語としたのはスタインである。スタ

インの前に流通税の名は存しなかつたが、其の實はなかつたのでない。只だ學者が或ひは之を手數料とし、或ひは之を消費税としてゐたのである。スタインは流通税の徴收の形式が主として印紙に依るの故を以て流通税を印紙税ともいつた。印紙税は諸國の立法史上にも亦之を見る事が出来るが、各國の印紙税の内容は必ずしも一でない。故に學問上の用語としては、印紙税の名を採らないで、流通税の名を採るのである。否印紙税を以て流通税の一種となすのである。獨逸の財政學が各國に影響を及ぼすに至り、流通税の語も世界的に用ひられんとしてゐる。

從來多數の學者は流通税を最廣義に解し、財産權の移轉、財産價値の移動に課する税であるとするのである。斯く解すると、印紙税、登録税、取引所税等を總稱するのみか、相續税、贈與税、土地増價税をも包括する。然し理論よりいふも、租税史上の事實よりいふも、相續税、贈與税、土地増價税は流通税を離れて所謂不勞利得税を形づくり、其の性質は財産税の一種と看做すべきである。従つて流通税は之を最廣義に解すべきで無い。斯くして流通税は、經濟主體が自己の行爲に依つて財産の移轉を生ずる場合に之に課する税となるのである。

二 流通税の根據に關しては古來種々の説があるが、利益報償説と特殊利得課税説と臨時收入課税説と平均的収入課税説との四とする事が出来る。

(1) 利益報償説は流通税の根據を交換説に求むるものである。曰く「流通取引は國家が之を保護するのでなければ、安全に行はるべきものでない。個人は其の流通取引に於て國家より利益を受くるのである。個人は此の利益に報ずるが爲めに流通税を納めねばならぬ」と。此の説に依れば流通税を支配する所の原則は反對給付の原則であり、特殊報償の原則である。従つて流通税は手數料と區別することが出来ない。甚だしきは流通税を以て手數料の一種としてゐる。

(2) 特殊利得課税説は流通税の税源を以て各人が箇々別々の流通取引を爲すに依りて得る利得であるとする。スタインの唱ふる所である。スタインは流通税と營業税とを對照し、營業税は營業の收益全體に税するものであるに反して、流通税は其の營業する爲めに箇々別々の取引を爲し其の取引より生ずる特殊利得に税するものである。畢竟營業税は營業全體の利得に税し、流通税は箇々別々の利得に税するものであると説いた。

(3) 臨時収入課税説は流通税の税源を臨時収入であるとするものであつて、フリドベルグ(Friedberg)の主張にかゝる。曰く「所得税収益税は毎年繰り返へされ規則正しく入り来る収入に税するものであるに反し、流通税は臨時収入に税するものである。臨時収入は分れて、自己の生産的行爲に依つて得るものと、自己の生産的行爲に依らないで偶然に得るものと、財産の移轉なく單に財産價格の増加に依つて得るものとの三となる。流通税も亦之に従つて、生産的行爲に依つて得べき臨時収入に税するものと、無償的に偶然得べき臨時収入に税するものと、財産増價に依る臨時収入に税するものとの三とすることが出来る」と。

(4) 平均的収入課税説は流通税の税源を平均的假定的収入であるとするのである。其の初めて之を唱へたのはワグネルであつて、スタインの説より出てゐる。曰く「所謂収益税は流通に依つて生ずる特殊所得を捕捉することが出来ないばかりでなく、營業所得の一部をも逸することがある」と流通税は此の缺陷を充たし所得税、収益税に依つて捉へ得ない収入に税するものである」と。然らば其の収入は如何なるものであるかと云ふに、ワグネルの見る所はスタインと異なり、箇々別々

の流通取引より生ずる特別の利得でない。却つて普通の場合に流通取引に依り生ずべき平均的假定的収入である。斯くして流通税は所得税、収益税の足りない所を補ふ税となつて、租税制度上に缺くことの出来ないものである」と。

以上の諸説は流通税の税源を特別に求め、之に依つて流通税の根據を明かにせんとしてゐるのであるが、皆説き得て充分でない。思ふに流通税に特別の税源を求めやうとするのは誤である。即ち流通税も租税の一である以上は、其の税源は原則としては所得でなければならぬ。而して經濟流通は生産營利と消費との中間に介在してゐる經濟現象であつて、之に依つて所得を推定することが出来る。其の生産營利の爲めにする消費の爲めにするを問はないのである。今生産營利の爲めにする流通取引に就て之を見るに、其の流通取引は何等かの所得を目的としてゐる。さうでない、何が故に其の取引の行はるかを解することが出来ない。又消費の爲めにする流通取引も其處に所得の潜在を反證してゐる。所得なき者は之を消費するに由ないからである。斯くして流通取引は如何なる目的に於てするも等しく之に依つて所得を推定することが出来る。そこで流通取

引にも課税せねばならぬ。流通税の根據は茲に存してゐる。

要するに、經濟流通は生産營利と消費との中間に在る現象であつて、流通税は所得税と消費税との中間に在る税である。若し所得税と消費税とを存し流通税を缺かば、所得を側面的に推定する制度の一角が缺けることになるのである。故に現今の租税制度の上に於ては、流通税は所得税、消費税と鼎立せねばならぬ。

三 流通税の體系を組織するに當りては、先づ流通税の客體を捕捉せねばならぬ。流通税の客體は經濟流通である。經濟流通に税するには、先づ經濟流通自體を捕捉せねばならぬ。經濟流通自體を捕捉し得ない時は、經濟流通に關聯して生ずる行爲を捕捉せねばならぬ。經濟流通自體とは財産の移轉を生ずる行爲である。之を法律語を以て言ひ現はせば、私權の發生、變更、移轉、消滅を生ずべき行爲である。經濟流通に關聯して生ずる行爲とは、經濟流通に附屬する行爲又は之を補助する行爲である。經濟流通に併行して文書を作製し又は經濟流通行爲を取消す事の出来ない様にし、若くは之に依つて得たる權利を第三者に對抗せしむる爲めにする行爲の如き即ち其れである。故に流通税は自ら其の經濟流通自體に税

するものと、經濟流通の附屬行爲、補助行爲に税するものとを分たねばならぬ。經濟流通自體に税するは財産移轉を生ずる行爲を捕捉して税する事になるが故に、財産流通税と名づけてよい。經濟流通の附屬行爲並びに補助行爲に對する税は其の附屬行爲並びに補助行爲は本來の經濟流通を窺ひ知らしむべき價格を示すのが常であるから、之を價格流通税と名づける。流通税は斯の如く財産流通税と價格流通税とを以て之を組織せねばならぬ。

第二節 財産流通税

財産流通税は經濟流通自體を直接に捉へて税するものである。經濟流通が如何に表現するか、の觀點に立ち之を見るときは、流通行爲が其れ自身目的なる場合に之に税するものと云ふことが出来る。流通行爲は之を法律的に觀れば法律行爲に外ならぬから、財産流通税は法律行爲税と云ふべきである。或ひは之を取引税と云つてもよい。更に一步を進め考ふると、財産移轉の效果を生ずるのは法律行爲に限らない。經濟主體が行爲を爲すに際し國家が之に參加する場合にも亦

起る。裁判所が判決を下し又は非訟事件手続法に依つて行動する時に私権を創設し變更し保護するが如き、行政廳が特許其の他の行政處分に依つて私権を設定し變更するが如き、即ち其れである。斯の如き場合に税するのを手數税と云ふ。要するに財産流通税は法律行為税と手數税とを以て之を組み立つべきである。

(1) 法律行為税は法律行為に税するのである。法律行為ある以上之に税すれば悉く此の種の税となる。處で流通税は經濟流通に税するものであるから、經濟流通に没交渉なる法律行為に税しても茲に所謂法律行為税とはならない。

(2) 手數税とは國家の行動が私權の發生、變更、移轉を來す場合に之を課する税である。手數税と云ふも手數料でない。行政官廳が行政處分を爲し、又は裁判所が裁判を爲し、若くは非訟事件の裁決を爲すとき、之に對して手數料を徴するは固より妨げないが、流通税は此の手數料の有無に拘はらず徴收出来る。然し實際の立法に於ては、手數税は價格流通税に於て課するのが普通である。

現今の經濟社會に於ては、流通取引は國家の參加を待たないのが普通である。故に財産流通税の殆んど全部は法律行為税に屬すと謂つて差支ない。處で經濟

上の見地に立ち如何に財産の移轉し行くかを見るに、取引、運送、廣告の三となる。そこで財産流通税は取引税と運送税と廣告税とに三分することが出来る。

第一款 取引税

取引税は更に分つて普通取引税と特別取引税との二とすべきである。

普通取引税は一般に資本の轉換、財産の移轉を生ずべき取引に税するものである。斯かる取引は契約の形に依るが普通であるから、契約税と名づくべく、又現今の取引の主なるものは賣買であるから一般賣買税とも云ふ。處が普通取引税は之で盡きない。物權設定行為税、貸借契約税、雇傭契約税等種々の税が存する。而して此等の取引は口頭電話等で行はれ、外間に洩れないものもあるから、其の取引自體を直接に捉へることが困難である。然し世界大戰後の諸國の立法は専ら此方面に財源を求め英米兩國を除き殆んど凡ての國は普通取引税を國税として採用し巨額の收入を得てゐる。

斯の如く普通取引は捉へ難いが、特定の場所に於て特定の人が取引を爲す場合や、一定の證券を發行することを取引の目的と爲す場合の如きは容易に取引を捉

へ得るのである。茲に特別取引税が成立するのである。我國の特別取引税としては、取引所取引税と有價證券移轉税と物品税とがある。物品税は第一種、第二種、第三種に分れるが將來には普通取引税に發達する可能性がある。

第一項 取引所取引税

一 普通取引税が實行困難なるに反し、取引所と云ふ一つの場所に於て取引を爲すものは租税技術上之を捉へ得るのである。是れ取引所取引税が特別取引税として發達せる一つの理由である。第一に取引所の中に入出入する人が限定せられてゐる。第二に取引する品物も有價證券又は穀物其他の重要産物で多量に存する代替物である。斯かる物に就て特定の人が取引所にて現物取引又は差金取引をなすのに税するのであるから、容易に捉へることが出来る。取引所取引税の重心は差金取引に課するものであるから、不勞利得税の分子が含まれ、従つて他の取引よりも少しく重く課すべきである。更に取引所取引税は所得税、收益税等に税し得ざるものを税する爲めに必要であるから、補充的作用を有してゐる。

二 我が取引所税法は、特殊營業税たる取引所營業税の外に取引所取引税を規

定してゐる。取引所取引税は取引所に於ける差金取引に對し課するものである。

取引所取引税の客體は差金取引であつて廣く公債證券、社債券、有價證券、商品の取引に互つてゐる。只だ國債證券の取引は例外として免税してゐる。

納税義務者は取引所に於て差金取引を爲す人である。株式組織の取引所に於ては取引員であり、會員組織の取引所に於ては會員である。會員又は取引員が自己の計算を以て取引を爲す場合には、會員又は取引員は此の税の納税者であつて同時に擔税者となる。之に反し取引員が他人の委託を受けて取引を爲す場合には、取引税を委託者の負擔に移すであらうが、法律上納税義務者たるに變り無い。尙ほ取引所は取引員又は會員の取引税の納付に就き保證の責に任ずるのである。

課税標準は差金の授受に依り決濟し得る取引を結んだ金高であつて、其れに税率を適用し税額が定まる。第一種、地方債證券又は社債券の賣買取引並びに第二種、有價證券の賣買取引の税率は、甲、七日以内の期限を以て履行期と爲す短期取引と、乙、其他のものとの二つを分ち、第三種、商品の賣買取引は、甲、銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ、履行期に於てのみ差金の授受に依りて決濟し得るも

のと、乙、其他のものとの二を分ち、甲には低率を乙には高率を課してゐる。取引所取引税も亦一の申告税である。

第二項 證券發行税

一 證券發行税とは有價證券の發行と云ふ行爲に課する税である。有價證券の發行とは一定の形式を具へた證券を賣り出すことである。其れ故に發行と云ふことが其れ自身で取引になる。有價證券を初めて賣出した時に之を捉へると容易に之に課する事が出来る。是れ特別取引税として成立する所以である。然し證券發行税と云ふても總べての有價證券の發行を税すべきでない。蓋し有價證券の中には普通の取引に附屬して發行せらるゝものがあり、斯かるものは文書税の中に入るべきが故である。是に證券發行税として問題となるのは、株式、公債、社債、富籤、兌換銀行券等の發行に對する税である。

株券、社債は會社が發行し、公債は國家公共團體が發行し、富籤は國家公共團體又は私團體が發行す。其の發行は直接募集のことあり、銀行に委託し請負せしむることがあるが、何れにするも巨額の證券を賣出すものにして其の行爲は容易に捉へ得べく、從つて又之に税することが出来る。國に依つては是等證券の發行を取引所内に於てするものもあるが、さういふ國に於ては證券發行税は取引所取引税と選ぶ所がない。我國に於ては取引所で證券を發行する例は殆んど無いから、取引所取引税と證券發行税とは全然異なる税となつてゐる。是等の證券發行税は特別取引税なるが故に財産流通税に屬する。

國に依つては是等證券發行税を文書税とし、印紙の貼用に依り之を徵するものがある。然し普通の文書税では文書の作製は目的でなく、目的に達する手段に過ぎない。證券の發行は其の證券を賣ることを目的とし、從つて證券の發行に税するは取引自體に税することとなる。徵税上より云へば之に印紙を貼用せしむるのが便宜であるから、我國に於ても株券、債券ともに印紙税三錢を徵收してゐる。

兌換銀行券發行税も亦證券發行税の一として特別取引税を形づくる。兌換銀行券は中央銀行が割引貸付を爲すに際し發行するのを普通とするが、同時に社會一般より資金を借りることとなるので、發行其れ自身が目的であると思ふことが出来る。是れ兌換銀行券發行税が特別取引税として財産流通税の一に數へらる

る所以である。

二 我國に於ける證券發行税は特別税として兌換銀行券發行税があるばかりである。兌換銀行券發行税は從來保證發行税と制限外發行税との二つがあつた。保證發行税は明治三十二年に定められ、保證準備に依る兌換券の毎月平均發行高に對し課する税であつた。保證準備に依る兌換券の發行は他に貸付をなすことを意味するのであるから、貸付に依つて利子を得、更に保證準備たる有價證券よりも利子を得、二重の利益を得るものである。故に之に對して發行税を課したのである。昭和七年に日本銀行納付金制度が採用せられ、此の税は廢せられた。

制限外發行税は明治二十一年に定められ、日本銀行が正貨準備、保證準備の制限を超えて制限外發行をなす場合に、之に課する税である。制限外發行税は其の本質に於て保證發行税と異なる處がないが、保證準備の制限を意義あらしめ、且つ制限外發行をして金融市場の需要に應じ、伸縮せしむる爲めに特に伸縮税率を適用してゐる。即ち從來は五分を下らざる税率となつてゐたが、昭和七年の改正法に依り三分を下らざる税率となつた。斯くして、制限外發行税は財政政策の目的よりも寧ろ金融政策の目的を多く有してゐる。我國の保證準備の額は明治二十一

年には七千萬圓であつたが、其後漸次増加し、明治三十二年には一億二千萬圓となり、昭和七年には十億圓となり、昭和十三年には十七億圓となつた。而して昭和七年の改正法の結果として制限外發行額に對しても十五日以内のものには課せず十六日目から課税することとなつた。

第二款 運送税

一 運送税とは運送の事實に課する税である。運送税は貨物が一地方より他地方へ動く事實を捕へて之に課するから、普通取引に於て課税を免かれたるものも此の關所に於て課せらるべく、従つて取引税を補ふこととなる。他の方面より觀るも、運送は其れ自身一の取引にして法律上契約たるを常とするが故に、亦一種の取引税とも觀ることが出来る。只だ之を取引税と分つのは、普通の取引のあつた後に生ずる第二次の取引に税し、以て前者を補ふ趣旨を有するからである。

二 運送税は貨物運送に税するを趣旨とするも、交通機關並びに其の利用者より云へば貨物運送と旅客運送とを分つ事が出来ない。既に貨物運送を税せば旅客運送をも税せねばならぬから、運送税は貨物運送税と旅客運送税とに分れる。

旅客運送税は所謂通行税にして、他の運送税と異なり財の移轉を生ずべき經濟流通に課する税でなく、主として下層社會の負擔に歸するが故に、寧ろ之を消費税

と見るのが穩當である。我國の通行税は明治三十八年に起され、大正十五年に廢止せられたが、昭和十三年に支那事變特別税として復活して來たのである。

我國の貨物運送税は、海運には船荷證券に課し、陸運には運送貨物引換證に税してゐるが、それは次節に述ぶる價格流通税の中の文書税に屬することとなる。

尙ほ海運に於ける貨物運送税の特別税として我國の噸税を考へる事が出来る。噸税は外國貿易船が開港に入り來る際に、噸數を標準として船長より徵收する税である。明治三十二年に起されたものであるが、其の以前に入出港手数料を徵收してゐた。故に手数料より租税に進んだものと云ふことが出来る。

第三款 廣告税

廣告税は廣告に税するものである。廣告は取引の誘因であつて普通の取引に先立つものである。蓋し現今の經濟社會には分業が盛んに行はれ生産者と消費者との距離が遠いから、廣告が無ければ需要と供給とが適合するを得ず、廣告が企業經營の重要な分子となつてゐるからである。斯くて廣告を取次ぐことを營業とするものが出て來た程である。廣告は普通の取引と離れ普通の取引を誘ふ現

象であるから、間接に所得を得る原因を爲すものと云ふべく、課税の原因は充分に存してゐる。故に廣告税は流通税の一組織分子を爲すのである。

廣告は種々の方法に依つて行ふことが出来るが、其の主なるものは、新聞雜誌によるものと看板によるものとの二つである。新聞雜誌の廣告は廣告者に税すべきであるが、租税技術上は新聞雜誌の發行者に取次がしめるのが便宜である。而して廣告の種類により差別税を課すべきである。然しながら實際上は新聞雜誌の廣告料に影響することとなるから、新聞社雜誌社より反對が起るものである。

第三節 價格流通税

財産流通税は流通取引自體を捉へるを旨とするが、動もすれば之を逸する虞れがあるから、流通税制度は之を補ふ爲めに價格流通税を設けるのである。價格流通税とは流通取引を間接に捉へるものであつて、其の流通行為に附屬し、若くは補助的に存する行為に税するものである。ヘッケルの語を借りて云へば、流通行為が他の目的を達する手段たる場合に税するものである。流通行為の附屬行為、補

助行爲は、権利移轉の登録と文書の發行との二とすることが出来る。共に價格を示すのが普通であるから價格流通税と云ふ。其の権利移轉の登録に税するものを登録税と云ひ、文書の發行に税するものを文書税と云ふ。ヘッケルは價格流通税を以て文書税であると言つてゐるが、登録税も亦一の價格流通税であることを認めねばならぬ。成程諸國の登録税法中には價格を示さないものにも登録税を課することがあるが、其れは例外である。原則としては登録税は、價格を示す登録に課するものであるから之を價格流通税と名づけて差支ない。

第一款 文書税(印紙税)

一 文書税は取引行爲に伴つて文書を作製する際に之に税するものである。従つて文書税の納税義務者は文書の作製者であり、文書税の客體は財産權に關する法律行爲に關聯して作製せられた證書及び帳簿である。故に單に人事關係を證明する證書帳簿は文書税の客體とならぬ。茲に證書といふのは財産權に關する證明事項を唯一回記載するに止まるものを指し、帳簿とは同一種の證明事項を幾回となく反復して記載するやうに出來上がつたものである。此の證書帳簿を

總稱して文書と名づく。

現今の經濟社會に於ては取引行爲は主として法律行爲の形を採る、契約が最も多い。契約を結ぶときは契約書を作るのが通例である。口頭に依り電話に依り取引を爲す場合と雖も、其の結果を帳簿に記入することがある。契約の履行に際しては送り狀を發し、請求書又は賣買仕切書を作り、代價を受取る時には受取書を作り、又は判取帳に記入し、支拂ふときには或ひは債權者が爲替手形を發行することがあり、或ひは債務者が約束手形を發行することもある。是等の文書の作製は本來流通取引に附屬する行爲と云ふことが出来る。取引自體を逸するも是等の附屬行爲を捉へることが出來れば、又間接に流通行爲を捉ふるものと云へる。此の流通取引の附屬行爲に税するものを文書税と云ふのである。

二 文書税は文書を作製する者に之を課するのである。従つて文書を作製しない者には之を課することが出來ぬ。而して其の徵稅方法としては印紙を貼用せしむるのが常であるから、印紙税とも云ふ。

印紙税を廣く解するときは、印紙貼用、押印證書に依つて徵收する租税を總稱す

べきである。然し此の意義に於ける印紙税は、租税徴収の形式以外に何等の意義を持たない。蓋し手数料、消費税等でも印紙に依り徴収するものは悉く印紙税となるからである。流通税の一種たる印紙税はさうでない。取引の附屬行爲たる文書に課するものである。文書に課するは間接に取引に課する所以であるから、印紙税は形式的意義に止まらないうで實質的意義を有するのである。ヘッケルが印紙税を單に徴税の形式上より見て其の實質的意義を問はず、印紙税と又書税とは全然没交渉なりとしたのは大なる誤である。畢竟するに文書税は即ち印紙税である。現に我國の印紙税法も、印紙税とは財産權の創設、移轉、變更若くは消滅を證明すべき證書、帳簿及び財産權に關する追認若くは承諾を證明すべき證書に課する税であると定義してゐる。尤も國に依り立法例が區々に分れてゐる。

三 印紙税を徴収する方法は印紙であるが、其の形式は三つに分れる。第一は普通の印紙であつて文書に貼用すべき小形の切手である。我國にては表面額の多種にわたる収入印紙を用ひてゐる。第二は押印用紙であつて印紙税を納むべき證書を作製し、餘る用紙の一端に押印せるものである。此等の用紙は稅務署、郵

便局若くは一定の賣捌所にて販賣し印紙代は其の用紙代の中に含まれてゐる。我國の印紙税法では此の方法を採用してゐない。第三は税印の押捺であつて、我國に於ても税額に相當する現金を政府に納付すると税印の押捺を受くる事が出来るのである。税印の押捺は一種の税額受取書と見ることが出来る。

印紙税は税率を標準として定額印紙税と變動印紙税とに分つ事が出来る。

(1) 定額印紙税は印紙税賦課の總べての場合に於て其の額が同じものである。印紙税に段階を附するを得ざる場合又は附するを不穩當とする場合は之に依る。

(2) 變動印紙税は場合によりて額を異にするものである。更に二つに分れる。

(イ) 容積印紙税は、賦課すべき文書の大小に依りて税額を變ずるものであるが、變動印紙税としては最も幼稚なるものである。

(ロ) 遞進印紙税は、文書の作製を促せる行爲、取引又は契約の課税物件の價格を標準として税額を定むるものである。更に段階定額印紙税と單純遞進印紙税に分ける。階段定額印紙税は課税物件の價格を標準として多くの階段を設け、各階段に異なる税額を定むるものである。單純遞進印紙税は課税物件の價格の大

小に従ひ單純に一定の稅率を課するものである、斯くして擔稅力に最も適應するものとなる。

四 印紙稅は發行せらるゝ文書の性質の異なるに従ひ種々に區別することが出来るが、其の主なるものは契約書稅、請取書稅、手形稅、帳簿稅等である。

契約書稅は種々の契約に對する稅を包括す。茲に契約書と云ふのは嚴格なる意義に於ける契約書のみならず、一定の契約を反證するに足る證書類を總括す。思ふに契約自體は之を捉へ難く従つて取引稅を課し難いから、契約書を捉へて課せぬばならぬ。それが契約書稅である。然るに契約書は其の内容の異なるに従ひ擔稅力を異にするから、契約書の性質に依り稅率を異にすることがある。契約書稅は更に物權設定書稅、賣買契約書稅、交換契約書稅、貸借契約書稅、寄託雇傭定期金保險等の契約書稅に分れる。

請取書稅は請取書に對する稅である。請取書は多くの契約の結果として發せられ一般の取引に通ずるものであるから、單純なる請取書のみより契約の内容を知るを得ない。是れ請取書稅を契約書稅と分つ所以である。請取書稅の客體は

請取書にして其の主體は請取書の發行者である。

手形稅は手形に對する印紙稅である。手形も亦請取書と同様に取引に附屬して發行し一般取引に通ずるものである。従つて手形のみよりして必ずしも如何なる契約が取結ばれたかを明かにする事が出来ない。是れ亦手形稅を別に課する所以である。茲に手形稅と云ふは爲替手形稅、約束手形稅を意味す。兩者の稅率に就き釣合を保つ必要がある。小切手は支拂の爲めに發行せられ、貨幣の代用を爲すものであるから、之に稅すべきで無い。

帳簿稅は帳簿に對する稅である。帳簿稅の主體は帳簿作製者であつて客體は帳簿である。帳簿は多くの文書を綴りたるものであるから、箇々の文書に係る契約書稅又は請取書稅よりも高率を課すべきである。尙ほ帳簿は紙數に多少あり且つ脫稅の處れが多きを以て、印紙の有効期限を定めねばならぬ。帳簿稅は更に通帳稅、判取帳稅、其他の商業帳簿稅とする事が出来る。

五 我國の印紙稅は其の起源を明治六年の受取證文印紙貼用心得方規則に遡ることが出来るが、明治三十二年の印紙稅法が根據となつてゐる。其後種々の改

正が行はれたが、昭和二年に根本的に改正せられたのである。

現行印紙税法に依り印紙税の課税標準並びに税率を見るに、

(1) 不動産鐵道財團、軌道財團又は船舶の所有權移轉に關する證書、消費貸借に關する證書、請負に關する證書、運送に關する證書、傭船契約書、に對しては、其の記載金高を標準として階級定額税を課してゐる。

(2) 委任狀、約束手形、爲替手形、銀行預金證書、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書、産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合の發する出資證券、船荷證券、運送貨物引換證、倉庫證券、保險證券、株券、債券、相互保險會社の發する基金證券、株式申込證、社債申込證、地上權、永小作權又は地役權に關する證書、使用貸借、貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書、信託行爲に關する證書、無盡に關する證書、定款又は組合契約書、權利の變更に關する證書、追認又は承認に關する證書、物品切手、受取書、質權、抵當權に關する證書、前各號以外の證書、預金通帳、に對しては低き定額税を課し、預金通帳以外の通帳に對しては稍々高き定額税を課し、判

取帳に對しては一層高き定額税を課してゐる。

尙ほ證書は一通毎に税額を定め、帳簿は一冊一年以内の附込に對し税額を定めてゐる。昭和二年迄は原則として比例税率を採り、例外として定額税率と階級定額税率とを採つてゐたに對し、現行法は定額税率と階級定額税率とを用ひてゐる。印紙税の免稅せらるゝ文書は三種に分れる。其一は文書を作製する人に依つて免稅するものである。公法人又は官吏の作製する文書、公益法人を設立する爲めに作製する文書は即ち其れである。第二は記載金額の少なきが爲めに免稅するものである。金高一圓未滿の物品切手、金高十圓未滿の約束手形及び爲替手形、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書、受取書は即ち其れである。第三は文書の性質に依つて免稅するものである。印紙税の客體たる文書に併記し裏書し其他類似の記載をなすもの、送狀、賣買仕切書、小切手の如き即ち其れである。

第二款 登録税

一 登録税は流通取引の効果を官簿に登録する際に徴收する税である。流通取引の効果を官簿に登録するは之をして取消し得ないやうにする爲めである。

即ち流通取引の効果は多く財産権の移轉であるから、之を官簿に登録するは第三者に對抗せしむるが爲めである。立法例を見るに、登録に依り初めて財産権移轉の効果を生ずとなすものがある。故に登録は流通行爲を補助し之を瑕疵なきものとし又は之を完成せしむるものである。登録税は此の流通行爲の補助行爲に税するものである。此の補助行爲を捉へて税すれば、たとへ、取引自體を税せざるも尙ほ取引を間接に捉ふることとなる。同時に登録は權利を安固にし又は争ある際には證據力を供するものであるから、其の權利者は大なる利益を受け、延いて擔税力を増すこととなる。是れ亦登録税を課するの理由とすることが出来る。

登録税は流通取引を間接に税する點に於て印紙税に酷似してゐる。然し印紙税が文書作成と云ふ事實を捉ふるに反し、登録税は官簿に登記すると云ふ事實を捉ふるものである。而して官簿の登録は文書の作成よりも更に財産権の移轉を確保し更に大なる證據力を供するものであるから、登録税は印紙税よりも重く課することが出来る。是れ登録税が印紙税より分離して來た所以である。然るに立法例に依りては登録税を印紙税より分たざるものがある。租税制度の發達尙

ほ幼稚なりと云ふべきである。又印紙税を離れて特別の登録税を存するものにして、登録税中には相續税を含めるものがある。然し相續税は別箇の財産税であるから、之を分たねばならぬ。

二 登録税は印紙税よりも尙ほ高き税を課することが出来るから、手数料を隔たることが大である。然し登録税は形式の上にて手数料と混ざる虞れがある。蓋し登録は國家の行動を前提とし、従つて國家は登録に對して手数料を徴する事が出来、登録税と稱するものの中には其の實は手数料を含むことがあるからである。理論的に云へば、登録税と手数料とは其の性質を異にするから、之を併課するも妨げないが、流通取引を阻害する嫌があるから政策上之を避くべきである。登録税の税率は定額税率と從價税率とに分れる。定額税とは一件毎に一定額の税を課するものであつて、手数料の色彩を帯びてゐる。從價税は登記事項の金錢價格を標準とし各登記事項に一定税率を課するを云ふ、概して比例税率を適用するが、階級税率の行はるゝ場合もある。

三 登録税は登記登録を前提とす。故に登録税は登録の種類に依り不動産登

録税、準不動産登録税、工業所有権登録税、法人登録税、身分登録税に大別せられる。

(1) 登録は種々の法律關係に就て之を爲すを得るが、其の最も重要なものは不動産の登記である。蓋し動産は現に握有することによりて其の占有を明かにすることが出来るが、不動産の權利關係は登記に依り初めて之を明確にするのである。是れ何れの國に於ても不動産に關する登記制度の發達せる所以である。而して其の不動産の登記に税するものを不動産登録税と云ひ、或ひは不動産流通税と呼ぶ。後者は其の税の實質に依り名づけ、前者は課税の形式に依り名づけたのである。不動産登録税は登録税の中樞をなすから、大體論として登録税は不動産流通税なりと云ふことが出来る。

(2) 本來の性質は動産であるが、其の集まれる状態に依り又は其の他の理由に依り不動産と同様に觀て抵當權の目的物となり得るものに登記制度を適用するものがある。船舶、工場財團の如き其れである。蓋し是等の財産は價格が高いから登記により權利關係を明かにしないと、當事者に意外の不利を來たすが故である。是等の登記は準不動産登記と名づくべく、從つて準不動産登録税を生ず。

(3) 動産とも不動産とも稱し得ないが不動産と同じく第三者に對抗し權利の安固を期する爲めに登記制度を適用するものがある。特許權、著作權、商標權の如き所謂工業所有權が其れである。工業所有權登記に税するものを工業所有權登録税とし、鑛業權、砂鑛業權、漁業權の登録税も亦之に準ず。是等の税は皆行政處分にまつ特許に類似し、手数料の性質を帯びてゐる。

(4) 以上は皆直接に財産權の得喪に關係するが、之に反し單に企業主體として廣く世人に知らしむる必要上登記するものがある。法人登録税が適例である。

(5) 法人登記に對し自然人の登記として身分登記がある。辯護士、醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工、海員等の登記に税するものを身分登録税と云ふ。身分登録は流通取引の效果に關係がないから、嚴格に云へば登録税でない。然し既に法人登記に税し又其の支配人の登記に税する以上は、一定の身分資格を有する自由職業者の登記をも課税せねばならぬ。國によりては更に進んで華族名簿の登録に課税するものがある。是れ一種の名譽税である。

四 我國の登録税は、財産權の得喪、變更を官簿に登録するに際し其の登録を受

くる者に對して課する税である。明治二十九年に始められ、其後二十數回の改正を経て、更に昭和二年の根本的改革を経て今日に及んでゐる。

登録税の客體は官簿に登録すると云ふ事實である。其の課税すべき登録事項は、不動産に關する登記。船舶に關する登記。信託財産たる不動産又は船舶を委託者より受託者に移す場合に於ける所有權取得の登記。委託者が收益の受益者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とが元本の受益者又は歸屬權利者なる信託にして信託財産たる不動産又は船舶の管理を目的とするものに付其の元本を受託者より受益者又は歸屬權利者に移す場合に於ける所有權取得の登記。鐵道抵當原簿又は軌道抵當原簿登録。工場財團登記簿、鑛業財團登記簿又は漁業財團登記簿の登記。船籍の登録。商事會社其他の營利を目的とする法人の登記。商號の新設其他に關する登記。辯護士名簿の登録。醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工の官簿登録。海員の官簿登録。著作權に關する登録。特許に關する登録。意匠に關する登録。實用新案に關する登録。商標に關する登録。鑛業權に關する鑛業原簿の登録。砂鑛業に關する砂鑛業原簿の登録。漁業權又は入漁權に關

し免許漁業原簿の登録。法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記。が其れである。

登録税の納税義務者は登記又は登録の申請を爲す人である。但し公法人又は之に準ずべきものが登記又は登録を爲す場合には之を免税する。

登録税の課税標準は、登記登録の件數又は登記登録を爲すべき目的物の箇數と登記登録の目的物の價格との二つに分れる。税率は、前者に於ては定額税率を用ひ、後者に於ては從價税率の比例税率を用ひてゐる。

第三章 消費税

第一節 消費税概論

一 消費税は消費の事實に課する税である。従つて消費税の客體は消費の事實である。然し消費税の税源は所得である。何故に消費税を課するかと云ふに、消費者が所得を有し、消費に就き其の所得の存在を外界に表現してゐるからである。畢竟消費税なるものは消費と所得との間に深い關係がある事を推定して税

するのである。詳言せば大なる消費をなすは大なる所得を有するからであり、又小なる消費をなすは小なる所得を有するからである。と推定して税するのである。然し此の推定は常に適確にして誤らずと云へない。蓋し所得の中で消費に充てられない部分即ち貯蓄投資の部分を考慮せないからである。此の推定が最も事實に遠ざかることは必需品に於て之を見る。生活必需品は所得の大小に比例して消費するものでなく、小所得者が却つて多く消費し大所得者が少なく消費することもある。従つて此の方面に於ては所得と消費との関係は全くないと云ふのでは無いが、両者が互に比例するといふ推定は事實に反してゐる。然し總べての消費税が皆斯の如く事實に遠ざかつてゐると断定するを得ない。實際小所得者が少なく消費するやうな品物があり、又は所得に應じて品質を選択して消費するやうな品物もある。従つて此の種の品物に對する税は、前述の場合と異なり、比例税率を適用して擔税力に適應する税となる。然し此の種の消費税でも所得税の如く適確に税源を捉へ得ないのである。消費税の立法は成る可く消費と所得とが照應する品物に就きて爲すべきである、即ち課税物件を選択して消費税に伴ふ

缺點を除くことに努めねばならぬ。財政上の必要から往々不適當なる消費税が課せられてゐる事もあるが、大體論としては此の理想に向つて進む傾向がある。

二 消費税は消費の事實を捉へて課する税である。故に其の税の精神より云へば消費の最後の階段に達してゐる時を捉へて税すべきである。斯の如く消費者を捉へて税する方法を直接徴收方法と云ひ、此の税を直接消費税と名づく。

然し斯の如く最後の消費を捉へる事は課税技術上容易でないから、其れ以前の階段に於て税する事となる。是が間接徴收方法であつて、間接消費税が成立する所以である。消費税の税源を有する者は消費者である、従つて消費税の擔税指定者は消費者である。流通取引の前人に消費税を課すると云ふ事も結局は消費者に轉嫁すべき事を前提としてゐる。間接消費税の目標は、前轉すべき課税物件を選び前轉すべき環境にある課税物件を選ぶべきである。又其の課税権の及ぶ範圍は國內消費者であつて、生産的消費に課するのは其の趣旨でない。故に一度消費税を課した後には外國に輸出せられるもの及び生産的消費に供するものには税を戻す制度を設けてゐる。間接徴收方法は種々あるが、經濟流通の如何なる順位

にあるかと云ふ立場より見て、生産課税方法と流通課税方法との二つに分つ。

(1) 生産課税方法に依ると、生産の第一步に課するもの即ち原料課税、次には物を製造する過程にある時に課するもの即ち製造課税、最後に生産が完成したるものに課するもの即ち製品課税が出て来る。大體より云へば、原料課税は消費に遠すぎて實際に消費する物の分量と価格とが明かでないから、消費税を課する方法としては適當でない。而も原料課税が取られるのは經濟政策上の目的を以てせらるゝのである。又原料課税は動もすれば消轉を生じ消費税の本質に反してゐる。製造課税には半製品を捉へることがあり、又生産に關係ある容器を捉へることがある。半製品を捉へて課する税は原料課税より一步を進めてゐるが、其の製品の量と質と價格とが明かでないから、此の方法も充分でない。製品課税に於ては製品の分量品質が定まつてゐるから、全部を税することが出来、又質に依つて税率を異にする事も出来、更に前轉の豫想が確かになつてくる。故に生産課税方法の中では、製品課税が最も良いと謂はねばならぬ。

(2) 流通課税方法は物が生産せられて消費者に向つて動く状態に課するもの

である。之を運搬課税と販賣課税とに分ける。運搬課税とは生産せられたる所より消費せらるゝ所に向つて品物が運ばれる状態を捉へて課するのである。運搬の始まる時を捉へるものは庫出税である。運搬されて或る地點に到達する時に課するものが入市税、國內關稅である。次に販賣課税は消費品が商人の手に入る時に課するものである。消費税の性質より云へば消費者に近づく程其の趣旨に適ふも、近づけば近づく程品物が分散して脱税が行はれるから、今日の消費税は製品課税か運搬課税が多く行はれてゐる。

(3) 以上は自由經濟流通に於ける課税方法であるが、更に獨占課税方法として專賣がある。專賣は國家が消費税を課する目的で消費品の生産、若くは販賣の獨占又は生産と販賣との獨占を行ふ事である。即ち國家が自由競争を排除して獨占の地位に立ち、消費者に達する前に其の價格の中に消費税を含ましむるものであるから、專賣も課税の一方法に過ぎない。先づ考ふべきは專賣と官業との關係である。國家が資本と勞働とを結び付けて企業を營む點より見れば、專賣は官業と云ふことが出来るが、然し私經濟的なる普通の官業と區別せねばならぬ。專賣

として扱ふべき物體は消費税を課すべき物體たるべく、従つて之を獨占し之に獨占價格を課することになる。之に反し官業に於ては獨占するを要せず、たとへ獨占するにしても獨占價格を課する必要がない。次に專賣と普通の消費税との關係を見るに、專賣の益金は消費税を現はすものと考ふるのが例であるが、專賣の益金より正常利潤を差引きたる殘額を消費税と見るのが更に正確である。專賣は消費者に近い所にて課することとなるから、必ず前轉して消費税の目的を達し、更に獨占價格の理論に基づき差別價格を定め、依つて以て差別税を課することが出来るから、準累進を行ふことが出来る。只だ租税を課せんとせば法律に依らねばならぬのに、專賣は實質上の課税を政府自らの獨占價格により定むるのであるから、憲法の精神に適せないと云ふ批難が出て来る。

專賣を行ふ條件として次の三點をあげる事が出来る。

第一に專賣は消費税を課すべき客體の上に行はねばならぬ。文明國に於ける消費税の客體は一般に消費せられ多量に生産せられる財である。従つて消費税を課してはならない財には專賣を行つてはならぬ。最低生活費に入るべきもの

は專賣とすべきでなぬ。

第二に技術上國家が販賣生産するに困難で無いものでなければならぬ。

第三に企業が集中する趨勢を有するものでなければならぬ。斯かる場合には專賣を行ひ易い。

三 消費税の體系を組織するに當り其の客體の選擇より出發せねばならぬ。

消費税の客體の選擇といふ見地に立つと、消費税は三の形以上に出でない。即ち其一は一定の期間内に於ける個人の總消費を金錢に見積りて課するものであり、其二は特定の消費品に課するものであり、其三は利用財の利用並びに個人的享樂に課するものである。第一は所謂一般消費税であり、第二は狹義の消費税であり、第三は使用税である。一般消費税は實行し得ないものであるから、實際問題となるのは狹義の消費税と使用税とである。處で此の兩者は重複するものでなく、各個人所得の存在を暗示してゐるものに税するのであるから、之を並び存する事が必要である。加ふるに狹義の消費税は比較的貧者に對する課税となるが、使用税は比較的富者に對する課税となる故に、兩者は互に補ふ事が出来る。斯くして消

費税の體系は狹義の消費税と使用税とを以て組織する事となるのである。

(1) 使用税は如何なる租税に依つて組立てらるべきかと云ふに、自から二つとなる。其一は利用財の利用に對して税するものである。其中に家屋の利用に對して税するものを住宅税といひ、動産の利用財の利用に對して税するものを狹義の奢侈税といふ。其二は個人的享樂に對して税するものである。之を娛樂税といふ。是等の使用税は租税義務者に對し直接に課税するを通例とする。故に學者は多く之を直接消費税と名づけるのである。

(2) 狹義の消費税は何れの國に於ても消費税の中軸をなすものである。中には自ら生産して其れを自ら消費してゐる者に税することがないでもないが、現代の交換經濟の時代に於ては、生産者と消費者とを異にするのが常態であり、消費財に對する税は其の財が消費者の手に入らざる前に之を課するを例とするから、此の種の税は大體に間接消費税と云つても可いのである。

間接消費税は課徴方法の相違と課税物件の相違とに依つて之を二の系統に分たねばならぬ。其一は關稅であり、其二は内地消費税である。

(a) 關稅は國境に於て之を税するものである。其の課税すべき物件は産業政策の要求に依つて多種多様となる事がある。其の産業政策の目的を加味せないので單に收入のみを目的とするものにおいて、關稅の課税物件も内地消費税の課税物件も殆んど同じ様のものとならう。但し内地に於て生産せられない財に至つては此の限でなす。

(b) 内地消費税は國內に於て生産せられ消費せらるる財に對して税するものであるが、其の租税客體より見れば自ら生活必需品に對する税と嗜好品に對する税と地位的消費品に對する税とが成立つのである。其の租税客體が多量消費品であればある程、其の租税収入は多額に上るべきである。

以上の消費税體系は、租税客體の立場より見て自然に出て來るのである。處が社會的原則より見れば、其の要求に戻つてゐるものも少なくない。故に消費税の體系としては、更に社會的原則の要求に従ひ、之が結構を整へて行かねばならぬ。

第一に最低生活費免稅の趣旨に基づき、關稅に於ても内地消費税に於ても生活必需品を取り除く事が必要である。

第二に奢侈重課の趣旨に基づき、直接消費税に於て奢侈的享樂をなしつゝある者を直接に捉へて税すると同時に、間接消費税に於て嗜好品並びに地位的消費品が其の消費者の手に入らざるに先立つて之を課する事が必要である。而して直接消費税に於ては外界より明かに捕捉する事の出来る利用財並びに享樂に税する事となり、間接消費税に於ては消費者の手に入りたる後に至つては外界より捕捉することの出来ぬものを消費者の手に入らざる前に税することゝなるから、兩者は互に相補ふものとなるのである。而して又間接消費税に於ては、嗜好品税と地位的消費税とは互に相補ふものとなるのである。一體嗜好品は生活必需品に比すれば奢侈的性質を帯ぶるものであるから、之に税するも已むを得ない。只だ民衆の嗜好となつてゐるものに至つては、容易に其の消費を廢する事が出来ないから、比較的貧者に對して重い税とならう。そこで比較的富者の負擔となるべき品に對して重く課する租税を徴して之を緩和せねばならぬ。是れ嗜好品税と地位的消費税とが相補ふものであるといふ所以である。

要するに、消費税の體系は直接消費税と間接消費税とに依つて組立つべく、間接

消費税は關税と内地消費税とに依つて組み立つべく、内地消費税は嗜好品税と地位的消費税と——例外的には更に必需品税と——に依つて組立つべきである。

第二節 直接消費税

直接消費税とは現に消費せる事實を直接に捉へて税するものを云ふ。故に此の税にあつては、法律は轉嫁を豫期せず其の消費の大なるものは大なる所得を有してゐると推定する。其の課税物件は使用財であつて一回の使用に依つて消費し盡されるものでないから、學者或ひは之を使用税と云ふ。然し直接消費税で税せんとする所は使用財のみに限らず、娛樂の如き消費行爲其れ自身を捉へることがある。其の使用税と云はるゝ部分をとりて考ふれば、財産税に似てゐるやうであるが、之と本質を異にしてゐる。財産税が財産の所有其のものを捉へ之に依つて所得を生じてゐるであらうと云ふことを推定して税するに反し、直接消費税に於ては財産の使用と云ふものを捉へ其の使用に依つて支出すべき所得を税せんとするものである。直接消費税は種々の使用財消費行爲に就て成立するが、租税

技術の實際より見て普遍的に行きわたることが出来ぬ。何れも外界から捉へ得る所のものに限られる。斯くして、今日直接消費税とせらるゝものは大體三つに分れる。住宅税と狭義の奢侈税と娯樂税とである。

第一款 住宅税

住宅税とは家屋の中に住居せる事實を捉へて税するものである。租税主體は住居者であつて課税物件は住家である。而して住居と云ふ消費の事實に依つて所得を推定するものであるから、課税標準として家の大きさの外に家賃を用ひることがある。然し家屋税に於ても家賃税があり住宅税と交叉することがあるから、充分に考慮するを要する。又住宅の大きさは必ずしも所得を正確に現はさず更に住宅費は小所得のもの程割合に大となるは、シェワトーベの法則に依り明かである。特に注意すべきは職業上より住宅の大小が出来ることである。要するに富豪の住宅、別荘の如きものが住宅税の逃すべからざる課税物件である。住宅税に關聯して問題となるのは庭園税である。庭園は所得を現はし且つ大なる消費を示してゐるのである。

第二款 狭義の奢侈税

此の税は動産的利用財を捉へて課するものであるが、生活必需品には漫りに税すべきでない。動産的利用財は多種多様にして隠し得るものが多いから、課税は奢侈的利用財に限られる。故に學者はかゝる税を奢侈税といふのである。一般に奢侈税と云へば間接奢侈税、娯樂税を含めることがあるが動産的利用財産に課する直接消費税を狭義の奢侈税と云ふ。

奢侈的利用財を使ふことに依つて比較的富める人の所得が外界に現はれて來るのであるから、此の税は應分擔税の法則に適ふ。此の種の消費税は、何人も理論上非難するを得ない所の最も正義に適へる税である。尙ほ税制の上より考へても此の税はなくてはならぬ税である。第一に、普通の一般所得税では消極的所得を税しないから、奢侈税が奢侈的消費をしてゐることを捉へ其の消極的所得に税することは少なくとも所得税を補ふことになる。第二に、此の税は間接消費税を補ふことになる。間接消費税は多量生産品を税するから動もすれば貧者に多く課することになるが、此の直接消費税は主として富者に税するものであるから、富者

貧者ならば税せられて平衡を得ることになる。斯の如く理論上最も良き税であるが、其の収入が甚だ少ないので、財政上の意義から云へば餘り重んぜられない。畢竟世に奢侈的財の消費多きに拘らず、技術上之を捉へることが困難であるからである。奢侈税が國税又は地方税の孰れに適するかと云ふに、多くの學者は地方税に適すとしてゐる。蓋し都會に於て奢侈とするものと田舎に於て奢侈とするものが異なり、又田舎に於て税するよりは都會に於て税することが容易である。従つて一國を通じて一律に課することの出来ないものが出て来る。

直接奢侈税の發達を見るに、中世以來キリスト教の影響に基づき奢侈を制限せんとする動機に基づき種々の警察的立法が行はれ、奢侈税も十七世紀を経て十八世紀に最も發達したのである。十九世紀に及び經濟の進歩により都鄙の間に奢侈の意義を異ならしめたから衰へたが、世界大戰中及び其の以後に奢侈税は再び進歩したのである。直接奢侈税の第一は家具に關するものであつて、樂器税、玉突臺税、金庫税等が之に屬し、第二は裝飾品に課するのであつて、帽子税、手袋税等であり、第三は人間、動物等に關し、奴婢税、畜犬税等を含み、第四は人を運送するが如き運

送具に關するものにして、乘馬税、馬車税、船税、自動車税等である。

我國に於ける奢侈税は主として府縣雜種税、市町村特別税等の中に存してゐる。

第三款 娛樂税

娛樂税は娛樂行爲を税するものである。是れ娛樂が擔税力を現はしてゐる爲めである。奢侈税が奢侈的財を目標とするに對し、娛樂税は行爲を見て税するものであつて、根本理論は大體同じである。娛樂税は之を三つに分つ事が出来る。

第一は宴會等の飲食に關する税であり、第二は遊興税であり、第三は觀覽税である。我國に於ては、從來道府縣雜種税、市町村特別税としては之を見受けたが、昭和十三年支那事變特別税として入場税、特別入場税を國税中に設ける事となつた。

第三節 内地消費税

第一款 必需品税

必需品税とは生活必需品に課する税である。此の税は相當巨額の收入を齎すを以て、財政窮乏の際に之を課する例は相當に多い。然し社會的原則殊に平等の

原則より考ふると最も悪い租税である。即ち第一に、擔稅力を有しない最低生活費に食ひ入ることとなる。第二に、逆進税となる。蓋し生活必需品に對する課税は貧者と富者とを區別せず、人頭稅的に作用するからである。

各國の立法例を見るに、財政に餘裕を生ずれば、先づ此の種の租税の廢減に努力してゐるのである。以下、文明國に行はるゝ必需品税を箇別的に觀察する。

第一項 穀物税

穀物税と云へば歐米諸國ではパンの消費又は穀物を捉へて税するものであるが、我國では米麥豆に税することとなる。歐米で所謂穀物税の課税方法は二つに分れる。其の第一たる穀粉税は小麥を碾いて粉にする時を捉へて税するものであり、多くは水車で比較的大なる規模で行ひ、其の設備が外界に表現して捉へ易いのである。其の第二は入市税であつて市に穀物穀粉が入つて來る時に税するものである。我國の穀物税は關稅の形で存在し農業保護の目的で設けられてゐる。歐洲の立法例を見るに、穀物税は一時は廣く行はれたが漸次廢止せられて來た。獨逸に就て見るも十九世紀の初めには行はれたが、後には國稅で廢して地方税で

許し、更に地方税を新たに起すことを禁じ、進んでは之を廢せんとするに至つた。

第二項 肉税又は屠殺税

肉の消費に課する税であるが穀物税よりも非難が軽い。蓋し肉を消費する者は稍々擔稅力を示してゐるからである。然し中等社會下層社會に於ても肉を消費するのであるから、財政學の立場からは肉税は良い税ではない。同時に技術上よりして國稅として肉税を課することは困難である。課税方法の一は屠殺する場合に獸畜の數と重量とにより課し、第二の方法は入市税の形で課し、第三の方法は販賣せる所に課するのである。如何なる課税方法によるも都會と村落との間に一様に課することは困難である。第一の方法即ち屠殺税が課税方法として最も便利であるが、尙ほ脱税が行はれる。

歐洲の立法例を見るに、肉税は廣く行はれたが、國稅としては追々廢止せられて市税となり、終には之も廢止せられた。我國に於ては、屠殺税即ち屠畜税が地方税の雜種税の一種として課せられてゐるが、轉嫁せられるから間接消費税である。

第三項 鹽 税

鹽も生活必需品であつて肉體的勞働者にとり殊に必要である。従つて鹽税は最も下級に屬する勞働者に負擔せしむることになり貧民税といはれる。鹽は人が直接消費するのみならず、家畜の飼料にも、又工業用の原料にも使用せらる。従つて鹽税は家畜に工業に農業に税することになる。それで消費税たる鹽税には限界を設けねばならぬ。課税方法としては、製品課税と取引課税との方法が行はれるが專賣の方法も用ひられてゐる。專賣制度を採ると鹽は政府が輸入することとなる。

鹽税は古い税であるが、是非の論が絶えない。財政理論上は不當であるが其の収入は甚だ大にして之を棄てるに忍びないので辯護論も成立する。我國に於ては鹽に對し従前は製品税を課してゐたが、明治三十八年より專賣になつてゐる。鹽の生産は各地の鹽業家に任せ之をして政府の倉庫若くは其他の引渡場に送らしめ、政府は鑑定の上で等級を附し之に賠償價格を交付する。外鹽及び植民地鹽に關しては、政府は其の輸入を獨占してゐる。政府が賠償價格又は輸入價格よりも高く專賣價格を定め益金を得ると、そこに鹽税の分子が現はれる。従來は斯く

して鹽税を課してゐたが、現今は鹽税を課せず實費辨償主義に依つてゐる。

第四項 醬油税

醬油は我國の如何なる階級の人も消費するものであるから、之に税するは甚だ不當である。醬油税は普通の醬油税と自家用醬油税との二があり、明治十八年より久しく行はれてゐたが、大正十五年に至り何れも廢止せられた。

第五項 點燈税

點燈税とは點燈に課する税である。點燈税は更に燈火税と點燈器税と燃料税とに分つことが出来る。

燈火税は燈火そのものを捉へて税するものである。其の純なるものは光度を標準として課するものである。

點燈器税とは燈火の用具を捉へて税するものである。工業用のものは全く税せられず、點燈用のものゝみが間接に税せらるゝのである。次に點火する鑛物、燐寸等に課するものがある。支那事變特別税の物品税は第三種一として燐寸税を採用してゐる。

燃料税としては第一に石油消費税がある。石油には工業用と消費用とがあるから、石油消費税は燈火税以外のものをも含むこととなる。我國に於ては明治四十一年に石油消費税が定められ燈火用の石油のみを税してゐたが、大正十二年に廢止せられた。昭和十二年に定められた揮發油税は専ら燃料國策の目的より出發してゐる。燃料税の第二は石炭税である。石炭は瓦斯、電氣を作る爲めに間接に燈火に關係してゐるが、又他方には工業用となる。

第二款 嗜好品税

嗜好品とは生活に必要缺くべからざるものでなく、其れを使へば氣持善く生活し得るものである。斯かる品物に税を課しても、最低生活費に食ひ入らず、従つて平等の原則に反せない。且つ品質に依つて差別課税をなすと貧富の力に應じて擔税せしむる仕組となすことも出来る。此の種の品物は普ねく用ひられてゐるから、嗜好品税は多くの収入を齎し財政的原則の要求に適ふこととなる。故に文明國に於ては嗜好品税が消費税の中心をなしてゐる。其の主なるものは酒税と酒税以外の飲料税と煙草税とである。

第一項 酒 税

一 所得の大なるものは良き品質の酒を飲み、所得の小なるものは惡き品質の酒を飲むから、酒に課する税は社會的原則の要求に順應することが出来る。之に反し、消費の分量の多少は必ずしも所得の大小に比例しない。従つて酒税は社會的原則の要求を十二分に充すといふことが出来ぬ。然し酒を多量に飲む者は例外に屬し、又酒を飲まざるも生活を危ふくするものでないから、酒税は成立し得るのである。酒税は今や消費税中の重心をなしてゐる。蓋し酒を飲む者は男子であつて而も成年者であるから擔税力を有し、鹽税などは大いに異なるからである。酒税には日本酒税、麥酒税、葡萄酒税、果酒税、火酒税等がある。

間接消費税特に酒税には種々の課税方法がある。大別して、生産課税方法と流通課税方法との二とする。生産課税方法としては、生産原料品に課税する方法、生産の途中に課税する方法、生産の完成即ち製成品に課税する方法の三つを考へることが出来る。又流通課税方法は流通の初期を捉ふる運搬課税方法と、流通の途中を課する通關課税方法と、其の終期即ち其の消費物が販賣業者より消費者に移

る時期を捉ふる販賣課税方法との三つに分れる。

二 我國の酒税は、酒造税法、麥酒税法、酒精及酒精含有飲料税法によりて規定せられてゐる。但し臺灣に於ては、大正十一年より一般酒類の完全專賣と酒精の島内販賣の專賣とを行ひ、昭和八年より麥酒の販賣のみを專賣を行つてゐる。

酒造税は、我が國税の中にて最も古く且つ最も重要な租税である。慶應四年五月會計官布告を以て、古來の酒造鑑札を改め酒造規則五箇條を制定し造石數に依り納税金額を定めた。其の後に數十回の改正あり、明治二十九年に酒造税法の基礎が出来た。大正十五年三月の法律が最近のものである。酒造税法に所謂酒類とは清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎の五種にして酒精分の多少に應じ四種の異なる従量税率を適用してゐる。納税義務者は酒類の製造者であつて、生産課税の一種たる造石税によつてゐる。尙ほ酒類を外國に輸出したる際には戻税の制度がある。麥酒税は明治三十四年三月に始められ、現行法は大正十五年三月に改正せられたのである。麥酒税は販賣課税の一種たる庫出税であつて、従量税率を採用してゐる。酒造税と同様に戻税の制度がある。

酒精及酒精含有飲料税法は明治三十四年三月に定められ、最近の改正は大正十

五年三月に行はれた。酒精含有飲料とは新清酒、赤玉、ポルトワイン、ウイスキー、葡萄酒等を指す。庫出税であつて従量税率を採用してゐる。葡萄酒税は昭和十三年支那事變特別税より初まつた。

第二項 酒税以外の飲料税

酒税を補ふべき税は酒精を含まない飲料に課する税であつて、清涼飲料税と然らざるものとの二つに分れる。

一 清涼飲料税は平野水、サイダー、ラムネ、リムナーデ等に課するものである。斯の如き飲料は今日に於て酒精含有飲料に代用せられ、相當の擔税力を現はしてゐるから課税すべき理由がある。是に反對する者は、清涼飲料は衛生的にして酒類飲用防止の爲めにも必要なれば、之に課税して價格を高くするは不當であるとしてゐる。然し租税論としては、擔税方を有する以上之に課すべく、只だ下級社會の使用するものには相當の考慮を拂ふを要す。我國の清涼飲料税は大正十五年三月に定められ、炭酸瓦斯を含有する飲料に課することとなつてゐる。清涼飲料税は三種に分れ、各々異なる従量税率を用ひる庫出税である。

二 茶、コーヒ、ココアの如きものの税がある。歐洲にては此等の植民地品に

對し輸入税を課するのであるが、更に内地消費税を課してゐるものがある。生活必需品でないにしても一般的に常用せられる品物には全然課税せざるか、又は課税するにしても低き税率を適用すべきである。

第三項 煙草税

酒税に關する議論は、多くは之を煙草税に適用することが出来る。蓋し煙草に課税しても生活を脅かさず、又負擔者が成年男子に限られ、課税しても消費を止めず、多額の收入を齎すからである。

煙草税には種々の課税方法がある。最も原始的の方法は、生産の初めに課するもの即ち栽培せる土地に課するものであるが、是は轉嫁が不徹底である。第二に、煙草の原料の收穫に税するもの、煙草の重量に課するもの等があるが、此等は轉嫁が不徹底なるのみならず、戻税を適確に行ふ事が出来ない。そこで第三に、主として製品課税方法が行はれる。之によると、品質に基づき差別税を課し、擔税力に應ずる事が出来る。第四に、製品が出来て他に送り出す時を捉へて税する事がある。今日の租税技術の上より云ふと、煙草の箱の封印に印紙を貼つて徵税してゐる。

此の方法でも品質による差別課税が徹底しない。是に第五の方法として專賣が行はるゝに至つた。專賣課税方法は議會の租税議定權を制限するものとして大いに非難せられてゐるが、品質課税の出来る事は大なる強味である。我國は財政上の理由と經濟上の理由とに因り專賣を行ひ、相當の益金を擧げてゐる。

第三款 地位的消費税

地位的消費税とは奢侈品と必需品との中間にある消費品を税するを云ふ。中には其の一定分量が必需品となり、其の品物全體にわたつて必需品と云ふことが出来ないものがある。此等の品物は各人の所得即ち各人の地位に應じて消費するものであつて、社會の上級の人の消費する物は非常に品質が良く、或る意味に於て奢侈に屬するものもある。斯の如く各人の地位に應じて消費をなしてゐるものと見る以上は、斯かる品物に税せねばならぬ。従つて同じ品物の中でも必需品と見るべきものは必需品に準じて免税すべきである。

第一項 砂糖税

砂糖税は砂糖の消費に課するものであつて、苟くも糖分のあるものは總べて之

に税する譯であるが、普通は砂糖税と呼ばれてゐる。所得が多くなればなる程砂糖を消費する分量が増加するから砂糖税は理論上正當であり、又文明の進歩に伴ひ砂糖の消費が増すから砂糖税の収入は増加するのである。砂糖税は技術上容易に捉へることが出来る。蓋し砂糖の製造は大規模であつて、其の製造者も數が少ないからである。

我國の砂糖消費税は明治三十四年に創められ昭和十三年の改正が最近のものである。内地消費の目的を以て製造場又は保税地域から引取られる砂糖、糖蜜糖水に課してゐる。税率は従量税である。戻税の制度も設けられてゐる。

第二項 織物消費税

織物消費税は比較的に立法例に乏しい。我國は明治三十七年日露戦争の時に財政困難に際し毛織物消費税を創設し其後漸次擴張したのである。明治四十三年三月織物消費税法を定め最近には昭和六年三月に改正が行はれた。織物の中の必需品たるもの、例へば木綿の如きものに税すれば、最低生活費を脅すことゝなる。之に反し絹の如き奢侈品ならば課税するのが至當である。我が現行法は、木

綿其他下級織物を免税し、其他の織物に對しては従價比例税率を採用してゐる。織物消費税も砂糖消費税と同じく引取課税であり、納税義務者は引取人である。

第三項 其他の地位的消費税

其他の地位的消費税としては、賣藥税、化粧品税、骨牌税等を擧げることが出来る。我國に於ては賣藥税は既に廢止せられ現存してゐるのは骨牌税のみである。

我國の骨牌税は麻雀、花札、トランプ、株札等に課税するものである。骨牌税法は明治三十五年に創められたが、大正十五年の改正が最近のものである。印紙に依つて徴收してゐる。

第四節 關稅

一 關稅には内地關稅と國境關稅とがある。内地關稅は現今文明國には殆んど廢せられてゐる、僅かに入市税を存するものがある。故に關稅といへば國境關稅を意味すといつて可い。國境關稅には輸入税、通過税、輸出税があるが、現行はるゝものは大體に於て輸入税である。輸入關稅が産業政策の手段として用ひら

れるか又は専ら財政上の理由から行はれるかにより、保護關稅と收入關稅とを區別することが出来る。保護關稅が財政收入の目的以外に産業政策の目的を併せ有することは、租稅總論に於て説明した。保護關稅は内地消費者又は外國生産者の負擔となり、收入關稅は主として内地消費者の負擔に歸するものである。

二 收入關稅は内地消費税と密接なる關係を有してゐる。

第一に收入關稅は内地消費税を補ふものである。内地に生産せられ内地に消費せらるゝ財に課稅して置きながら、外國産にして内地に消費せらるゝ財に對して課稅しない場合には、内地産の財と外國産の財との間に大なる不公平を生ず。是れ前者に内地消費税を課すると共に、後者に收入關稅を課すべき所以である。

第二には收入關稅の中には内地消費税の延長と見るべきものがある。蓋し内地に産せざる消費財に對しても、内地産にして其れと作用を同じうする財が存する限り、之に課稅しないと權衡を失す。故に正確に同一なる内地消費税がなくとも、收入關稅を課すべきである。若し收入關稅を課せないと、同じ作用を有する限り、外國品を消費することゝなり、内地消費税の收入を減ずるのである。

三 關稅の徵收方法は從量稅と從價稅とよりなる。從量稅は粗雜なる稅であるが、從價稅は品質に依つて差別稅を適用するものである。理論上は從價稅を可とするも、之には申告を要し且つ脱稅等の弊害を伴ふものであるから、實際上には從量稅も行はれる。今や兩者の折衷的傾向がある。

關稅は稅關で徵收する。即ち國境又は國內に稅關を設け關稅行政を行つてゐる。稅關に品物が入るときには稅を課するが、其の品物が内地の消費に移らざるものには課稅すべきでないから、保稅倉庫、保稅工場等の制度を布き之に品物を入れてゐる間は稅を拂ふを要しない。此等の設備は自由港の問題に關聯する所が多い。仲繼貿易の大なる隆盛を見る國に於ては自由港又は自由地域を設置するのは便利である。然し自由港の都市のみが免稅せられることは不公平である。日本の如く仲繼貿易を行はない國に於ては、果して自由港を設置をする必要があるかは疑問である。

第四編 公債論

第一章 緒論

第一節 收支の均衡

財政は經費を定めて後に之に伴ふ収入を按配するものである。若し經費の支出すべきものが多くして収入が之に伴はないと、國務の一部を廢せねばならぬ事となる。其れは財政の本義でない。されば収入で經費を支辨するに足る事は財政上絶對に必要である。然し収入が經費を超過する事を期すべきものでもない。蓋し財政は國家の目的を達する手段に外ならないのであるから、其の目的を達するに必要な經費を支辨する収入あれば則ち足り、敢て其れ以上を望む必要がないからである。即ち財政變理の道は収入と支出との均衡を得るに在る。

收支均衡を保つと云ふ方針は、先づ豫算で之を實現せねばならぬ。收支の均衡

が豫算面に於て維持せらるゝ以上は、財政は形式的に整へるものである。然し實際に於ては、或ひは収入を以て経費を支辨し得ざることあり、或ひは収入が却つて経費を超過することあり、前者を不足金と云ひ、後者を剰餘金と云ふ。斯の如く歳計に或ひは不足を生じ、或ひは剰餘を生ずることがあつては、豫算上に如何に收支の均衡を得るも、財政は實質的に整つてゐると云ふを得ない。財政を實質的に整へしめんとすれば、所謂財政計畫を立てねばならぬ。財政計畫は比較的長き年にわたつて收支の均衡を得るのに役立つのである。是に於て財政の形式的調整と財政の實質的調整とを區別せねばならぬ。公債論の扱ふ所は財政の實質的調整に關聯するものである。財政の實質的調整は経費に應ずべき適當の収入を工面するに存してゐる。是に於て経費支辨方法に關する原則を生ず。

第二節 経費支辨方法に關する原則

現今文明國にありては、何れも経費が膨脹し、而も之に應ずべき収入が充分ならざるを常としてゐる。是に於て諸國の財政家の中には、臨時収入で之を補足し、一

時を糊塗せんとするものがある。臨時収入を以て経費を支辨するは必ずしも絶對に悪いと云へないが、常に之に由ると財政を紊亂せしむる。故に如何なる場合に如何なる経費は之を臨時収入によりて支辨すべきか、更に之を他面より云へば如何なる経費は經常収入によりて支辨すべきかを明かにせねばならぬ。而して經常収入と臨時収入とに對應するものは經常費と臨時費とであるから、経費の經常臨時と収入の經常臨時とを如何に配合せしむるかを定めねばならぬ。

経費支辨方法の原則に關し、近世學者の論争の種子をまいたのはデイーチェル (Carl Dietzel) である。其の主張に曰く、經常費は經常収入を以て支辨すべく、臨時費は臨時収入を以て支辨すべしと。此の説は今日普通一般に信ぜられてゐるが、最近の學者は必ずしも悉く之を肯定しない。この原則を二段に分つと、經常費を支辨するには經常収入を以てすべしとするものと、臨時費を支辨するに臨時収入を以てすべしとするものとに區別する事が出来る。

一 第一の原則は、經常費は如何なる場合に於ても經常収入によりて支辨すべしと云ふのである。従つて經常費は臨時収入を以て支辨してはならない。若し

經常費を支辨するに臨時収入を以てすれば財政の基礎は鞏固であり得ない。蓋し臨時収入の主なるものは公債である故に此の種の財政政策を濫用すれば、公債が徒らに累積し、其の利子は經常費となりて現はれ、漫りに經常費を増加し、愈々財政困難となるからである。是が故に經常費を支辨するには少なくとも經常収入に依らねばならぬ。近時の學者は曰く、經常収入は、經常費を支辨することを以て最下限となすと。斯くして第一原則は財政の基礎を鞏固にする根本原則として學者に認められてゐる。然るに財政家の中には性質上經常費たるべきものを移して臨時費中に加へ、之を支辨するに臨時収入を以てすることがある。是れ明かに此の原則に反するものである。次に經常費を支辨するに經常収入を以てすべしと云ふ原則は、經常収入を以て臨時費を支辨すべからずと解してはならない。經常収入を以て臨時費を支辨することは毫も妨げない。經常収入は經常費を支辨することを以て最下限とすと論ずるは此の趣旨をも含んでゐるのである。デイ・チェルの第一原則も字義通りには之を採用してはならない。

二 第二原則は臨時収入を以て臨時費を支辨すべきことを意味す。従つて臨

時収入を以て經常費を支辨してはならない。これは既に第一原則の中にも含まれて自明の理となつてゐる。故に臨時収入は臨時費を支辨するに止め、其れ以上に及んではならぬ。そこで學者は臨時収入は臨時費を支辨することを最上限とすと云つてゐる。最上限とすると云ふ事に意味がある。臨時費を支辨するに臨時収入によらなくてもよい事がある、換言せば經常収入によるも妨げないのである。此の意味に於てデイ・チェルの第二原則は字義通りに解すべきでない。

以上論ずる所に依つて觀れば、經費支辨に關する根本原則は次の如くである。

- 一 經常費は只だ經常収入に依りてのみ之を支辨すべきである。
- 二 臨時費は經常収入又は臨時収入に依りて之を支辨すべきである。

第三節 剩餘金

收支の均衡は豫算に於て之を企圖せねばならぬ。故に豫算に於て歳計剩餘金を見るは極めて例外の事である。されど豫算を實行するに及んで剩餘金を生ずる場合がある。之を決算上の剩餘金といふ。

決算上の剰餘金は、第一に好景氣に依つて生ずる。好景氣は私經濟的收入を多くし租税の收入を大ならしむるからである。

決算上の剰餘金は、第二に豫算の編成方針より起る。經費を見積ること比較的高く收入を見積ること比較的低下の場合が其れである。これは當局者が財政上不足の生ずることを避けんが爲めに出づるものであるが、巨額の剰餘金は豫算見積り不適確なることを反證するものにして財政上喜ぶべきことでない。加之、斯の如き剰餘金あらば當局者は動もすれば不急の途に用ひ甚だしきは自己の屬する政黨又は經濟的階級の利益の爲めに用ふることがある。是れ剰餘金の濫用の弊である。我國に於ても莫大なる剰餘金を生じた事があつた。而して此の剰餘金に依つて豫算の款項に超過するの經費又は豫算外の經費を支辨し、責任支出論として論議せられたのである。

剰餘金の用途は減税に充つるもの、減債に充つるもの、新事業費に充つるもの、緊急の經費に充つるもの、四とする。

一 廢減税 巨額の剰餘金が年々繰返へされてくる事は、財政計畫の上で收入

が多きに過ぐる反證である。故に收入の中に悪税があると、寧ろ之を廢減すべきである。蓋し之を廢減するも必ずしも不足を生ずる迄に至らぬ。其の上に廢減税は經濟の發達を阻害するものを除くこととなり、經濟政策上歡迎すべきである。然し剰餘金あらば常に廢減税を行ふべしとは云へない。租税制度の完備せる所に於ては、一税を廢減せば他税との權衡を失し、租税負擔の上に不公平の結果を生ずることがないとも限らないからである。たとへば廢減税は行ひ得とするも、其他の用途と比較し輕重を量りて重きに從ひ之を決せねばならぬ。

二 減債 國家の公債は必ずしも償還を急ぐと限つてゐないが、苟くも償還し得る財源あらば償還するのが當然である。剰餘金は公債償還の最も好き財源と見ることが出来る。償還するだけは之に對する利子を減じ得るが故に、租税制度に改革なき限りその利子額だけ更に剰餘を生ずる事となる。

三 新事業費 新事業費は公債を起して之を辨ずるのが普通であるが、剰餘金を以て公債を償還し他方に起債を行ふ時は、起債と償還との二の手續をなす事となり甚だ不便である。それならば公債償還の財源とすべき剰餘金を以て直ちに

新事業費に充つべきである。

四 緊急の経費 緊急避くべからざる経費は、之を支辨せずに置くと却つて國家の生存發達を傷つける事になる。故に斯の如き経費に剩餘金を用ふるは敢て不當でない。

以上の如く剩餘金使用の方法は種々あるが、要は何れが其の當時に於て最も重きか、何れが最も急なるかに依つて用途を決すべきである。

第四節 不足金

財政の目的は收支の均衡にある。故に豫算の上に於ても充分に之を實現せねばならぬ。然るに豫算編成の際に於て、収入が支出に及ばないことがある。之を豫算上の不足と云ふ。豫算上の不足は財政計畫が當を得ざるに基づく。故に他方面より見れば真正の不足となる。豫算上に於て收支の均衡を得るも、豫算を實行する中途に於て一時的不足を生ずることがある。之を金庫不足と云ふ。

第一款 金庫不足

金庫不足とは豫算實行上に國家が一時收支の均衡を失する状態にして、斯の如き不足が急に起ると急性的不足と云ひ、徐々に起ると慢性的不足と云ふ。其の何れたるを問はず、此の種の不足は金庫の計算上に現はれて來るものである。

金庫不足を生ずる場合は次の如くである。
第一は収入豫算に於て豫定の時に豫定額を得ない場合であるが、此の状態を生ずる原因は種々ある。

- (1) 納税者が納期内に租税を納めざる爲め収入不足を生ずる事がある。然し滞納處分等により救済せられるから、少なくとも會計年度の終りには消滅する。
- (2) 非常の事變が起るによりて収入の不足を生ずることがある。此の原因より生ずる不足は經濟上社會上の事變が平靜に歸せねば消滅しない。故に動もすれば急性的不足であるのが慢性的不足となり、遂には會計年度の終りに至るも回復し得ず真正不足となる事がある。

第二は支出豫算に於て豫定額を超ゆる支出を要する場合がある。豫算は見積りであるから國家の經濟上財政上の生活の變動するによりては、この豫算の費目

を守ることが出来ないことがある。そこで豫算の款項に超過し、又は豫算外の經費を支出せねばならないやうになつてくる。斯の如く豫算超過又は豫算外支出を要する場合があるが、他方面には經費を支出せないで済むこともある。故に金庫不足は一時的であつて絶對的とは云ひ得ない。たとへ年度の末に於て他の剩餘によりて平均せらるゝことなしとするも、豫算には豫備費の設けがあり、之を以て支出すれば年度末に於て不足ありと云はれない。

第三は經費支辨が豫期の収入に先だつ場合である。收支は外界の事情によりて定まることもあるが、又豫め時期の定まるものもある。而して其の時期は必ずしも同一でない。或ひは支出の時期が早く、して収入の時期が之に遅れることがある。従つて一會計年度を通ずれば收支は均衡を得べきも、一定の時に於ては支出に應ずべき収入なく金庫不足を見るに至る。斯の如きは、直接税を以て収入の骨子とする國に於て免れ得ない所である。況んや我國の如き、直接税のみならず間接税の中にも納期を定むる國に於ては、殊にさうである。

以上の原因の中で第一第二のものは偶發的原因にして、第三は財政制度に病源

を有するものである。然し第三の原因による不足は形式的にして一時的に過ぎない。第一第二による不足は、多くは一時的に止まるも、慢性的不足となる虞があるから、財政上之を避けねばならぬ。金庫不足が一時的不足に止まる以上は近き將來に於て収入が支出に超ゆる状態を豫期し得る。是に於て其の時期迄を繋ぐ連鎖が必要となる。其の連鎖として流動公債なるものが起されるのである。

第二款 真正不足

真正不足は經常豫算の上にも現はれ、又臨時豫算の上にも現はれる。前者を經常不足と云ひ、後者を非常不足と名づける。

第一項 經常不足

經常不足とは經常費が經常収入に超ゆる状態である。若し此の種の不足を生ずるときは、經常費を支辨するに臨時収入を以てすべく、經費支辨の原則に反するのである。此の種の不足は財政計畫の宜しきを得ざるより來る、故に之を根絶せんとせば財政計畫を改むべく、長きにわたり經常費を減ずるか、長きにわたり經常収入を増すかの二つの方法がある。かの公債を起して一時を糊塗するが如きこ

とあらば、財政紊亂の基を作るものである。此の種の公債を經常的赤字公債と名づく。我國豫算に於ては臨時費の中に經常費の性質を有するものが少くない、最近是等經費は擧げて公債支辨となつてゐる、従つて經常的赤字公債は巨額に上ほつてゐるのである。

第二項 非常不足

非常不足とは、經常費に超過する經常收入を以て臨時費を支辨するに足らざる状態を云ふ。斯の如き不足は財政の缺陷とするを得ない。財政政策としては、如何なる財源を以て此の不足を補填すべきかと云ふ事になる。そこで問題は臨時費支辨方法に歸着する。其の方法として採用せらるゝものは前年度の剩餘金、償金、獻納金、官有財産拂下、非常準備、増税、起債等である。

一 前年度の剩餘金は常に必ずしも之を存すると限らず、たとへ之を存するも減債減税に比し、更に重要なりと決定するのでなければ非常不足に充てられない。

二 償金の如きは眞に偶然の出來事にかゝり、非常不足あればとて必ずしも之を得べきでない。

三 獻納金も償金と同様に論ずべきであるが、我國の如き特殊の臨時費に就て

少なくとも其の一部を支辨する方法として之を受くる慣例がある。

四 官有財産の拂下。官有財産の拂下を以て臨時費支辨の財源となすは近世國家に於ては寧ろ例外に屬す。其の理由の一は官有財産が有限なることである。

其二は官有財産を拂下ぐるも、巨額の代金を得難きことである。然し官有財産の存する國に於ては拂下が是認せられることもある。其一は拂下によりて更に重大なる政策を行ひ得る場合である。例へば内地植民を奨励する爲めに土地を拂下げ、或ひは物價調節の爲めに官有物を拂下ぐるが如くである。其二は官有財産が事實不用に歸する場合である。

五 非常準備は戰費其他非常費支辨の一方法である。只だ非常準備を設くる事は常に必ずしも之を期するを得ない。たとへ之を設くるも臨時費の小部分を支辨するに過ぎない。従つて非常不足を填補する常道とすべきでない。

六 租税の新設舊税の税率の増加も亦非常不足を填補する一方法である。然し租税の課徴には限度あり、従つて此の方法も多額の臨時費を支辨するには寧ろ補充的に之を認むべきである。

以上論ずるが如く非常不足を補填すべき方法が多くあるが、實際に於ては殆んど常に探るべき道とすを得ない。是に於て主として公債政策に依らねばならぬこととなる。是れ公債論を以て收支均衡論の別名とする所以である。

第二章 公債の本質

第一節 公債の意義

公債は種々の意義に用ひらるるも、嚴格なる意義に於ては國家の債務である。國家の債務は多く起債行爲に依つて生ず。起債行爲とは、國家が資金の供給を民間より得て之に對して將來の反對給付を約するものである。國家は其の得たる資金を以て非常不足の填補に充つるのである。公債を以て臨時収入の主なるものとするは之が爲めである。然し嚴格にいへば臨時収入を形づくるものは起債行爲にして、公債は其の結果として生ずるものである。而して國家が起債行爲を爲し得る所以は、公衆より信認を受くるが故である。要するに、公債は起債行爲に依つて生じ、起債行爲は信認に依つて行はる。公債に對しては起債行爲は因にして信認は遠因なりと云はねばならぬ。三者は觀念の上に於て區別し得れども、相互に密接して離るべからざるの關係を有す。斯くして公債は廣義に於て國家の

債務其のものと、起債行爲と、信認とを包括するものと解せらるゝに至るのである。學者或ひは公債を他の方面より觀察し公信用と云ふ。公信用とは國家の信用と云ふ意味であつて、廣義に於ては公信用、公信用取引、公債權の三者を包括するものと見るべきである。公信用とは、人が國家の義務履行に置く所の信認である。公信用取引とは、私人の給付が現今に於て存し、國家の反對給付が將來に於て存する一の取引にして、余は之を起債行爲又は略して起債と呼ぶ。公債權とは國家に對する私人の債權に外ならない。

公債は國家の債務である。故に公債は、國家の觀念が明かとなりたる後に於て初めて生じたるものである。國家と君主とを同一視し、國庫と君主の私財産とを混同したる時代に於ては、今日の意義に於ける公債なるものなく、只だ公債の前身たりし君主の私債ありしのみ。然るに國家の觀念が明かなるに及び、國家は君主以外に人民以外に一の人格者なる事が認められ、債務の主體として獨立に承認せらるゝに至つた。是れ所謂國債である。近世の國家が發達するに従ひ、公共團體を認め、或る範圍に於て自主獨立の人格を與へ、一部公共事務を行はしむるに至つた。是に於て公共團體も自ら財政を行ふに至り、其の収入の不足を起債によりて補填し債務を負ふ事となつた。所謂地方債が是である。斯の如くにして公債は

單に國家の債務のみならず、公共團體の債務をも併せ稱することゝなつた。

五〇二

第二節 公債と私債との別

公債は國家の債務にして、法律上の性質よりいへば、一見私人の債務と同視すべく、經濟上の觀察に於ても公債を以て私債と同様に扱つた例が少なくない。然し公債と私債との間には債務者の國家たる私人たるとの別あり、而して國家經濟と私人經濟との間には大なる差がある。仍て近世の財政學者は公債私債の別を次の如く説いてゐる。

- 一 起債の原因に關しては、公債は不生産的にして私債は生産的なりと云ふものがある。然し公債にも生産的のものがあると同時に私債にも不生産的のものがあるから、標準とならない。
- 二 募集方法に關しては、公債は呼價發行に依り、私債は借入額と返済額との間に差がないと云ふものがある。然し私債にても大會社の社債の如きは呼價發行に依り、公債との間に殆んど區別がないのである。
- 三 債務者に關しては、私債は私人にして公債は公法人なることは云ふ迄もないが、公債の義務者は私債と異なり納稅義務者にして國家は兩當事者の間に立つ

中人たるに過ぎないと云ふものがある。一面の眞理を穿つてゐるが、然し國家の生産的公債は必ずしも納稅義務者の納稅にて拂はるべきものとは限らない。

四 期限に關しては、公債と私債との間に長短の別ありと説くものがある。處が公債にも短期のものがあり、私債にも長期のものがあるから、絶對的の標準には出來ない。只だ公債には所謂永遠公債なるものありて、債權者が其の元本返還を請求することが無期限的に不可能なるものがある。是れも一つの標準であるが、永遠公債に就てのみ適用出來る區別である。

五 償還義務に關しては、公債は私債と異なり元本償還義務なしとするものがある。然し是れも、永遠公債若くはアメリカ式公債の如く、或ひは永遠に或ひは一定期間内に債權者に償還請求權なく單に國家が隨意に辨濟する權を有するものを眼中にせるに過ぎない。他種の公債を律するを得ない。

六 永遠公債又はアメリカ式公債の如く債權者に償還請求權なきものによりては投資が固定する缺點があるので、資本移轉の手段として債權讓渡の自由を認めることになる。論者或ひは此點を以て公債の特色なりとなすものがある。然し此の説は公債の總べてに對して云ひ得ないのみならず、私債に於ても債權移轉は原則として自由なることを忘れたものである。殊に大會社の社債の如きは公

債の其れと選ばないのである。

七 償還の資金に關しては、私債は種々の財源に依るを得るも、公債は租税に依るの外なしと云ふものがある。然し是れ不生産的公債だけを見たやうである。生産的公債になれば再生産によつて償還することが出来るのである。

八 債務不履行の結果に關しては、私債にありては強制執行、破産手續があつて救済する様になつてゐるが、公債にありては之を如何ともする事が出来ぬ。甚だしきは、國家自ら主権を用ひて其の債務の全部又は一部を取消すことありと云ふものがある。處で現今の文明國では其の債務の履行が必然的であつて債務の取消は國家の自殺を意味することゝなつてゐる。

要するに公債私債の別は債務者が國家たると私人たるとにある。而して國家が私人と異なる基礎は公權力の主體たると其の生命の無窮なることゝにある。之を法律上よりいへば、國家は公權力の主體なることよりして其の權力を濫用して債務を取消することあり、是れ私債の夢想だにもし得ざる所である。然し斯の如きは所謂國家破産にして現今の文明國の爲さざる所である。只だ生命の無窮なることにより私債に嘗つて見ざる永遠公債の發達を見るに至つた。之を經濟財政の上よりいへば、公債は國家經濟的基礎を備ふ。かの私經濟的臨時費支辨の

爲めにする公債に在りては、之に投じたる事業其のものが償還力を有してゐるが、普通の場合に於ては其の債務の償還は國家の收入に待たねばならぬ。國家の收入は國民全體の負擔たる租税を以て中心としてゐる。是れは畢竟國家が公權力の主體にして其の權力によりて私人の收入を徵收することが出来るのによる。又國家の生命無窮なることは國家の信認を厚くする一因となり、債權者は公債證券が一片の紙屑と化し去ることを信ぜず、或ひは之を世襲財産として投資するものすら生ずるものである。故に公債に在りては必ずしも償還を急ぐべきでない。是れ私債が償還を急ぐと大いに趣を異にする所である。私債に無期のものなく、偶々之あるも債權者の請求により之を確定期限とすることを得るに反して、公債に無期のものを見る所以が茲に存してゐる。従つて信認維持の條件も私債にありては私人の元金償還の能力意思ありや否やにかゝり、公債にありては單に利子支拂の繼續を以て主とするのである。

かくの如く公債は私債に比して種々の點に於て優つてゐるのであるが、我國に於ては更に一步を進め國家は公債特に國債に種々の特典を與へ之を優遇してゐるのである。其の國債優遇方法の主なるものを擧ぐれば次の五つである。

第一に公債の利子に對する所得税は社債、銀行預金の利子、貸付信託の利益等に

對する所得税よりも其の税率が低いのである。而して國債の利子に對する所得税の税率は地方債のそれよりも低い事となつてゐる。

第二に、國債は政府に對する供託金、保證金又は代金延納の擔保として用ひられ、而も時價の如何に拘はらず額面金額を適用せられるのである。

第三に、國債の利札金として支拂期の到達したるものは現金の代りとして租税其他の國庫納金に用ひられるのである。

第四に、銀行が日本銀行其他へ資金の融通を求めるときには、國債が最も有力なる擔保として用ひられるのである。

第五は、昭和七年より行はれてゐる所であるが、國債の價額を財産目録に記載するには商法第二十六條第二項の規定あるに拘らず大藏大臣の告示する標準發行價額に依る事が出来るのである。

第三章 公債の發達

第一節 中古並びに近世の公債

古代の國家に於ては其の信用制度が發達せざりしと同時に資本が近世の如く重大なる意義を有してゐなかつたから、公債にも亦殆んど見るに足るものがなかつた。

中世に至つて公債は屢々起さるゝに至つたが、其の初めは君主の私債の形を備へてゐた。換言すれば私經濟的基礎の上に立つてゐたものである。中世の都市國家が成立し共和政治を行ふに及び起債の必要が起つた。然し其の公債なるものは、君主國に於けると同じく、私經濟的基礎の上に立つてゐた。

私經濟的基礎の上に立てる公債は利子高く、期限は短く、而も擔保を付するを以て其の特徴としてゐる。而して此の特徴の中で最も顯著なるものは擔保である。故に擔保に就て公債の發達せる跡を考へることが出来る。其の初めに於ては君主は寶石其他の貴重品を擔保として提供し、甚だしきは王冠若くは宗教用具迄をも投げ出して顧みざるものもあつた。更に進んでは人質を入れ、自己の自由權迄をも擔保にしたものもあつた。又教會僧院等に土地を寄贈して之より借財したることあつた。是れは所謂君主債の特色である。次に公債は君主の人的擔保より國家收入を擔保とするに至つた。國家收入は私經濟的収入時代より特權收入時代に進み、更に租税收入を擔保とした時代より特權收入を擔保とした時代に進み、更に租

中古近世の公債は前述の如く擔保付なることを特徴とするが、又同時に短期にして高利なるを特質とす。起債の形式も擔保の發達に伴つて次第に發達した。君主の私債の時代に於ては個人的貸借の形式を探り、租税を擔保とする時代に進みても租税先借の形式を備へ共に流動公債の域を脱せなかつた。其の債權者たるものも、多くは君主に近接するものにして一般の公衆でない。従つて起債を媒介する機關もなかつたのである。後に進んで一般公衆を相手とするものが起つたが、其の著しきものは年金制度である。

年金制度は其の源を伊太利に發す。蓋し中世に於ては基督教が貸借に利子を付するを禁ぜしのみならず、國家が借財をしても償還を爲す資金を有せなかつたから、債權者に年金を與ふるの方法を案出したのである。其の年金は特定の國家収入を以て擔保とせるものであつた。年金には種々の形式が發達した。或ひは債權者の生存中のみ定額を給付する終身年金があり、或ひは資本償還を終る迄年定額を給付し債權者死亡するも中絶せざるものあり、或ひは年金債權者が團體を作り、生存債權者が死亡債權者の年金をも得るものもある。最後のものは伊太

利人トンチン(Tontin)の創見にかゝる故に、之をトンチン年金と云ふ。此等の年金制度が北歐西歐に移植せられ次第に發達したのである。年金制度は利子禁制法を免れんが爲めに案出せられしものであるが、利子禁制法が歐洲に於て其の權威を失ひし後は必ずしも斯かる形式に依るを要しない。是に於て公債は多く私債と同じ形に於て之が契約を爲すに至つた。従つて公債は一定の期限を有し、債權者も償還請求權を有するものとなるに至つた。然るに債權者が償還請求權を有するに拘らず國家は必ずしも償還の資源を有せざることがあるから、財政上最も危険となつて來た。仍て近世の國家も年金制度を採用して此の危険を免れんとしたのである。此の目的の爲めには年金は専ら財務技術の上のみより考へればよい事となる。即ち年金の中には元本償還額をも加へて其の額を定むること、し、期限も次第に長くするの方針を採るべきである。斯くして最近世の永遠公債が發達する時代に達する過渡的時代を形づくつた。

以上種々の形式が發達して來たが、其の何れに依るも一方に國家が充分の信用を有し他方に多くの資本が經濟社會に存する様になつて來なければ起債は必ず

しも容易でなかつた。そこで止むなく強制公債を起すを普通とした。強制公債は租税と公債との中間物とも見るべきものにして、君主の私債に比すれば僅に一歩を進めたるに止まり、國家信用としては尙ほ幼稚なる域を脱せざるものである。處が強制公債も常に必ずしも容易に起し得ると限らぬ。是に於て國家は隠れたる公債を起すに至つた。惡貨鑄造、不換紙幣發行の如き是である。其の最も甚だしきものに至つては、國家破産を敢てするものもあつた。

要するに、公債の發達して來た道は、大體は私經濟的基礎の上に立つてゐたものから出發し、國家經濟的基礎の上に立つやうに移り來つたものであつて、近世は其の過渡的時代にあつたと云ふ事が出来る。

第二節 最近世の公債

最近世に於ける公債の發達は二方面より促された。其一は政治の進歩にして、其二は信用制度の進歩と金融市場の發達とである。

政治の進歩とは憲法政治の一般に普及せる事である。憲法政治が確立して公

債は議會の協賛を俟つこととなり、君主が我儘勝手に起債し、取消し又は元利支拂を中止するが如き事が出来なくなつた。即ち公債は政治上の保障を得たることとなつた。加之、最近世の立憲國に於ては公債の管理は會計規則に従ふのみならず、法律及び豫算に於て償還の計畫が立てられ、國家と債權者との關係も明確に定めらるゝが故に、公債が信用の最上の形式と看做さるゝに至つた。

又最近世に於ては一般に信用取引が大に進み、金融機關も著しく發達した。而して是等の金融機關は自ら公債に放資し、又進んで起債の媒介機關として活躍するに至つた。

斯の如く一方に政治上の保障ありて債權者が權利を侵さるゝの虞れなく、他方に金融機關の發達ありて放資を望むものが多くなつてくると、もはや公債は擔保を必要としない。又期限を長くし利子を低くすることを得るのである。之を此の時代に於ける公債の特徴とし、國家經濟的基礎又は公經濟的基礎に立てる公債と云ふ。今是等の特徴に就て公債の發達したる跡を見る。

第一に擔保に就て見るに、國に依れば官有地收入又は特權收入を擔保とする時

代より進んで特定租税収入を公債の元利支拂に充つると云ふ公法上の管理方法となすに至れるものがある。斯かる國に於ても債權者たるものは租税を擔保とするも自ら管理するを得ない。従つて此等の擔保は私經濟上の擔保と云はれない。尙ほ多くの國に在りては之より更に一步を進め國家の收入を以て公債の元利支拂に充て特定の租税を指定することなきやうになり、更に何れも擔保を定めない様になつて來た。

第二に期限に就て見るに、公債は短期公債より長期公債に進んだと云ふことが出来る。而して其の長期公債に在りても期限愈々長くなり、元金は必ずしも毎年償還するに及ばず、期限の終期迄に財政上の都合に依り償還すれば可なりとする形式が次第に行はれて來た。之を有期隨時償還公債とす。然るに公債は尙ほ進んで元金償還には期限なく永遠に互り得るとする永遠公債が出て來た。私債にありては期限なき債權は後に期限を定むることを得るのが原則であるが、永遠公債は債權者の請求によりて期限を定むることを得ず、元金の償還を爲すと否とは獨り國家の定むる所となつてゐる。是れ公債が國家經濟の基礎の上に立てる所以である。

第三に利子に就て見るに、其の率次第に低下し、新債が次第に低き利率に依るばかりでなく、舊債も時を経るに従ひ利率を低下して來た。之を借換と云ふ。

以上述ぶるが如く公債は次第に發達し、擔保なり期限なり利子なりに於て其の特徴を現はして來たが、其の特徴が現はれれば現はるゝ程公債は統一的に傾いて來た。新たに公債を募る場合に於て此の傾向は容易に現はれて來るが、舊債に就ては之を整理し統一するのが大體の趨勢となつた。それを Consolidation と云ふ。斯の如く種々の方面より公債の發達を觀察する事が出来るが、多くの文明國に於ては公債は國際的性質を帶ぶるに至つた。蓋し公債の引受募集を仲立するものは銀行其他の金融機關であるが、是等の金融機關は國際的に相通じてゐるから、自然に國家の公債も國境を超え國際信用となつて來たのである。

第四章 公債理論

公債理論とは公債に關する總べての理論を總括したるものであるが、理論の中心は、公債の本質作用より立論し、或ひは起債の效果より觀察して、公債の起すべき

か否かを論ずるのである。故に公債理論は之を起債の是非論と云つても差支ない。公債理論も公債の發達に伴ひ變遷した。余は茲に其の蓋達の大勢に鑑み、悲觀說、必要的害惡說、樂觀說の三大學說を區別して、順次に之を評論して見る。

第一節 悲觀說

悲觀說とは、公債の容易に起すべからざることを主張する學說である。第十七、八世紀の政治學者は政治論及び道義論よりして公債を批難し、正統經濟學派の起るに及んで經濟論財政論よりして公債を排斥するに至つた。

第一款 政治論者の公債觀

第十七世紀に於ける政治學者は何れも公債を以て危險視し之を起す事に反對した。ボルニッツ(Bornitz)並びにベンゾド(Beold)の如き、其の著しきものである。其の大いに進歩せる意見を有するものにもありても、クロック(Klock)の如き非常緊急の場合に限り強制公債を起すことを認むるに過ぎなかつた。内帑學派の起るに及び公債は非常の場合のみ之に依るべきものとした。セッケンドルフの如し。

其後、政治上より公債を排斥する論が頻りに出たが、其の根本思想は政治上正義の觀念に歸著する。曰く、現代は現代に於て責を負ふべく、之を後世に譲つてはならぬ。公債は現代の負擔を後世に命ずるものにして道義上の權利侵害なりと。ヒュームは此の觀念より出でて、政治家をして後世に手形を發する權利を有せしむるは、浪費の癖ある子に各銀行に對する小切手帳を與ふると同様であると云ひ、公債が政府の濫費を誘致することを批難した。

此の說に對して異論を挿むべき點がある。第一に此の說は現代と後世とを區別し負擔の公平を論ずるが、現代と後世との相互の關係は、甚だ密接にして、離す事が出来ぬ。一の事業は其の瞬間に於ける事業のみと觀るを得ない。第二に公債は常に負擔を後世に残すと云ふも常に必ずしも眞理でない。彼の經濟的企業費を辨ずる爲めに起債をなすが如き、其の國家の手に收めた資本は再生産をなして現はれるから、其れによる利子を拂ひ元本を償還することを得るからである。第三に假りに負擔を後世に残すとすも所謂後世の負擔は益々輕からんとする傾ありて後世の之を感ずることは甚だ薄いと云はねばならぬ。蓋し富力は漸次に

進歩するものなるが故に、同一の公債額も未來に於ては國富全體に比して極めて少量となるべく、又時世の進歩は利率をして低下せしむるが故に借換を行ひ利子の負擔を減ずるに至るが故である。

第二款 正統經濟學派並びに其の當時の公債觀

アダム・スミス出でてより公債悲觀説は經濟論に根據を置き以て正統經濟學派の定説を爲すに至つた。正統經濟學派の説は主として生産方面より觀察するものなるが、尙ほ分配方面の觀察を加ふるものがある。生産方面より觀察するものは公債が資本の減却を來すことを切論し、分配方面よりするものは労働者を壓迫し貧富懸絶を來すことを論ず。此等の議論は窮極に於て公債亡國論に歸する。

一 資本減却論はアダム・スミスの創めて唱へたる所である。スミスは國家の行動を以て不生産的なりとし、公債によつて資本が國家の手に入れば生産的労働維持に用ひられしものが不生産的労働維持の爲めに用ひられることとなるので、資本を減却することとなるといひ、租税は個人の所得より支拂はるゝものであるから租税で國費を辨ずれば所得の一部が不生産的労働維持の爲めに用ひらるゝ

こととなるので、資本の蓄積を妨ぐるに過ぎないと論斷するのである。

此の説の正否を決するには、先づ其の前提とする所を觀ねばならぬ。此の説は第一に國家の經費は悉く不生産的である。第二に租税は所得より拂はるゝに反して起債は資本を奪ひ去るものである。第三に起債の吸收する資本は既に生産業に投ぜられしものであるといふ前提の上に建てられたのである。然し是れは一方に偏したる觀察と云はねばならぬ。以下二點にわたり批評を加へる。

(1) 國家の職務より見るに、現今の國家は生命財産の保護のみを以て満足しない。進んで社會政策の見地より積極的行動を採り、時に或ひは私經濟的經營をも行ふのである。従つて此等の經營に費す爲め公債を起すときは假令既に放下せられたる資本を奪ふことありとするも之を以て資本の減却と云ふを得ない。

(2) 起債行為の吸收する源より見るに、既に放下せる資本のみを奪ひ去るとするは誤つてゐる。何となれば外債を起すときは内國既存の資本に何等の動搖も與へざるのみならず、内債を起す場合に於ても起債の爲めに人民の貯蓄心を刺戟し新たに遊資を作出することも或る程度に於て之を認めねばならぬからである。

二 分配方面の觀察は資本滅却論の餘論として出てゐる。假に勞働者抑壓論と貧富懸絶論とに分つ。

(1) 勞働者抑壓論は勞賃に關聯してゐる。勞賃基金説を前提として起債は勞賃の源たる資本を奪ふが故に勞働者を抑壓することに歸すとするものである。

處が此の論の前提となつてゐる勞賃基金説は誤である。既に勞賃基金説が誤であるとなれば起債を以て勞働者を苦しめるとする説は根柢に於て破れてゐる。

然し勞賃基金説に眞理ありとするも起債が此の基金を奪ふものなりや否やは未だ俄に論斷するを得ない。即ち(a)起債の吸収する源が外資なる時又は遊資なる時は勞賃基金を奪ふと云ふ事が出来ない。(b)假に一步を譲りて勞賃基金が起債によりて奪ひ去られたりとするも政府が其の基金たる資本を勞働者を雇入れる爲めに使用する時は決して勞賃を低うすることなく一旦失はれたる勞賃基金は再び回復せられると見るを得るのである。

(2) 貧富懸絶論は公債が分配に及ぼす影響に着眼す。公債は資産者と無資産者との懸隔を大ならしめ社會階級の調和を失はしむるものなりとするに在る。

此の説は利子の財源は租税にあることを前提してゐるが起債によりて得たる資本の再生産物を以て之に充つる場合のあることも認めねばならぬ。加之此の説は公債の所有者は少數の富豪なりとしてゐるが貧者も亦之に與かることを否定し得ないのである。又此の説は支拂はれたる利子は債權者に依つて蓄積せらるゝものなりとしてゐるが其の利子が債權者に依つて或ひは租税として又は生産消費の爲めに用ひらるゝことを認めねばならぬ。

三 公債亡國論の要領は公債は國民の負擔を増し産業の衰頹を來して終に國家の破産を招くに至るとするにある。此の説は夙にヒュームの説破した所である。曰く「公債は勞働者を苦め不生産生活を獎勵し國民經濟を衰へしむ。故に國民は公債を償却せねばならぬ。然らざれば公債は終に國民を亡すに至らんと。アダム・スミスも亦巨額の公債は現世を壓迫するのみならず長き間には國家を疲弊せしむ。英國の如く借金政策により比年公債を増すときは終に破産を免るゝを得ない」と論じ、バミルトンは戦時と平時とを比較し、戦費の年々の過剰支出と戦後平和に於ける歳々の貯蓄とを比較し、戦時に起したる公債額が戦後平和の時に

於ける償却の額より大なるときは國民は終に之を負擔し得ない様になると論じた。此等の論者は私債と公債とを混同して此の誤に陥つてゐる。

五二〇

第二節 必要的害惡說

必要的害惡說は、公債を以て害惡となすことに於て悲觀說に異なる所なきも、便に一步を進め公債を起すの必要あることを認むるものである。従つて此の派の學者は公債の害惡を少なからしめんことに苦心してゐる。此の說を主張するものは、十九世紀の前半に於ける獨逸學者に多い。彼等は英佛の正統經濟學派の影響を受け、其の根本思想に於て之に反對するを得なかつたが、時代の要求を全然無視するを得なかつたのである。是れ此の折衷的學說の出でたる所以である。シユマルツ、ヤコブ、ネベニユース、マルヒユスが其の代表者である。

此の說は公債を悲觀することは前說に同じ。而して其の公債の必要を認むることは稍々現今の財政學に類似してゐるが、其の論據とする所はシユマルツを除く外は皆非常準備の頼むに足らざる事に存してゐる。

第三節 樂觀說

樂觀論は正統經濟學派と同一の論據より全く正反對の說を主張するものである。即ち生産資本及び國民經濟の性質より説き起して起債の有益にして必要且つ正當なることを論じ、公債と國民經濟及び財政とは有機的關係を保つことを説くものである。初めて之を唱へたるものはデイーチェルである。其の説く所によれば、起債行爲があると個人經濟に於て用途を見出さざる現存の遊資又は之が動機となつて新たに生じたる遊資が共同經濟に移され、之によりて個人經濟にては満足し得ざる欲望を満たす所の國民的固定資本(無形資本)が作られるのである。若し起債がなければ遊資は失はるか又は利用せらるゝ事少なく、新たに資本の發生を見ることがない。是が故に起債は國民經濟に最も有益にして且つ正當なるものである。此の資本によりて國民的固定資本が作らるゝが故に資本の滅却にあらざりて再生産であると。此の點より氏の說を稱して再生産說と云ふ。而して曰く、此の國民的固定資本は臨時費の支辨によりて生ずるが故に、起債は臨時費

支辨の唯一の方法である。是に於て起債は収入の一財源として財政上の正當なる一部分を爲すものなり」と。

此の説の正否を決せんとせば、其の論の根柢たる無形生産と無形資本との觀念を許すべきか、國家を以て無形資本と爲し國家の行動を以て無形生産と爲すべきかを明かにせねばならぬ。次に無形資本と無形生産との觀念を許すとすも、有形資本より無形資本を作ること、有形資本より有形資本を作ることとを區別せねばならぬ。有形資本より有形資本を作り出すことを得ば、國家は其の再生産せられたる資本を以て前に放下せる資本に酬ゆる事が出来るが、有形資本より無形資本を生じたる場合には事情を異にし、前の放下資本の報酬は之を他の財源に求めねばならぬ。勿論無形資本により國民一般の富力を増し納稅力を大にせるものがあるとするも、之を國家財政の上に用ふるには租稅なる關門を経由せねばならないのである。余は有形資本より有形資本を作り出すを經濟的と云ひ、有形資本より無形資本を作り出すを非經濟的と云はんとす。此の兩者の區別は、起債に對して異なりたる解決をなすものである。

更に觀察を轉じて起債行爲の吸收する資本に就て考ふるも、此の説は極端に走る嫌がある。既にウムベンバッハの云へるが如く、起債行爲の資本市場に及ぼす影響は既存資本と放資の事業との關係に従つて同じでない。或ひは之を弱むることあり、或ひは之が緩和を爲すことあり、其の間に幾多の階段がある。ワグネルは此の説の誤は遊資を一般的に常に存するものとしたるにありとしてゐる。

第四節 結論

公債理論に關する諸説は、其の結論に於て甚だしく離れてゐる。悲觀説は如何なる時に如何なる公債を起すも不可なりと云ひ、必要的害惡説は已むを得ざる非常の場合の外は起債すべからずと云ひ、樂觀説は臨時費支辨の爲めには如何なる時に如何なる公債を起すも可なりと云つてゐる。然れども其の論ずる所を詳かに點檢すると、其の眼中にする所は必ずしも起債のあらゆる場合でないやうである。悲觀説並びに必要的害惡説は消費公債殊に戰時公債に着眼したるものにして、一局部の觀察を以て公債全體を律するの態度に出たのである。デイイチェル

が起債を臨時費支辨法として詳説せるは此の點に於て更に其の一步を進めたるものである。然し此等の論をなすに至らしめたる外界の事情を考へねばならぬ。即ち悲觀論者は十八世紀に於て戦争の爲めに起されたる英國公債に眼を晒し、必要的害惡説は十九世紀の前半に於て其の當時の公債に影響を受け、デイーチェルは十九世紀の半に立ちて既往に於ける英國公債の發達と效果とを見たのである。故に斯の如き事情の下に、打建てられたる以上の理論は、大體に於て公債理論發達の階段を示せるものと云ふことが出来る。

起債の是非を正當に判斷せんとせば、其の公債の起因並びに其の及ぼすべき經濟的效果を、場合に、より區別して論ぜねばならぬ。

之を公債の起因に就て見るに、金庫不足を補填する爲めにするものあり、非常不足を補填する爲めにするものがある。金庫不足が一時的に止まり近き將來に於て収入の支出に超ゆる状態を豫期し得べき場合に於て、其の一時不足を補填する爲めに流動公債を起すは、之を是認せねばならぬ。何となれば、事の性質上租稅其他の財源によることが出来ないからである。又之を起すも經濟社會を毒する

が如き事はない。何となれば一時的金庫不足は比較的少額なるに加へて短期にして償還せらるゝが故に、既に放下せる資本に觸るゝ虞れがないからである。次に非常不足填補の爲めに起債を爲すは之を容認せねばならぬ。然し之を以て其の唯一の方法としてはならぬ。起債の外に租稅を以てするか、或ひは非常準備を以てするか、の選擇の問題が起る。

之を經濟的效果に就て見るに、經費の種別に依つて必ずしも同じでない。經常費は、其の支出の効果が會計年度内に止まるを常とするが故に、經常收入に依つて支辨すべく、起債に依つて支辨してはならぬ。之に反し臨時費は其の支出の効果が其の會計年度を超え久しきに亙るものであるから、公債に依つても差支ない。但し經濟的臨時費と非經濟的臨時費とに依つて其の効果を異にするから、必ずしも其の結論を同じうせぬ。

第五章 起債と他の支辨方法

との選擇 (公債か租稅か)

第一節 起債と租税との選擇

起債と租税との選擇論は古來學者間に争はれたる所にして所謂公債理論の半面を爲す。悲觀説は起債を捨て、租税を取り、樂觀説は租税を捨て、起債を取るのである。故に前者は之を租税説とも名づくべく、後者は之を公債説とも名づくべきである。起債と租税との選擇を決せんとせば場合を分ちて之を究むべきである。即ち第一には臨時費の種別に從ひ、其の支出が國民經濟に如何なる効果を及ぼすべきかを見、第二には臨時費支辨の爲めに充てらるべき資源が經濟社會より吸収せらるゝ爲めに如何なる影響を及ぼすかを見なければならぬ。

第一款 經費の經濟的效果より觀たる選擇

第一項 經濟的臨時費支辨方法としての選擇

此の問題は私經濟的臨時費と國家經濟的臨時費とを區別し考察せねばならぬ。
一 私經濟的臨時費を支辨するには原則として起債に依るべきである。此の點は近世學者に多く異論が無い。ワグネルは強く之を主張してゐる。曰く

(1) 之を國家課税權の目的より見るに、國家が課税するは之に依つて國家の獨り能く生産し得る財又は國家が最も能く國民經濟の爲めに生産し得る財(多くは無形財)を生産せんが爲めである。之に依りて私經濟の能くする所の財産を生産すべきでない。

(2) 經濟的放資の效果より見るに、土地、森林、鑛山、冶金場、製造場、其他の交通機關を買入れ新設し又は改良する爲めに放資するのは、國家が之を爲すも私人が之を爲すも國民經濟に及ぼす効果は全く同じである。其の買入は資本を一營業より他の營業に移し、其の新設改良は流動資本を固定資本とし、又は新貯蓄を營業資本とする。而して私人も此等の目的の爲めには屢々貸借に依るのである。其の効果は國家の起債と異なる所がない。故に國家が起債を爲し、一時國民經濟上の生産を減ずることあるも、他方面に於て國家の營造物により生産を大ならしむるを以て、投資の方向を變ずるに止まり、全體の投資を變ずることは出來ない。

(3) 鐵道事業の如き巨額の經費を要するものを租税に依りて辨ぜんとするには租税制度の完備を前提とする。而も斯かる租税が不公平の負擔を生ずるに至

ることは免れ得ないのである。

思ふに公債を起すも其の事業は収益を生じ自ら公債の元利支拂を爲すことを得るから、後世に負擔せしめることはない。或ひは其れに依つて起された事業が一般の収益を増すこともある筈である。故に此の場合に起債を擇ぶといふことは原則として認めねばならぬ。然し此の場合に於て租税に依るべからずと説くのは正しくない。ワグネルの説も亦多少極端に走れる嫌あるを免れない。蓋し租税収入を以て私經濟的投資に用ふるは、流動資本を變じて固定資本となすものであつて、是は經濟の進歩を來すものと謂ふべく、決して不當ではないのである。

二 國家經濟的臨時費は其の支出の効果が私經濟的投資の如く確實に保障せられるものでない。従つて原則として租税に依るべきものであつて、公債に依るべきもので無い。殊に其の額少なく而も經費支辨の效果の繼續が比較的長くないものに於てさうである。例へば諸種の土木費の如きものである。蓋し是等の經費は一定の期間を隔て、同期的に繰返す經費にして、學者の所謂一時的經常費なるものに該當し、臨時費といふよりも寧ろ經常費の性質を帶ぶるのであるから

である。但し國家經濟的臨時費の中で私經濟的投資に近似してゐるものは、例外として起債に依ることを許さねばならぬ。

第二項 非經濟的臨時費支辨方法としての選擇

茲に謂ふ非經濟的臨時費は、戰費即ち臨時軍事費を主なるものとする。起債と租税との選擇問題の焦點は、此の種の經費の支辨方法に關係するのである。アダム・スミスが起債を排斥したのは主として此の場合に着眼したものであり、ディールは此の場合に於ても尙ほ起債に依るべしと主張したのである。

アダム・スミスは戰費支辨に關し更に租税を擇ぶの理由として曰く、
租税を以て戰費を支辨せん乎、國民の資本蓄積力は減殺せられ、國民は戰費の重きに堪えない事を感じずるに至るであらう。故に國民は輕々しく戰爭をしないであらうし、又一旦戰爭を爲すも速に之を終了し以て平和を恢復するに熱中するであらう。蓋し平和に依つてより多くの資本蓄積を爲す事を得るからである。と。
此の説は獨り英國に止まらずして獨逸にも傳はり、内帑學派にして正統經濟學派の影響を受けたる者の信條となるに至つた。

デイトチェルは、此の説に對し最も痛快に攻撃を加へ自説を立てた。曰く

(1) 生産の觀念よりすると、國家の經費は、不生産的ではない。侵害者に對する生産の保護は生産の爲めに必要である。故に其の保護に要する經費は生産的であると云はねばならぬ。斯の自然力に對する保護の設備(例へば工場倉庫)に要する經費は生産的である。蓋し之なくては自然の爲めに生産を害せられるからである。之と同じく人爲的の侵害に對する保護の設備も亦生産的の放資と云はねばならぬ。何となれば之なくては人爲の妨碍に對して禦ぐ爲めに直接生産をなすべき勞力を割かねばならぬからである。而して國家の種々の設備は後者に屬するものであつて、之が爲めに要する經費は生産的と云はなければならぬ。

(2) 資本の觀念及び其の用途よりすると國家の事業に消費するは資本の破壊でなくて無形資本の形成に外ならぬ。個人が其の欲望を満たす爲めに要するものならば、其の形の何たるを問はず、利用自體は財である。其の財が生産より消費に至る階段に在るものは即ち資本である。故に國家の營造物は勿論のこと、國家の秩序又は國家それ自體も亦一の資本である。國家が起債によりて資本を個人

經濟より得て之を國家經濟に用ふるは、資本を一の形より他の形に轉ず(多く有形資本より無形資本に變ず)るものにして、之を資本の再生産と云ふべく資本の滅却といふことは出來ない。

此の説も亦概括的に公債を正當とするものであるが、之を非經濟的臨時費支辨に當て籍めると、是等の臨時費も亦國家經濟の生産費であつて、其の支出の効果は社會に固定資本を提供することとなるのであるから、公債を以て支辨すべく租税を以て支辨すべきでないといふことになるのである。

ワグネル以來學者は非經濟的臨時費を以て固定資本を形づくるものにあらずして、寧ろ資本並びに人の破壊を來たすものであると説く。従つて國民は現在に於て租税に依つて之を補填せなければならぬ。然るに此の資本破壊の損害は到底一會計年度に之を補填し得べきものでない。長きに亙つて之が恢復を計らねばならぬ。是に於て又公債に依るの已むを得ざるに至るのである。之を要するに、非經濟的臨時費は公債又は租税に依つて支辨すべきである。

第二款 經費充當資源の經濟的效果

一 臨時費支出の經濟的效果より觀れば、前款の研究に依り明かなる如く、起債と租税とは並び用ふべきである。然らば如何なる場合に起債に依り、如何なる場合に租税に依るべき乎。此の問題に答ふるには起債並びに租税が如何なる資源を取り上げるかを明かにせねばならぬ。

此の問題に關しては、アダム・スミス以下の正統經濟學派は、起債は資本を吸収するに反して租税は人民の純所得より徴收するとの説を立て、起債を不當とし租税を正當としてゐる。此の説の根本觀念は既に論評した。此の點に關してもデイ・チャールは攻撃を加へてゐる。曰く

(1) 人生の欲望は進みて底止する所を知らない。従つて國民經濟も亦進歩的のものである。然るに此の説は、國民經濟の目的を以て既存の欲望を満足するものと純所得なる剩餘とを生産するにありとするが故に、國民經濟は沈滯的のものになるのである。是れ明かに國民經濟の本質を誤るものである。

(2) 又租税及び起債の財源を全く異なりたるものとするは誤である。新生産

物の一部は經濟上從來の地位を維持するが爲めに自由に處分せねばならぬものであるが、他の部分は必ずしもさうでない。新生産物は總べて遊資であつて早晩人の欲望を満たすものである。従つて資本たるの運命を有してゐる。其の部分を破壊するも等しく資本の破壊であつて、現存資本の破壊と擇ぶ所がない。故に起債を以て資本の破壊と稱するならば、租税も亦資本の破壊と謂はねばならぬ。然し國民經濟に於て連續的に生産せらるゝ價値の剩餘所謂純所得は、不生産的消費に充てられる運命を有せないことが既存の所謂資本と同じである。却つて之を以て進歩して已まない人の欲望を満たすべき財の生産に用ふべきものである。故に新生産物は既存の資本と同一性質を有し、後より來たる國民勞働の基礎を作るものである。只だ如何なる財の生産に用ゆべきかに就き國民が選擇し得るの長所あるのみである。此の選擇は、如何なる方法に用ふれば最も利益あるかに依りて決すべきである。若し個人經濟に於て用ふることが最も利益であれば、之を國家經濟に移すは不利益である。然し其の不利なることは純所得たると既存の資本たるとを問はない。

デイーチェルは更に進んで、起債は社會に用途を見出さない遊資を取り、又は此の種の資本の成立を促がし且つ其れを取るのである。従つて之を資本の増加生産の進捗といふべきである」と説いてゐる。

二 余の觀る所に依れば、資本と所得とは觀念上に於て之を區別すべく、租税の支拂はれる源が原則として所得であるのは之を争ふ事が出来ぬ。然し租税が資本よりも亦支拂はれる事のあるのを忘れてはならぬ。殊に戦費支辨の爲めにする戦時税に於てさうである。蓋し戦費を専ら租税に依りて支辨するとせば、從來の租税の率を高めねばならぬのみでなく、新税を起さねばならぬ。而して其の増税が大なるに従ひ、生産は萎縮すべく、労働者は職を失ひ、國民經濟の生産力は大いに減すべきである。然るにも拘らず尙ほ進んで課税すると、租税は勢ひ放下資本をも奪ふ事となる。國民經濟は資本の缺乏によりて更に生産力の減退を來すであらう。國民經濟の生産力が衰へれば、國民所得は減るのである。國民所得が減れば、税源も乏しくなる。税源乏しくなれば如何にするも巨額の税を徴収する事が出来ぬ。事茲に至れば、國民經濟を殺し、財政をも殺す事となる。斯の如き

結果は租税が大なれば大なる程、其の國富が小なれば小なる程、租税の種類的選擇宜しきを得なければ得ない程、急速に且つ激烈に實現せられるであらう。故に國民經濟が、租税に依り、戦費の如き臨時費を支辨する力は、案外小さいものである。之に反して遊資のある所に就て公債を起すならば、其の爲めに自由所得を減ずることもなく、消費を少なくすることもなく、従つて生産を衰へしめ、税源を枯れしむることもないのである。公債が吸収し得べき遊資の額に相當するものを租税に依りて得んとせば、勢ひ遊資の存せない所にも課税せなければならぬ。遊資の存せない所に課税すれば、如上の結果に陥るのである。

三 以上論ずる所を以てせば、租税も其の賦課如何に依りては資本に喰ひ入ることがあるし、公債も常に放下資本を吸収すると限らぬ。遊資を吸収するに止まることもある。正統經濟學派の説には大なる修正を加へなければならぬと同時に、デイーチェルの説に眞理の存することも認めねばならぬ。然し余はデイーチェルの如く公債は常に遊資を吸収するといふ説を持するものではない。起債は遊資を吸収する外に時に放下資本を奪ふことがあり、又外國資本を吸収すること

がある。と解するものである。換言すれば起債の應募資源は外資、遊資、放下資本の三の中何れか一つであるといふべきである。起債が其の何れを吸収するかに依つて、其の經濟上に及ぼす効果は自ら異なつて來るのである。そこで余は起債應募資源の種類別に依つて其の効果を觀察して見やうと思ふ。

(1) 外資・吸収の場合。外債を起して外國資本を吸収するときは、内國産業に放下せられたる資本を奪はないから、是等の産業に悪影響を及ぼさない。加之、輸入せられたる外資は、之を私經濟的臨時費に用ひて國民經濟上に於ける固定資本を増し、以て經濟の發達を促すべく、之を國家經濟的臨時費に充て國家の事業を擴張し國民發展の基礎を作るべく、之を戰費其他の非經濟的臨時費に用ひて國土の安全、災害善後等の國民生活に必要な適切なる措置を取ることが出来る。然しながら他方面に於ては元利を外國に支拂ふ爲め他日多くの資金を外國に奪はれ、國際貸借關係を惡化する虞れがある。之を要するに、起債が外資を吸収する限り多くの場合に於て起債を不當とすべきでない。

(2) 遊資・吸収の場合。遊資の吸収とは國內に於て未だ何等の事業にも放下せ

られない資本を吸収するを云ふ。第一に起債が現存の遊資即ち未だ何等の事業にも放下せられない資本を吸収しても、産業を害する事は無い。而して經濟が發達せる國に於ては斯かる資本が頗る多い。デイーチェルが着眼した點は主として茲にある。又第二に起債は遊資の發生を促す事がある。其の原因の一は浮金埋藏金等が起債の爲めに社會に出る事である。是れ政府を信ずる事が會社及び私人を信ずるよりも優つてゐるからである。又國民的感情の沸騰した時は此の種の資金が富者の金庫貧民の懷中より出づる事を想像し得られる。其の原因の二は起債が貯蓄心を獎勵し又は消費を減じ生産を多くせんとする傾向を生ずることにある。起債が貯蓄心を獎勵するか租税が貯蓄心を獎勵するかは古來議論の岐るゝ所である。リカルドは租税が貯蓄を獎勵することを説いて曰く、戰費を四千萬磅とし之を支辨する爲めに個人の租税負擔額を百磅とし、一時に之を納付するとしたならば納税者は自己の所得から之を節約せねばならぬ。然るに起債に依りて支辨することゝすれば納税は毎年其の百磅に對する利子五磅を拂へば足るのである。而して此の五磅を各人の所得から取ることは誠

に易々たる業であつて、各人は之が爲めに富を減じた感想を抱かない。従つて貯蓄の刺戟とならないのである。

と。併しながら是れは事實に反す。五磅を節約する事は人の能くする處である。故に實際之を節するに至るであらうが、百磅を俄に節約することは殆んど不可能である。従つて實際上節約を見る事は少ないであらう。リカルドの論は抽象に走りて實際を忘れたものと云はねばならぬ。デイーチェルは論じて曰く、

重税は個人の營業資本を減じ従つて其の所得を少なくし爲めに經濟上の力を損じ貯蓄の能力と刺戟とを併せ失はしめる。獨り相當の増税は個人の營業資本を弱むる事なく、節約せば其の目的を達するに難くないから貯蓄を奨励する事となる。之に反し起債は國家に移せる遊資を補はんとする動機を個人に與ふるから、大いに貯蓄を奨励し、生産を大にし消費を減ぜん事を努むるに至る。

と。蓋し起債が如何なる程度に於て貯蓄心を刺戟するかは、起債の額、國民の性質、其他經濟上の状態に依りて異ならざるを得ない。佛國労働者の如きは公債募集に應じ其の拂込を爲さんが爲めに特に節約勤勉して貯蓄を爲す風があるといふ。

何れにせよ起債が既存の遊資又は之が爲めに新たに生ずべき遊資を吸収するに止まるときは、起債を正當と云ふべきである。

(3) 放●下●資●本●吸●收●の●場●合● 起債が放下資本を吸収するときは其の資本の放下せられたる事業を衰へしめ、延ひては國家の税源を枯渴せしむることがある。故に此の種の起債は之を不當と謂はねばならぬ。正統經濟學派の論にして傾聽すべきものありとせば、即ち此の場合である。ワグネル亦之を辯護して曰く、起債は多く此の場合に屬するを以て租税は大體に於て起債に勝れり」と。然し余はワグネルが最も發達したる國の經濟状態を輕視したのではないかを疑はざるを得ない。國民經濟の最も發達した國に於ては、公債所有者は公債償還を以て財産上の不幸となすのである。蓋し他に有利な放資方法を發見することが困難であるからである。是れ正しく資本充實の證とするに足る。斯かる國に於て起債を爲すに放下資本を吸収することは容易にあり得ない。ワグネルは又曰く、投下資本を吸収する場合に於ては如何なる重税も起債に優る。何となれば經濟上に及ぼす影響は兩者共に悪いが、其の程度に於て起債が甚だしいからである」と。之を要するに、

此の場合に於ては起債を不當とせねばならぬ。

五四〇

要するに應募資源の經濟的影響より觀ると、外資又は遊資を吸収するに止まる間は公債を起すも妨げないが、放下資本を吸収するに至れば公債を起すべきでない。

第三款 起債租稅選擇の程度

臨時費支辨方法としては現代に於ては起債と租稅とが並び用ひらるべく、只だ場合に依つて其の孰れに依るを本則とするかの差あるのみ。之を經費支出の經濟的效果より觀れば、私經濟的臨時費は起債に依るを本則とし、國家經濟的臨時費は租稅に依るを本則とし、非經濟的臨時費は租稅と起債との兩者に依るべきものである。之を經費充當の資源の經濟的效果より見れば、外資遊資を吸収し得る間は起債に依るべく、放下資本を奪ひ去るに至らば租稅に依るべきものである。

斯の如くして起債租稅の限界は一應明瞭となれるが如きも、尙ほ起債が外資並びに遊資を吸収する間は毫も租稅に依るの必要なさにあらずやの疑問を生ず。之を明かにせんとせば財政上の見地に立ち之を觀察せねばならぬ。此の問題は

非經濟的臨時費殊に戰費を支辨する場合に於て起るものであるから、戰時租稅と戰時債との選擇の程度如何と云ふことに歸着す。従つて此の問題を解決せんとせば先づ現代の戰爭及び戰費の性質を明かにせねばならぬ。

現代に於ける戰爭は急速に來り、大規模に行はれ且つ永續するものである。故に財政は戰爭の急速性にも應じ、其の永續性にも適するやうに巨額の戰費を支辨せねばならぬ。戰費は莫大なる故に、之を戰時租稅によりて支辨せんとするも戰時租稅は急速に巨額の收入を得ることを得ない。故に戰費は大體に之を公債によりて支辨することとなる。而して戰費を公債により支辨すれば之に對して利子を拂ふべく、其の利子の額も亦比較的巨額に上るものである。戰爭が長きに亙るときは此の種の經費は次第に多きを加へる。是れ戰費の餘波として起れる經費であるから、間接戰費と名づける。戰爭は國民經濟に打撃を與へるものであるから、租稅收入を減ずるものと云はねばならぬ。然るに戰爭あればとて戰費以外の國家の經常費は俄かに減少するものでないから、戰時財政は租稅收入の減少による缺陷を何かの方法に依り補充せねばならぬ。之を消極的戰費と名づける。

今間接戦費と消極的戦費とを合せば其の額は決して鮮少でないが、之をも戦時公債に依りて支辨せんとすると、常に戦時公債が累積して已まないのみならず、公債の利子は他の公債の手取金によりて支拂ふこととなり、或る種の經常費も公債を以て支辨する結果を來す。是れ不健全なる財政策にして國家の信用を維持する所以でない。若し斯の如き財政策を採れば、戦時公債は之を起すことを得ず。之を起すも高き利率と低き發行價格とを忍ばねばならぬこととなる。是が故に公債によりて戦費を支辨するの策を採るとするも間接戦費と消極的戦費は租税によりて之を支辨せねばならぬ。是れ實に戦時税の最少限である。然るに此の最少限は戦争が長引くに從ひ愈々多くなるのである。

要するに、現代に於ける戦争は急に而も長く巨額の経費を必要とするものなるが故に、戦費支辨方法としては戦時公債によらねばならぬ。戦時税に至つては間接戦費、消極的戦費を支辨することを最少限度とすべきである。而して所謂消極的戦費は戦争と共に生じ間接戦費は戦時公債を起すと共に生ずるものなれば、戦時税は戦争の初めより之を起さねばならぬ。

第二節 非常準備と起債との選擇

非常準備に關聯しては、絶對的には是認する者と、相對的には是認する者と、全然反對する者がある。

一 理論發達の歴史より云へば、非常準備の絶對辯護説が先づ起つたのである。十六七世紀の政治學者及び内帑學派の説は、公債を斥くる結果として殆んど凡て非常準備を是認せんとするものであつた。正統經濟學派起るに及び經濟理論に一變革を來したが、公債を排斥し非常準備を辯護する點に於ては同様であつた。此等の説の多くは消極的に非常準備を辯護するものであるが、ヒュームの如きは積極的に非常準備の利益を説いてゐる。曰く、一朝事あるに際して非常準備を開放せば、金融の逼迫を緩和し、戦争の爲めに生じ易き信用の缺乏を防止するを得と。

二 公債は已むを得ざるものにして而も亦必要なるものであると云ふ事を認むるに至つて、非常準備に關する學説も亦一變し、非常準備の絶對辯護説は轉じて排斥論となつた。此の學説は獨逸にては官吏的國家の財政學の成立と共に起り

十九世紀の後半に至るまで學界を風靡したが、歐洲の他の諸國にては今日も尙ほ勢力を有してゐる。此等の學者の論ずる所を見るに、非常準備は不充分且つ不必要にして經濟上及び政治上に有害なりと云ふのである。曰く

(1) 經濟上有害である。即ち第一に非常準備の利子を損し、第二に一般流動資本の利率を高め、第三に經濟上の發達を害するのである。

(2) 現代國家は其の信用の力により自國の資本は勿論外國の資本をも容易に集める事が出来る。故に非常準備を事前に蓄積する必要がない。

(3) 準備金は不充分である。準備金を多く積む事は現代文明國の財政の許さない所である。處が現代の戰爭に要する費用は巨額に上るから、たとへ準備金を設けても不時の用に充るに足りない。

三 非常準備排斥論は久しく獨逸の學者の唱ふる所であつたが、近來に於ては非常準備を或る範圍に於て認めんとするのである。曰く

(1) 非常準備は經濟上に有益である。たとへ利子を損しても開戦の際に自由に金錢を處置し得るが故に國家及び國民經濟に安全の保障を與へるものである。

(2) 非常準備は必要である。蓋し公債は常に自由に起し得ないからである。

(3) 非常準備は目的を達するに不充分でない。非常準備の目的は戦費の全額を支辨するものでなく、開戦の際の動員費にあてるのであるから、多額を要しない。

(4) 非常準備は國境の地理上の性質、國家の政治上の地位及び軍事組織の如何により、重要な價值を有するものである。

四 現代に就て考ふるに、絶對的辯護論を捨てねばならぬ。かの排斥論者の云ふが如く、非常準備は不必要にして不充分なるのみならず、經濟上に有害なる爲めである。之に反し關係的辯護論は總べての戦費を支辨せんとするにあらずして、單に動員費を支辨せんとするに止まる。故に單に戦費支辨に不充分なりと云つて之を斥くを得ない。又動員の迅速を要する事は如何なる場合にも眞理にして、従つて其の經費支辨も亦迅速なるを要す。排斥論者は起債によらんとするも、國によりては常に必ずしも可能でないから、非常準備を必要なりとして俄かに斥くるを得ない。要するに、關係的辯護論は動員費を迅速に辨ずると平時に利子を失ふの事を比較して是非を決するのである。

第六章 公債の種別

公債は種々の原因(我が國債統計は起債目的を制度變更、殖産興業、軍事、財政整)に依つて起され、種々の形式(内國債は五分利公債、甲號五分利公債、第一回四分利公債、第二回四分利公債、四分なり、外國債は第一回四分利付英貨公債、五分利付英貨公債、四分利付佛貨公債、第三回四分利付英貨公債、六分半利付米貨公債、六分利付英貨公債、五分半利付英貨公債、五分半利付米貨公債、南滿洲鐵道株式會社英貨社債よりなる。尙ほ其他に)を具ふるが、其の管理上より流動公債と確定公債とを分たねばならぬ。流動公債と確定公債とを分つ學說には、基金說、期限說、起因說、總額說の四つがある。

- (1) 基金說に依ると、公債の支拂に特定の基金を擔保となすものが確定公債であり、特定基金を擔保となさざるものが流動公債であると説くのである。公債發達史上より見れば半面の眞理はあるが、今日の文明國に於ては確定公債に對しても特定の基金を擔保とせざるを普通とするが故に、此の説は採用するを得ない。
- (2) 期限說に依ると、流動公債は短期公債であり、確定公債は長期公債であると説く。大體の標準としては誤ないが長短の差は機械的に失して明確を缺く。

(3) 起因說に依ると、流動公債は法律上國庫に入るべきものと豫期せられたる未來の收入を現在に用ふるものであり、換言すれば一時的金庫不足を填補するものであり、確定公債は主として非常不足を填補するものであると説くのである。そこで學者或ひは流動公債を年度内の公債とし、確定公債を年度外の公債とするものがある。起因說は期限說の反面である。一時的金庫不足を補ふ必要より起したるものは近き將來に於て豫期せられたる收入により之を支拂ふべきが故に其の期限短く、非常不足填補の爲めに起すものは近き將來に收入によりて返還するを得ないから自ら期限が長くなる。

(4) 總額說に依ると、流動公債は其の額一定せず、外界の事情に依りて變動常ならざるものであり、確定公債は其の額一定し、其の義務履行に關する經費は經常費として豫算に現はれ、確然と定まれるものであると説くのである。此の説は起債の原因に交渉を持ち、最も妥當の説である。蓋し經濟的臨時費を支辨するには公債に依るべく、非經濟的臨時費を支辨するには、それが外資遊資を吸收する限り公債に依るべきである。斯の如くして起す公債は其の額も初めより定まり、其れに關しては政府は先づ議會の協賛を経て經濟市場の情況に鑑み適當の時機に之を起

すのであり、其の公債の利子は豫算に於て年々公債費として經常費に計上するのである。故に此の種の公債は確定公債である。處で政府が豫算を執行するに當り時に一時國庫不足を生ずる事がある。即ち一會計年度の終りに於ては收支相適合するも、或る一定の時に於ては収入未だ充分に入り來らず、而も多額の支出をなさねばならぬ事がある。斯の如き場合に起した公債は収入の入るに従つて之を支拂ふことが出來、少なくとも一會計年度の終りに於ては之を完済し得べきである。従つて其の額は、國庫に入り來る収入と國庫より出づる支出との關係如何によりて、常に變動するを免れない。故に此の種の公債は流動公債である。

第一節 流動公債

流動公債 *Schwebende Schuld, floating debt, dette flottante* は財務公債と政務公債の二より成る。此の區別の標準に關しても學者は各々見る所を異にす。或ひは起債に關與する機關によりて區別し、政務公債を定義して行政部局の行動に依つて生じ其の契約には立法權を要せないとするものがある。或ひは法律の強制の有

無に依つて區別し、財務公債は任意公債であり、政務公債は法律上の公債であると説く者がある。孰れも妥當で無い。蓋し政務公債と財務公債との區別は之を起債の目的に求めねばならぬ。即ち政務公債は政務上の目的を達せんが爲めに生じ、其の財政上に利用せらるゝは偶然の結果に過ぎぬに反して、財務公債は財政そのもの、目的の爲めに之を起すものである。是が故に起債の形式が契約なるに於ては、國家が契約に依つて金錢其他の資本を得るは、政務公債に在りては目的でなく行政司法の目的を達する一の手段であるが、財務公債に在りては其れが目的であつて其の資金に依つて以て収入の填補をなさんとするのである。

第一款 政務公債

一 政務公債とは國家が政務を行ふに際し、其れに隨伴して生ずる公債である。即ち國家が私人より資金を受取り之に對し、國家が反對給付を爲すの義務を負ふものである。保證金、供託金、保管金、貯金預金等に對する債務が主なるものである。(1) 保證金債務は國家が官吏又は他の關係人より保證金を徴し一定の規定に依つて之を償還する義務を負ふものであり、(2) 供託金債務は法令の規定に依りて

金庫が金銭及び有價證券を保管し、供託者が指定したる者又は法令若くは裁判所依りて定まる者に還付すべきものであり、(3)保管金債務は法令に依りて政府が金銭の保管を受け権利者の請求に依つて拂戻すべき債務を負ふものであり、(4)貯金預金債務は政府が貯蓄銀行、商業銀行の借方營業を爲し、之に依つて債務を負ふものである。即ち私人と貯金預金契約を結びて私人より金を得ると共に其の請求に依つて同額の金銭を返還すべき債務を負ふものである。

二 政務公債は斯の如く行政司法の目的を達する爲めに生ずるものであるが其の私人より得たる資金を管理し之を返還する義務を負ふ以上は公債たること論が無い。然し其の管理が財務官應に移るのでなければ財政上の意義ありと言へない。又其の管理が財務官應に移るも、單に特定財産の保全を爲すことを目的とするに止まり不特定物として國家に處分權を任すのでなければ財政上の關係が甚だ薄いのである。故に政務公債をして財政と密接の關係を保たしめんとせば第一に個人より受取りたる資金を財務官應の管理に委ねばならぬ。第二に不特定物として財務官應の處分に任さねばならぬ。現今法律上經濟上に於て斯

かる性質を有するものは金銭及び無記名證券である。國家が私人より得たる金、錢、其他の資本を不特定物として處分し得るとせば、一時的金庫不足の填補を爲す爲めに之を轉用することが出来る。加之進んでは財政上の流動公債に用ふることも出来る。大藏省預金部が大藏省證券の發行に應ずるが如くである。

三 政務公債は債權者の請求により返還せねばならぬ事がある。其の何時請求せらるゝや測り得ないものには財政上の危険が存する。之を爆發的要素と云ふ。爆發的要素は政務公債の種類に依つて大いに異なる。

(1) 保證金債務に在りて保證金を返還するは多く其の之を納めしむる行政上の理由が止みたる時に在るから、支拂の時期は外界の他の事情と關聯し、比較的豫想し得るのみならず、頻繁に起るものでないから、財政上の危険は少ない。

(2) 保管金債務及び供託金債務に至つては、寄託者又は受取人の請求に依つて支拂はねばならぬ。故に爆發的要素が多分に存在し、財政上の危険も亦多い。

(3) 貯金預金に至つては、全く貯金者預金者の意思に依つて引出すものであるから最も爆發的要素に富む。故に一方には銀行營業と同じく相當の支拂準備を

置かねばならぬと同時に、他方には其の危険を未發に豫防せねばならぬ。其の豫防の方法は一人に對する貯金額預金額の制限及び確定公債の組換である。

第二款 財務公債

財務上の流動公債は一時的國庫の不足を補填する爲めに起すものである。近き將來に於て収入が這入つて來ることが豫期せられて居るので、此の種の公債は之に依つて支拂はるるものであり、従つて期限は極めて短きを特色とす。財務公債は之を分つて銀行債務、大藏省證券、兌換紙幣の發行とす。

第一項 銀行債務

銀行債務は國庫が銀行に對して負ふ債務にして、國庫金管理上の銀行債務と一時借上金債務とに分つ。國庫金管理上の銀行債務は、國庫金管理の銀行が國庫の収入を豫期し既收額に超ゆる政府の支拂命令書を銀行券で支拂ふに依つて生ずる債務である。謂はゞ國庫に對し當座貸越をなすものである。一時借上金債務とは國庫が銀行と契約し短期の資金を借るものである。

銀行債務は國庫には便利であるが、國民經濟上に影響を及ぼす事が少なくなつ。

即ち銀行が國庫に貸したる額は之を自由に處分するを得ないから、一般財界に對する貸付割引の資金を減少する事となり、各個人に對し營業上の正當の貸付を制限し割引率を引上げねばならぬ。銀行債務に對する管理の法則は次の如し。

(1) 銀行が國庫に貸付けたる爲めに民間の取引先に對して割引を制限し、又は其の割引率を高むるに至らば銀行債務は國民經濟上多きに失すると云はねばならぬ。従つて其れ以上の借上を爲すことなく、又は他の起債方法に依つて銀行債務を償還する事を財務行政の義務とせねばならぬ。

(2) 第二に、銀行は他の貸付を制限せず其の割引率を引上げる事なく、而も國庫の借上を爲し得る方法を探るにある。此の方法を探るには銀行が正貨準備を超え兌換券を發行し得るのでなければならぬ。我國は兌換券發行の權を中央銀行にのみ許すが故に、日本銀行と借上契約を結べば此の管理の法則に従ふ事となる。

第二項 大藏省證券

大藏省證券は大藏省が出納上に於て一時使用する爲めに發行する證券にして、其の所持人に短期に於て證券の呈示に依り國庫より一定の金額を受取る權利を

與ふるものである。大藏省證券の發行は確定公債證券の發行と能く似てゐるが、其の總額が財政上の需要に依つて變じて一定せないのと其の時に入つて來る收入を以て支拂はれる事とは流動公債の特色を充分に發揮してゐるものである。

大藏省證券は金庫不足を補填する爲めに發行するものなるが故に、短期に償還せられるものである。我國の法律に依ると、期限は一年以内となつてゐる。大藏省證券の本質より見て當然の事である。然るに會計年度の終りに於て收入の總べてが入り來らざる事があるので、圖に依りては年度外に互る大藏省證券の發行を許すものがある。大藏省證券には利子を附せねばならぬが、利子を附する方法に二ある。普通貸付の場合に於けると同じく確定利子を附するのが其一にして、割引の方法により利子を先づ差引くものが其二である。我國にては大藏省證券は割引によりて發行する事を得る事となり、近年の實際に徴するに殆んど割引發行に依つてゐる。而して政府が割引發行を爲すや、日本銀行又は大藏省預金部が引受くるのを例として居る。最近に至り入札發行が行はるゝ事となつた。

大藏省證券は一時の金庫不足を填補する爲めに發行すべきもので非常不足を

填補する爲めに發行してはならない。非常不足を填補する爲めには確定公債を發行せねばならぬ。蓋し非常不足を填補するに流動公債を以てするときは種々危険がある。即ち其の短期の期限満了するも必ずしも完済することを得ないから借換直さねばならぬ。然るに其の時に偶々經濟上の恐慌其他金融界に變調が起ると、借換は決して容易でなく、爲めに財政難を惹起するからである。故に斯の如くして起せる流動公債は速に確定公債に組換へねばならぬ。

第三項 兌換紙幣の發行

兌換紙幣とは所持人の要求次第に其の表示する金額を正貨にて支拂ふことを約する國家の證券にして政府が支出の要ある場合に發行するものである。而して兌換の準備金は發行の金額に及ばざるを常とするが故に、其の及ばざる範圍に於て政府は無利子で借金すると同じである。故に國家が經費を支辨するが爲めに之を發行するときは、一方に社會に通貨を供給すると同時に、他方に兌換義務の存する公債を發行するものと云ふべく、其の額は外界の事情によりて變じ、且つ發行者の意思は短期に償還するに在るを以て流動公債の性質を有するものと云ひ

得られる。兌換紙幣は準備金の額及び通貨需要額に依りて自ら一定の限界を有してゐる。故に戦争其他非常の経費を辨ずる爲めに此の限界を超えて發行するときは不換紙幣となる虞れがある。實際に徴するに、兌換紙幣の發行は平時に於て一時國庫金不足を補填する方法として採られる事は稀である。寧ろ非常不足を補填する方法として採られ勝ちである。處で其れは公債政策として誤である。

第二節 確定公債

公債は私債の形より進み次第に期限の長いものが出來、其極に、元本償還の永遠に延ばされたものに迄發達して來た。斯くして確定公債は有期公債と永遠公債との二形式を有してゐるのである。

第一款 有期公債

有期公債は一定期限に於て國家が元金償還の義務を履行することを約する債務である。而して其の元金償還の期限には最終の時期が定まれば可いのである。

一 有期公債は期限を標準として有期一時支拂公債と有期定期額支拂公債と有

期隨時支拂公債とに分つ事が出来る。

有期一時支拂公債は償還年限を定め其の期限に至り一時に支拂ふものである。有期定期額支拂公債は一定期限の中に年々定額を償還し満期に及んで全債務を償還し終るものである。此の公債には支拂表が出來て、其の支拂方法は元利濟崩法によるものである。

有期隨時支拂公債は一定の償還年限内に於て政府が其の財政の都合に依り隨時に支拂ふ公債である。米國に盛んに行はれアメリカ式公債と云ふ。

有期公債の期限の定め方如何によりて財政の便不便が甚だ異なつてくる。故に公債の發達は漸次其の不便なるものを棄て、便利なるものに移つたのである。有期一時支拂公債は財政上最も不便である。蓋し其の期限中は財政の餘裕あるも償却することが出來ぬ、又經濟の進歩に従ひ利子低減するも借換を爲す事が出來ぬ、加ふるに満期限には財政の困難あるも償還をせねばならないのである。此の種の公債は歴史上初期に屬し現今の公債政策に採用せられない。

有期定期額支拂公債は支拂高が年々差なく且つ其の額が多くないから、年々の豫

算に算入することが容易である。然し政治上經濟上波瀾ありて他に經費の増加を生ずるか又は収入の減少を來すときは、支拂の困難を生ずるのである。斯の如き場合に政府の信用を維持せんとせば、勢ひ高利の新債を起すか又は増税を爲す事となる。又經濟市場の好況より利子の低落を來すときにも借換を爲して國庫の負擔を減ずる事が出來ないから、其の損失が少なくない。是を以て此の種の公債は財政上不便のものとして棄てねばならぬ。

有期隨時支拂公債は、前二種の公債に比し進歩したる公債にして財政上の利益が多い。即ち第一には償還に届伸ありて毎年必ずしも支拂を要せぬ。政府の便宜に依つて其償還と否とを決することが出来る。第二には一般金融市場に於て利子低落すれば借換を行ふことが出来る。然し此の公債にも亦不利なる點が少なくない。満期には如何に財政上の困難あるも必ず償還せねばならないのみならず、償還するときは非常の資金を一時に民間に撒布して金融を亂すの虞れがあるからである。斯の如き不利は畢竟公債の期限が一定せるに在るが故に公債は無期公債即ち永遠公債に發達せざるを得ないのである。

二 元利支拂方法を標準とし、有期公債を年金公債、富籤公債、普通公債に分つ。

(1) 年金公債は國家が債權者に對して其の元利を一定の期間又は其の債權者の死亡に至る迄定期に支拂ふ事を約するのである。故に年金は國家が債權者に元利支拂の方法に關して約するものと云ふべきである。年金は定期に支拂ふものにして多くは一年毎一回である。更に年金は一定の期間又は債權者の死亡に至る迄繼續するものであつて、有期年金と終身年金とトンチン年金とに分れる。

(a) 有期年金とは國家が一定期間債權者に對して一定金額を支拂ふことを約するものである。故に其の有期年金の額が過大にあらざる限りは國家は其の債務を履行するに困難でない、又期間長きに失せざれば利子の低落に依る借換が出來ないといふ批難も生ぜない。加之之を債權者より觀れば、一定の期間或る一定の出資に對して最も多額の収入を得、之により特殊の目的を達する事が出来る。

(b) 終身年金とは國家が債權者の死亡に至る迄一定額を支拂ふことを約するものである。年金の基礎は生命保險會社の死亡率に依つて算定せねばならぬ。實際には債權者たる人の死亡は或ひは長きことあり、或ひは短きことあり、其の長

短に依つて國家の損得に差が出来る。然し之が爲めに財政上の困難を惹起するに至らぬ。何となれば比較的少額の償還を徐々に爲すことに歸するからである。終身年金は債權者を誘ふに有效の方法である。

(c) トンチン年金とは、終身年金に投機的元素を加味し、生存債權者が死亡債權者の年金を得る様に仕組めるものである。此の年金は私人の射倖心を刺戟し、之をして容易に年金契約に加入せしむるに至るのであるが、其の年金額が大なれば大なる程、財政上の不利も亦少なくない。

(2) 富籤公債は一定の計畫に依り抽籤を以て資本の償還をなすと共に當籤者に一定の割増金を與ふる事を約するものである。富籤公債には利子を附せない事もあるが、概ね利率を市場利率より低くし、其の差を以て一は割増金の資源とし一は國家の所得とする。此の方法に依るときは私人は射倖心を満足すると共に而も他の富籤の如く總べての掛金を失ふ事がなく、國家は低利の公債を起すの利益がある。然し此の種の公債に於ては國家が財政上の都合に依りて償還せんとするも其の自由が無く、又借換に依りて利子を低減せんとするも其の由なく、加之

其の取扱に於て非常の手續を要するので、財政上の不便利が少なくない。

(3) 今日の文明國に於ては多く元利支拂を別々に爲す所の普通公債を採用してゐる。國家は年々規則正しく利子支拂を爲し、元本の支拂は財政上の都合に依つて之を爲す事もあり又は爲さざる事もある。是れ有期公債の中のアメリカ式公債に於て初めて能くし得べきである。

第二款 永遠公債

永遠公債は國家が毎年利子の支拂義務を負ふに止まり、元金支拂は無期限にして國家の隨意に任せらるゝ公債である。故に債權者は利子支拂の請求權を有するも元金支拂の請求權を有しない。之に反し國家は元金支拂の權利を有し義務を負はず、只だ年々に利子を支拂ふ義務がある。是が故に *Rentenschuld* の名がある。永遠公債は有期公債のあらゆる弊害を脱し公債の最も發達したるものである。有期公債は戦争其他國難の爲めに財政上の危機に逢着するときは償還する事が出来ない。其の結果として高利低價の新債を起さねばならぬ事となる。之に反し永遠公債は無期にして之を一定期に償還する義務がないから、斯の如き困難を

生じない。同時に公債の償還を無期に延ばすも財政上の不利を招かぬ。却つて國庫の利得となる事がある。其れは貨幣價值が下落する爲め後年に至るに従つて同額の債務も負擔を減ずるに至ると共に、富の増殖するが爲め公債額の減少と同一の結果を生ずるからである。而して此の財政上の利便は同時に債權者の不利となるものでない。否却つて公債に放資するものは其の償還を喜ばない事となる。何故かと言ふに、公債は現金よりも安全にして而も相當の利殖を得るのであるが、もし償還せらるゝ事となると、更に安全なる放資の途を他に求めねばならず、手數がかゝるからである。若し事業の企圖に資金を必要とせば公債の償還を待つを要せず、何時にても之を銀行に擔保として金融を計り得られるし、之を證券取引所に於て賣りて現金に代へることが出来るのである。故に償還期限の無きことは少しも債權者を害することがない。既に財政上至便のものにして又債權者の歡迎するものである以上は、公債の方式は之を以て中軸とせねばならぬ。

第七章 起債行爲

第一節 強制公債、愛國公債、任意公債

起債は國家の一方行爲たることがある、交附公債の如し。然し普通の場合に於ては雙方行爲たることを常とする。即ち國家が私人より資金を受取り之に對して公債務を負ふを云ふ。

雙方行爲は國家が私人を強制して之を爲すことがあるが、其れは今日に於ては國家非常の場合に偶々之を見るのみであつて、起債の常道としてはならぬ。起債の常道は、個人が強制を受けず自由意思に依りて資金を國家に移し、國家が之によりて債務を負ふに存す。前の場合に生ずる公債は所謂強制公債にして、後の場合に生ずる公債は任意公債である。起債に際し強制を用ゆる迄に行かなくとも尙ほ愛國の感情に訴へて之に應ぜしむるものがある。之を愛國公債と云ふ。

一 強制公債は、國家が其の權力に依り個人の資金を國家に移す事を強ひ、之に對して公債證券を與へ、其の約款に依つて國家自ら債務を負擔するものである。故に強制公債は財産税と同じく各個人の財産の評價及び臺帳の作成を前提とす。